



平成 30  
年度版  
2018

Inzai City

# 印西市 環境白書



「印西市環境キャラクター エコネ」

千葉県  
印西市





## 平成30年度版 印西市環境白書の作成にあたって

### 「ひと まち 自然」が調和し、豊かで安心できる「印西市」の実現に向けて



印西市は、里山に代表される豊かな自然と豊富な水に恵まれた田園風景が広がるとともに、強固な地盤と質の高い都市機能が集積された千葉ニュータウンを有しており、この自然環境と都市環境が見事に調和したすばらしい「まち」でございます。

さて、本年度は日本各地で地震や記録的豪雨、大型台風などに襲われ、甚大な被害が発生してしまいました。特に、災害級とまでいわれた猛暑や従来と異なる異例の進路コースの台風など、「気候変動」や「地球温暖化」を再認識した人も多かったのではないかと思います。地球温暖化に対する我が国の取り組みとしましては、新枠組「パリ協定」を踏まえて作成された「地球温暖化対策計画」が既に始まっております。本計画では中期目標として2030年度までに2013年度比で26%の温室効果ガスの排出削減を位置付けているため、国、県とともに本市におきましても、これまで以上に取り組みを強化しなければなりません。そこで、今回は特集記事として「温室効果ガスの削減」を取り上げ、市民の皆様とともに生活行動改善に取り組むことにより、地球温暖化防止等に繋げていければと考えております。

また、平成29年4月に「土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(残土条例)」を施行しました。本条例では、200m<sup>2</sup>以上の埋め立て等について、事前届出もしくは許可申請を必要とし、土地の埋立て等およびこれに供する土砂等について、必要な規制を行うことにより、土壌や地下水汚染を未然に防ぎ、災害の発生を防止していきます。

さらに、その他の環境施策の取り組みについても、「印西市第2次基本計画」に基づき、目標年次(平成32年度)の将来都市像の実現に向け、ごみの不法投棄対策、高度処理型合併処理浄化槽設置への補助金、有害鳥獣対策、ごみの減量化・資源化、自然環境保全意識の普及などの推進に努めるとともに、様々な環境問題の改善に努めて参ります。

「平成30年度版 印西市環境白書」は、平成29年度における市の環境の現状と取り組みの進捗状況をとりまとめたものでございます。本書を市民の皆様にご活用いただき、市民一人ひとりが身近に出来ることから取り組んで頂ければ幸いです。

結びに、本環境白書の作成にあたり、熱勢にご審議いただいた「印西市環境審議会」及び「印西市環境推進市民会議」の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成31年2月 印西市長 板倉 正直

# 平成30年度版 印西市環境白書 目次

## はじめに

1 印西市環境白書作成の趣旨	1
2 印西市環境基本計画	2
3 環境指標の達成状況	3
4 環境の現状と課題	7
5 環境審議会委員からの意見・提案	9
6 環境推進市民会議委員からの意見・提案	10

## 第1章 いんざい環境特集

特集 2018 温室効果ガスの削減	12
-------------------	----

## 第2章 基本目標の進捗状況

基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して	
1- 1 緑や水辺を守り育てよう	16
1- 2 生きものと共存しよう	19
基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して	
2- 1 生活環境に不安がないまちを目指そう	21
2- 2 有害物質の排出・侵入を防ごう	26
基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して	
3- 1 快適で住みよいまちにしよう	28
3- 2 歴史・文化が感じられるまちにしよう	32
基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、 地球環境に負荷を与えないまちを目指して	
4- 1 地球にやさしいまちをつくろう	35
4- 2 資源循環型のライフスタイルを実践しよう	38
基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、 みんなで環境を育てるまちを目指して	
5- 1 環境を考え行動をする人を育てよう	40
5- 2 環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう	41

### **第3章 印西市庁内エコプランの進捗状況**

1 印西市庁内エコプランの概要	44
2 エネルギー等使用量及び温室効果ガス排出量	46
3 取り組み実施状況	52

### **資料編**

1 環境に関する統計データ	資料- 1
2 環境施策進捗状況調査結果	資料- 19
3 温室効果ガス排出量の算出方法	資料- 42
4 用語解説	資料- 45

この「平成30年度版 印西市環境白書」は、主に平成29年度の実績に基づき、作成しています。



# はじめに

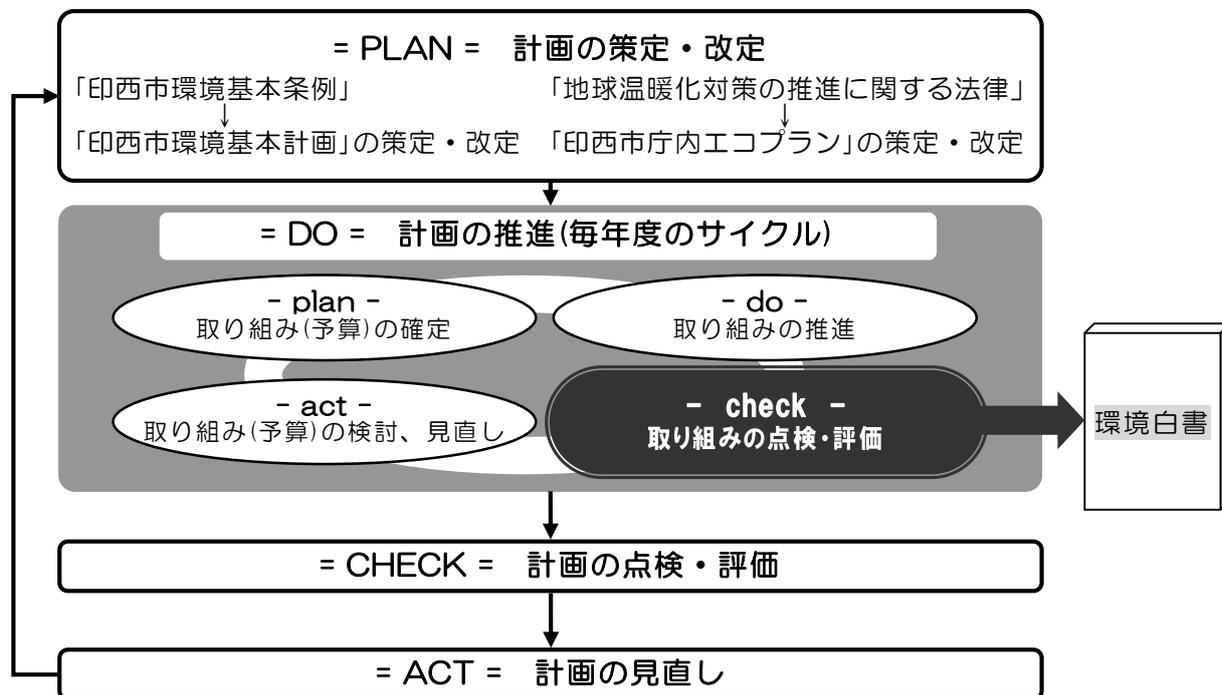
## 1 印西市環境白書作成の趣旨

印西市は、平成 25 年 3 月に印西市環境基本計画※を新たに策定しました。環境基本計画は、印西市環境基本条例※に基づき、将来のより良い環境づくりを目指すため、施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。また、平成 30 年度より第 4 次印西市市内エコプラン※を進めています。市内エコプランは、「地球温暖化対策の推進に関する法律※」に基づき、市内における地球温暖化対策を効果的に進めるための計画です。

環境基本計画と市内エコプランは、取り組みの進捗状況を年度ごとに点検・評価し、その結果を次の取り組みにフィードバックする plan・do・check・act を繰り返す仕組み (pdca サイクル) によって、進行管理を行います。

印西市環境白書は、環境基本計画と市内エコプランの年度ごとの取り組み状況や目標の達成状況の報告書として、市民の皆様にご公表するものです。また、各種の測定データなどの市の環境に関する情報をとりまとめたデータ集として、広く周知するものです。

### 《 環境白書の位置づけ 》



本文中、※印の付いている用語の解説は、資料編 P.45 用語解説をご覧ください。

## 2 印西市環境基本計画

印西市は、みどり豊かな農地や樹林地が広がり、利根川や手賀沼・印旛沼などの多くの水辺環境に恵まれた自然豊かな側面と、千葉ニュータウンをはじめとした「街」としての機能を併せ持つ環境であることが特徴です。

市では、豊かな環境を将来にわたって守り育てていくため、平成 22 年 3 月の合併後に新たな印西市として、環境基本計画を平成 25 年 3 月に策定しました。

印西市を取り巻く環境の現状と課題をふまえ、印西市が目指す将来環境像を『「ひと まち 自然」が調和し 豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい』と定め、これを実現するために 5 つの「基本目標」と具体的な取り組みに向けた 10 の「取り組み方針」を設定しました。これらの方針に基づき、環境保全と創造に向けた行動を展開していくほか、重点プロジェクトとして「地域で里山\*を守り・育むしくみづくり」、「地域ぐるみによるごみ減量・リサイクル活動の展開」、「再生可能エネルギー\*・省エネルギー化への推進」に取り組んでいきます。

本環境白書は、5 つの「基本目標」と具体的な取り組みに向けた 10 の「取り組み方針」に沿って記載しています。

### 《 将来環境像と施策体系 》

<b>将来環境像</b> <b>「ひと まち 自然」が調和し</b> <b>豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい</b>	<b>基本目標 1</b> <b>【自然環境】</b>	緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して 取 り 組 み 方 針 (1) 緑や水辺を守り育てよう (2) 生きものと共存しよう
	<b>基本目標 2</b> <b>【生活環境】</b>	安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して 取 り 組 み 方 針 (1) 生活環境に不安がないまちを目指そう (2) 有害物質の排出・侵入を防ごう
	<b>基本目標 3</b> <b>【都市環境】</b>	都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して 取 り 組 み 方 針 (1) 快適で住みよいまちにしよう (2) 歴史・文化が感じられるまちにしよう
	<b>基本目標 4</b> <b>【地球環境】</b>	低炭素社会*の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して 取 り 組 み 方 針 (1) 地球にやさしいまちをつくろう (2) 資源循環型のライフスタイルを実践しよう
	<b>基本目標 5</b> <b>【人づくり】</b>	環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して 取 り 組 み 方 針 (1) 環境を考え行動をする人を育てよう (2) 環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう

### 3 環境指標の達成状況

環境基本計画では、将来環境像の実現と目標の達成を目指すために、施策の進捗状況を計る「環境指標」を設定しています。

10の取り組み方針ごとに環境指標が設定されており、計画の目標値や基準年度との比較により、継続的に点検・評価を行っています。

平成30年度版の環境白書では、平成29年度の実績値をとりまとめ、基準年度（平成23年度）の数値と最終の目標年度である平成33年度の目標と比較し評価を行いました。最終目標に掲げた目標が達成できるように今後も取り組んでいきます。

#### 《 環境指標の評価の見方 》

評価	評価内容
	目標値を達成することができました。
	基準年度と比較して、目標値に近づいています。
	基準年度と比較して、変化がありません。
	基準年度と比較しても目標値に近づいていません。
—	現状値の把握をしていません。

環境基本計画は、印西市総合計画を踏まえ策定していくという観点から、平成25年度から平成33年度までの9年間の計画の期間として設定しています。

計画の推進にあたっては、毎年、進捗状況を点検するとともに、社会経済情勢の変化や市の制度の整備等の進み具合に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 《 印西市環境基本計画の計画期間 》

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
総合計画	印西市基本構想									
	第1次基本計画				第2次基本計画					
環境基本計画	印西市環境基本計画									
			必要に応じて見直し					見直し		次期計画

■ 環境指標（基本目標 1（1）～ 2（1））

基本目標	取組方針	環境指標	基準年度 (H23 年度現状)	H29 年度実績	最終目標 (H33 年度)	評価
1 自然環境	(1)	里山保全活動 団体数	11 団体	12 団体	現状以上	
		農振農用地※面積	3,100 ha	3,103 ha	現状以上	
		遊休農地※面積	465 ha	459 ha	現状以下	
		認定農業者数	46 経営体	57 経営体	現状以上	
		市民農園区画数 (民間を含む)	476 区画	430 区画	現状以上	
	(2)	生きものの生息・生育 種数	植物 803 種 動物 539 種	—	現状維持	—
2 生活環境	(1)	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )※ 濃度	0.032 ppm※	0.027 ppm	千葉県環境目標 値(0.04 ppm)以下 を維持	
		浮遊粒子状物質 (SPM)※濃度	0.064 mg/m <sup>3</sup>	0.042 mg/m <sup>3</sup>	環境基準※ (0.10 mg/m <sup>3</sup> )以下 を維持	
		亀成川の BOD※濃度	1.5 mg/L	1.8 mg/L	環境基準 (3 mg/L) 以下を維持	
		神崎川の BOD 濃度	1.4 mg/L	1.3 mg/L	環境基準 (2 mg/L) 以下を維持	
		師戸川の BOD 濃度	4.9 mg/L	6.8 mg/L	環境基準 (3 mg/L) 以下を維持	
		下水道普及率※	80.3 %	84.9 %	83.8 %	
		下水道整備率※	82.4 %	95.9 %	93.6 %	
		合併処理浄化槽※ 普及率	77.0 %	80.9 %	89.0 %	
		合併処理浄化槽設置 基数(補助対象分累計)	2,830 基	3,384 基	3,526 基	
		土壌の汚染に係る 環境基準	調査地点全項目(28 項目)基準を達成	全調査地点(3 地点) で全項目(28 項目) 基準を達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	
		地下水の水質汚濁に 係る環境基準	調査地点全項目(29 項目)基準を達成	調査地点 5 地点のう ち 3 地点で基準を 達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	
		道路交通騒音 測定値	全調査地点で環境 基準以下を達成	調査地点 5 地点のう ち 4 地点で基準を 達成	全調査地点で環境 基準以下を維持	

備考) 1-(2)「生きものの生息・生育種数」については、自然環境調査を 5 年に 1 回程度実施することとし、定期的に現状を把握しています。直近の自然環境調査は平成 27 年度に実施しました。

■ 環境指標（基本目標 2（2）～ 3（2））

基本目標	取組方針	環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	最終目標 (H33年度)	評価
2 生活環境	(2)	ダイオキシン類※ 大気環境濃度	印西市役所 0.058 pg-TEQ*/m <sup>3</sup> 印西高花測定局 0.040 pg-TEQ*/m <sup>3</sup>	印西市役所 0.037 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 印西高花測定局 0.039 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 印旛公民館 0.028 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 を維持(環境基準)	
		印西クリーンセンター 煙突出口におけるダイ オキシン類測定値	1号炉 0.11 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 2号炉 0.035 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1号炉 0.023ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 2号炉 0.046 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下を 維持(排出基準)	
			3号炉 0.017 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	3号炉 0.013 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	0.5 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 を維持(排出基準)	
3 都市環境	(1)	不法投棄件数 (うち市民からの通報 件数)	498 件 (89 件)	126 件 (51 件)	50 件 (31 件)	
		ゴミゼロ運動※参加団 体数	218 団体	185 団体	256 団体	
		クリーン印西推進運動※ 参加団体数	165 団体	176 団体	196 団体	
		市民 1 人当たりの都 市公園面積	15.53 m <sup>2</sup>	16.96m <sup>2</sup>	現状以上	
		市民と協働で管理して いる公園数	16 箇所	27 箇所	28 箇所以上	
		緑地面積の割合※	55.3 %	56.4 %	55.4 %	
	(2)	指定文化財件数	47 件	49 件	53 件	
		歴史民俗資料館への 来館者数	885 人	1,228 人	1,300 人	
		市史刊行物の発行数	48 冊	56 冊	54 冊	
		市史講座の受講者数	70 人	108 人	120 人	

備考) 2-(2)「印西クリーンセンターの煙突出口におけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> 以下と定められています。

■ 環境指標（基本目標4(1)～5(2)）

基本目標	取組方針	環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	最終目標 (H33年度)	評価
4 地球環境	(1)	コミュニティバス利用者数	190,773人	246,424人	現状以上	
		市内駅の1日平均乗車人員	30,676人(H22)	28,530人	現状以上	
		1人当たりの二酸化炭素※排出量	4.00 t-CO <sub>2</sub> /年(H22)	3.74 t-CO <sub>2</sub> /年(H28)	現状以下	
		太陽光発電システム設置件数 (補助対象分累計)	529件	1,808件	2,400件	
		太陽熱利用システム設置件数 (補助対象分累計)	34件	55件	140件	
	(2)	1人1日当たりのごみ排出量	887g	863g	696g	
		総資源化率※	21%	18.8%	30%	
5 人づくり	(1)	環境講座・イベント等の開催回数	15回	30回	18回以上	
	(2)	環境情報の提供回数	24回	24回	24回を維持	
		環境活動団体数	29団体	23団体	30団体以上	

備考) 4-(1)「1人当たりの二酸化炭素排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、前年度のデータを報告しています。なお、排出量算出方法の詳細は資料編P.44に示すとおりです。

## 4 環境の現状と課題

### ■ 基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

「基本目標 1」は、印西市の豊かな里山の緑や水辺を守り、自然環境を保全し共生していくための施策群で、環境指標は 6 項目を設定しています。平成 29 年度は、最終目標達成が 4 項目（66%）、最終目標に近づいていないものが 1 項目（17%）、調査未実施のため現状が把握できなかったものが 1 項目（17%）でした。

印西市は、市街地周辺に豊かな里山や水辺が残り、自然を身近に感じられる環境に恵まれています。市では、自然と共生するまちを将来にわたって残していくために、自然環境調査等による現状把握を進めるとともに、緑や水辺とのふれあいの機会を充実し、自然環境保全の意識の向上に努めていきます。

### ■ 基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

「基本目標 2」は、安心・安全に暮らせる環境を守っていくための施策群で、環境指標は 15 項目を設定しています。平成 29 年度は、最終目標達成は 10 項目（67%）、基準年度に比べて目標値に近づいているものが 2 項目（13%）、最終目標に近づいていないものが 3 項目（20%）でした。

安心・安全な環境を確保するために、市では定期的に大気質や水質等の監視・測定を行っています。下水道普及率と下水道整備率は目標を達成できたものの、師戸川の水質(BOD)は平成 28 年度より悪化したほか、地下水の水質汚濁及び道路交通騒音についても環境基準に達していない地点があり、今後も調査結果を注視していく必要があります。また、大気質など広域的な環境課題には、周辺市町や県との連携を図りながら、広報・ホームページ等を通じて、市民・事業者・市の情報の共有化にも取り組んでいきます。

### ■ 基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

「基本目標 3」は、暮らしを豊かで快適な環境にするための施策群で、環境指標は 10 項目を設定しています。平成 29 年度は、最終目標達成が 3 項目（30%）、基準年度に比べて目標値に近づいているものが 6 項目（60%）、最終目標に近づいていないものが 1 項目（10%）でした。

不法投棄件数は基準年度に比べて目標値に近づいていますが、平成 28 年度と比べると 35 件多い 126 件と大幅に増加しました。

市街地の美化や緑化、まちの景観などは、生活に関わる身近な環境課題として特に関心が高い分野です。「快適なまち」の実現には、市だけでなく市民・事業者との協働が不可欠なため、協働活動の場や制度の充実などが求められています。

## ■ 基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、

### 地球環境に負荷を与えないまちを目指して

「基本目標 4」は、省エネ・省資源、ごみの減量、再生可能エネルギーの普及などにより地球環境への負荷を減らすための施策群で、環境指標は 7 項目を設定しています。平成 29 年度は、最終目標達成が 2 項目（29%）、基準年度に比べて目標値に近づいているものが 3 項目（42%）、最終目標に近づいていないものが 2 項目（29%）でした。

低炭素社会・循環型社会\*を実現するためには、地球環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められます。また、ごみに関する指標である「総資源化率」も最終目標に近づいておらず、取り組みを強化していく必要があります。

## ■ 基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、

### みんなで環境を育てるまちを目指して

「基本目標 5」は、環境保全への意識を高め、環境に配慮し行動できる人を育成するための施策群で、環境指標は 3 項目を設定しています。平成 29 年度は、最終目標達成が 2 項目（67%）、最終目標に近づいていないものが 1 項目（33%）でした。

市で把握している環境活動団体数は、構成員の高齢化の影響によって近年減少傾向にあり、最終目標に近づいていません。

市では、環境美化活動や環境学習会、その他各種イベントなど、市民が参加・学習する機会の提供に努めてきました。今後も、環境行動指針の普及啓発などを通じて、環境配慮行動の定着を図っていきます。

## ■ 平成 29 年度のまとめ

平成 29 年度における環境指標全 41 項目の状況は、平成 33 年度 of 最終目標を既に達成した項目が 21 項目（51%）、基準年度に比べて目標値に近づいているものが 11 項目（27%）、最終目標に近づいていないものが 8 項目（20%）、現状を把握していないものが 1 項目（2%）でした。

環境基準は概ね達成されており、下水道整備率や下水道普及率の目標達成など、全体として市の環境の状況は良好でした。一方で、市民農園区画数の減少や師戸川の BOD 濃度の悪化など目標値に近づいていない項目、さらに合併処理浄化槽設置基数や太陽光発電システム設置件数など年々改善傾向にあるものの最終目標を達成していない項目は、今後も取り組みを推進する必要があります。

市民・事業者・市が協働し、みんなで環境問題の解決に取り組むことができるよう、普及啓発、取り組みの場や学習機会の提供に努めます。



## 5 環境審議会委員からの意見・提案

平成 30 年度版環境白書について、環境審議会委員から下記のとおり意見・提案がありました。

### ■ 基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

- 限界を超えて増える有害鳥獣について、「生きものと共存しよう」を実践しながらも、住民の脅威や農作物被害減少のため、総合的な野生動物管理を検討されたい。
- 里山保全については、生物多様性と山林の荒廃防止の観点から、森林や里山の適切な保管管理や維持管理とともに、その環境教育に努められたい。
- 都市としての成長、発展とともに、豊かな自然を有しているという印西市の魅力を引き続き発信されたい。

### ■ 基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

- 師戸川を中心とした河川や湖沼の水質改善のため、下水道の整備や高度処理型合併処理浄化槽導入の更なる推進と近隣市町村との連携を検討されたい。
- 生活道路について、歩行者の安全確保と車両の通行による排出ガス・騒音・振動抑制のため、「ゾーン 30」などの適用などを関係機関と連携し推進されたい。
- 公園や道路などの植栽に散布する薬剤については必要最小限とし、そのアレルギー対策に配慮されたい。

### ■ 基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

- 「印西市景観計画」における具体策の検討や「里山マップ」の活用によって、印西市の自然景観とともに貴重な文化財の魅力の発信に努められたい。
- 「クリーンいんざい」などの活動とともに、ポイ捨て禁止などの掲示板の設置やマナー向上の啓発に努められたい。

### ■ 基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、

#### 地球環境に負荷を与えないまちを目指して

- ごみの減量化・資源化の推進に向け、具体的施策を推進されたい。特にプラスチックについては、海洋汚染の原因になることから、普及・啓発活動にも努められたい。
- 温室効果ガス総排出量抑制のため、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用の情報発信に努められたい。なお、太陽光発電設備や温水器等の補助を進めるとともに、景観や自然環境と調和させることを配慮されたい。
- 地球環境への負荷を軽減させるために、「ふれあいバス」の利便性の向上や公共施設や防犯灯、街灯などの LED 化についても推進されたい。

### ■ 基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、

#### みんなで環境を育てるまちを目指して

- 社会全体で、子どもたちに「命の尊さ」を教えるとともに、各小中学校での環境学習の取り組みが、地域に活かされるように、提言の機会を設け、さらなる人材育成に努められたい。
- 市民の環境意識の向上のため、環境フェスタや公民館まつりなどにおける環境学習の充実と学校教育や社会教育の連携を充実されたい。

## 6 環境推進市民会議委員からの意見・提案

平成 30 年度版環境白書について、環境推進市民会議委員から下記のとおり意見・提案がありました。

### ■ 基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

- 里山、竹林、耕作放棄地に対する市民の活動を支援する補助金制度の新設等を検討し、里山・緑地保全や希少在来動植物の保護に努められたい。
- ブランド力のある農産物の生産と後継者育成とともに、地産地消を啓発し、地域の活性化と農地の保全を図られたい。
- 猟友会への支援など、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲・駆除の強化に努められたい。
- 生物多様性の観点から、市内における希少生物の保護や特定外来生物の拡散防止に向けた取り組みを市民や学校関係者に向けて発信されたい。
- 印旛沼や手賀沼など水域環境の保全を目的とした生物多様性戦略を策定されたい。

### ■ 基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

- 下水道の整備、高度処理型合併浄化槽の普及と水質改善に努められたい。
- ヤードについては定期的な巡回・訪問・指導を実施されたい。
- 環境変化に合わせ市独自の調査・観測地点の追加とその結果の公表に努められたい。

### ■ 基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

- ごみのポイ捨てや不法投棄などを防止するため、警察や自治会との連携や、監視カメラ設置、巡回数を増やすなどの対策を強化されたい。
- 「海洋プラスチック問題」の主な原因となるごみのポイ捨てや不法投棄の他、ペットの糞放置について、市民や飼い主への注意喚起に努められたい。
- 市内の交通インフラ格差解消のため、「ふれあいバス」のルートや本数の拡大拡充や、電車運賃の値下げなど公共交通機関の充実を図られたい。
- ゴミゼロ運動参加団体数の増加を図るため、参加を促す仕組み作りを検討されたい。

### ■ 基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、

#### 地球環境に負荷を与えないまちを目指して

- 印西市全体の温室効果ガス削減計画（削減目標）を作成し、市全体で低炭素化社会の実現に取り組まれたい。
- 一層のごみの分別、減量化の推進を図り循環型社会の構築に努められたい。
- プラスチック製レジ袋の使用を禁止する条例の制定を検討されたい。
- 省エネ型ライフスタイルを実現するために、エコバックや環境家計簿、地球温暖化対策のための国民運動（COOL CHOICE）などの普及促進に努められたい。

### ■ 基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、

#### みんなで環境を育てるまちを目指して

- 幅広い年齢層への環境講座・イベントなどをさらに促進されたい。
- 小学校・中学校の環境教育の機会を増やし、環境意識の向上に努められたい。
- 環境保全活動推進のために、シルバー世代が活躍できる場の提供や施策の改正などを検討されたい。

# 第1章

## いんざい環境特集

「環境」という幅広いテーマの中から、今特に注目されている分野や、活発な動きのある話題を特集します。

本文中、※印の付いている用語の解説は、資料編 P.45 用語解説をご覧ください。

## 特集 2018 温室効果ガスの削減

### I 日本の温室効果ガス<sup>\*</sup>の削減目標の変遷

我が国は 2005 年に発効した京都議定書<sup>\*</sup>において、地球温暖化を抑制するため、2008 年から 2012 年の間に温室効果ガスの排出量を基準年(1990 年)比 6%減とする削減目標を掲げました。

その後、我が国はポスト京都議定書<sup>\*</sup>として、2009 年のコペンハーゲン合意(COP15)で、2020 年までに基準年(1990 年)比 25%減の削減目標を国連に登録しました。しかし、2011 年の東日本大震災により、我が国のエネルギー政策の見直しが余儀なくされ、2020 年の温室効果ガスの削減目標として 2005 年比で 3.8%減としました。ただし、この目標値は、我が国が第 2 約束期間に参加しなかったことにより、自主的な削減努力値となりました。

近年では 2015 年にパリで開催された気候変動枠組条約<sup>\*</sup>第 21 回締約国会議(COP21)で、2020 年以降の枠組みとして、国際枠組みである「パリ協定」に基づき、我が国が新たな削減目標を「日本の約束草案」として世界に公表しました。

年	代表的な気候変動枠組条約	我が国の削減目標
1997 年	京都議定書 採択 (COP3) (2005 年発効) (締約国数: 192 カ国・機関)	1990 年比で 6%削減 (2008~2012 年期間) 「チーム・マイナス 6%運営事務局」を立上
2009 年	「コペンハーゲン合意」(COP15) →先進国・途上国の 2020 年までの削減目標・行動をリスト化すること等に留意	1990 年比 25%削減 (2013~2020 年期間)
2011 年	「ダーバン合意」(COP17) →全ての国が参加する新たな枠組み構築に向けた作業部会 (ADP) が設置	東日本大震災が発生、削減目標を下方修正 2005 年比で 3.8%減 (~2020 年期間) →その後、日本は不参加のため削減努力値へ
2015 年	「パリ協定」(COP21) →2020 年以降の枠組みとして、史上初めて全ての国が参加する制度の構築に合意	2013 年比 26%削減 (~2030 年期間) 削減目標を「日本の約束草案」として公表

### II 各主体の取り組み

#### ■ 世界の取り組み

2015 年にフランス・パリで開催された COP21 では、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みとして、パリ協定が採択されました。

パリ協定は、主要排出国を含む多くの国が参加し、締結国だけで、世界の温室効果ガス排出量の約 86%、159 か国・地域 (2017 年 8 月時点) をカバーするものとなっており、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことを目標としています。

また、パリ協定は以下の理由により歴史的に画期的な枠組みであるといわれます。

#### ● 途上国を含む全ての主要排出国が対象

(京都議定書では、排出量削減の法的義務は先進国にのみ課せられていました。)

#### ● 各国の削減・抑制目標は、各国の国情を織り込み、自主的に策定が認可

国名	削減目標	削減目標
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO <sub>2</sub> 排出量を 60-65% 削減	2005 年比
EU	2030 年までに 40% 削減	1990 年比
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO <sub>2</sub> 排出量を 33-35% 削減	2005 年比
日本	2030 年までに 26% 削減 ※2005 年比では 25.4%削減	2013 年比
ロシア	2030 年までに 70-75% に抑制	1990 年比
アメリカ	2025 年までに 26-28% 削減	2005 年比

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター  
ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

## ■ 日本の取り組み

我が国は「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減すること」を世界に約束し、地球温暖化対策計画を2016年5月に策定しました。

同計画は中期目標を達成するために、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにすることで、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

特に、温室効果ガス排出量の9割を占めるエネルギー起源である二酸化炭素の排出量については、2013年度比で25%削減することを目標としています。その削減内訳としては、産業部門7%、業務部門40%、家庭部門39%、運輸部門28%、転換部門\*28%とし、他に中期目標を達成するため自治体や国民など各立場の基本的役割を明確にするとともに、具体的な対策・施策を示しています。

### 《国民の基本的役割》

- 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制
  - ・自らのエネルギー消費量等を把握
  - ・低炭素住宅、建築物の選択
  - ・省エネルギー機器への買換え等
  - ・次世代自動車の活用 など
- 地球温暖化防止活動への参加
  - ・地球温暖化防止の国民運動（COOL CHOICE）
  - ・3R\*推進の国民運動
  - ・森林づくりや都市緑化などの緑化運動 など

## ■ 千葉県の取り組み

千葉県は2016年に地域から地球温暖化対策を推進するため、2030年度を目標とした「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO2CO2(コツコツ)スマートプラン～」を策定しました。

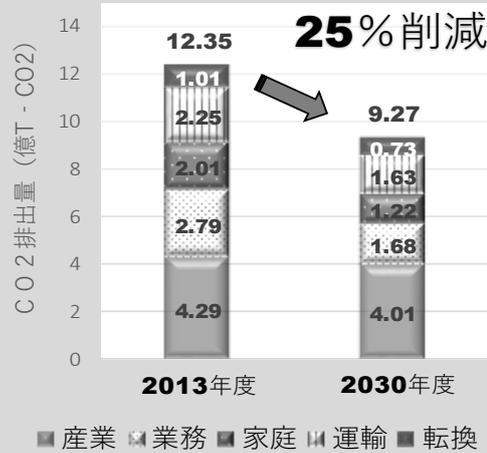
二酸化炭素排出量の約8割を占める4主体（家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物）について、それぞれが自覚を持って具体的な行動を実践できるよう、主体ごとに目標を設定しています。この目標を設定した4主体及びその他の主体による取り組みを進めると、2030年度の千葉県全体の排出量は2013年度比22%の削減になるとされています。

<b>家庭</b>	○世帯当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲30% ○自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比 ▲25% ○家庭系ごみの排出量を2013年度比 ▲15%
<b>業務 (事務所・店舗等)</b>	○延床面積1m <sup>2</sup> 当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲40% ○自動車1台当たり燃料消費量を2013年度比 ▲25% ○事業系一般廃棄物の排出量を2013年度比 ▲15%
<b>産業 (製造業)</b>	○低炭素社会実行計画の各業界目標に責任を持って達成(実行計画参加企業) ○生産量当たりエネルギー消費量を2013年度比 ▲10%(その他企業)
<b>運輸貨物</b>	○貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を2013年度比 ▲26%

### 《地球温暖化対策推進の基本的方向》

- 中期目標（2030年度までに2013年度比26%減）の達成に向けた取組
- 長期的な目標（2050年までに2010年比80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

### 《部門別エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量》



## ■ 印西市の取り組み

### ①これまでの温室効果ガス排出量の削減状況

印西市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「印西市庁内エコプラン」を第1次～第4次まで策定し推進することで、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に努めています。現在までの削減目標の達成状況は、2010年に印西市、印旛村、本埜村が合併したことにより対象施設が増加したため、第2次では達成できませんでしたが、第1次と第3次では達成しました。なお、第4次は実施中のため実績値はありません。

庁内エコプラン	基準年(年度)	期間(年度)	削減目標(基準年度比)	実績(基準年度比)	評価
第1次	2001	2003～2007	▲ 6.0%	▲ 6.5%	○
第2次	2006	2008～2012	▲ 6.0%	+ 62.9%	×
第3次	2010	2013～2017	▲ 5.0%	▲ 7.2%	○
第4次	2013	2018～2022	▲ 12.0%	—	—

○：削減目標達成、×：削減目標未達成、—：実績値なし

### ②今後の温室効果ガス排出量の削減目標

第4次庁内エコプランでは、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減することを最終目標として設定しました。しかしながら、国の目標として地方公共団体が属する「業務その他部門」では、2030年度に2013年度比で40%削減することとしております。

そこで、印西市としては、国から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を受け、国の削減目標である2030年度に2013年度比で40%削減を目標値として設定するために、第4次庁内エコプランの改訂を平成30年度中に予定しております。

#### 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や、同計画に基づく取り組みの大胆な強化・拡充を促し、取り組みの企画・実行・評価・改善のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、事務事業編に位置付けられる施設の省エネルギー化を促進し、また、体制の整備・強化や施設の省エネルギー化によって得られたノウハウ等を周辺自治体や民間団体へ普及展開させることで、政府の地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

### ③市民の皆様と共同で実施している対策

再生可能エネルギーへの補助金や、環境推進市民会議と協力して環境家計簿やグリーンカーテン、温暖化防止の普及啓発など様々な取り組みを行っています。詳細につきましては、本編の36～42頁を参照下さい。

印西市は、補助金を活用し、国の業務部門の削減が達成できるように実行計画を策定し、市民の皆様と共に温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

**印西市では、これからも市民の皆様と一緒地球温暖化対策を推進していきます。**

# 第2章

---

## 基本目標の進捗状況

---

「環境基本計画」に掲げている5つの基本目標の達成状況について、取り組み方針ごとの環境の現状や市の取り組みについて報告します。

# 基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

## 1-1 緑や水辺を守り育てよう

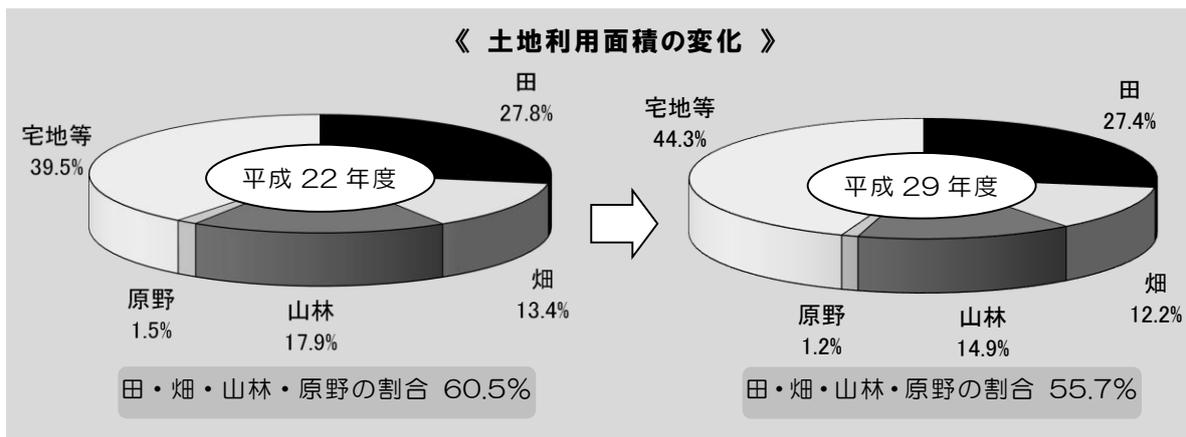
### I 現況と課題

本市は、河川や湖沼などの豊かな水辺と農地や樹林地からなる里山の緑に恵まれています。平成 29 年度、実施した環境に関する市民・事業者意識調査でも、印西市の環境で満足している理由として「樹林地や農地などの緑の豊かさ」が最も多くあげられるなど、「自然の豊かさ」は本市の大きな魅力といえます。

しかし、田畑や山林は、宅地開発や農家の後継者不足等によって減少傾向にあり、豊かな緑や水辺の保全・継承が課題となっています。

### ■ 土地利用の変化

平成 29 年度における田・畑・山林・原野を合わせた面積は市域の 55.7% (69.0km<sup>2</sup>) を占めていますが、合併直後の平成 22 年度と比較すると、その割合は 7 年間で 4.8 ポイント減少し、宅地等に置き換わっていることが分かります。

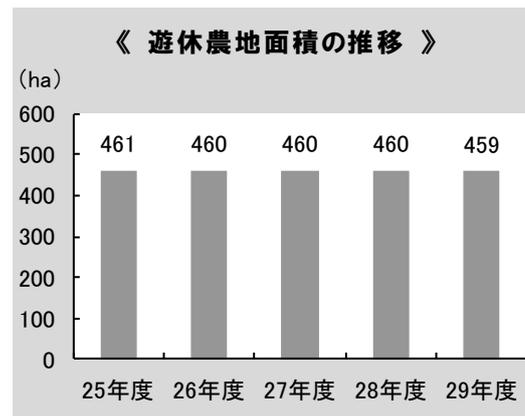


### ■ 農地の状況

平成 27 年度の農業基本調査・農林業センサスによると、印西市の農業従事者数は 3,831 人、経営耕地面積は約 2,841ha で、農業は市の主要産業となっています。また、四季折々の田園風景は、本市を代表する景観を形成しています。

平成 29 年度における農地面積は本市の約 40% を占めていますが、住宅用地等への転用も進んでいます。平成 29 年度の農地転用件数は 76 件で、うち 40 件 (面積 2.1ha) が住宅用地への転用、次いで 13 件 (面積 1.3ha) が駐車場用地、10 件 (面積 1.2ha) が太陽光施設への転用でした。

平成 29 年度における遊休農地面積は 459ha となっており、若干ですが、減少が図られています。



## II 市の取り組み

### ① 里山・樹林地の保全

#### 重点プロジェクト

市内には人と自然との長年の関わり合いによって形成されてきた里山が多く残されています。この里山は樹林地、田畑、草地、水辺などいろいろな環境が混ざりあって、豊かな生態系を育む場としても注目されています。

市では、市民参加による里山保全活動の充実を図るため、市民活動団体が実施する里山関連の行事を支援しています。平成29年度における市内の里山保全活動団体数は12団体、里山関連イベントの開催数は8回でした。また、市民団体等が実施する里山関連の行事を支援（広報掲載等）しました。

印西市の平成29年度における森林の面積は2,348haとなっており、森林伐採面積は2.7haとなりました。市では、森林整備補助事業や森林伐採の抑制、植栽の指導を行っています。市民の森である「草深の森」は、森林の保全及び市民の憩いの場として、都市近郊に残された約8.8haの森林です。市では毎年、NPO\*団体などと協力し、チェーンソー講習会の開催や枯れ木の伐採などの維持管理作業を行い、整備してきました。また、

平成28年度末に千葉県から武西の土地の譲与を受け、市民の皆様と共に里山の保全作業や生物調査などを実施しています。



結縁寺の里山風景

#### 《草深の森・ふるさと農園 位置図》



### ② 農地の保全

印西市においても、農業者の高齢化や担い手の不足によって、農地の管理不足、農地の減少が課題となっています。市では、継続的に農用地区域を指定しており、平成29年度は3,103haを指定しています。また、遊休農地対策として国・県の制度を活用した耕作放棄地の再生利用を進め、平成29年度は耕作放棄地を124a解消することができました。

農業集落機能の保全・向上に向けた取り組みとして、農地維持活動に取り組んでいる11組織に対して、多面的機能支払交付金の支援を行いました。

印西市の農産物を市内で消費する「地産地消」を推進するため、昨年と同様に市内保育園の児童を対象に食育体験を実施したほか、平成29年度はいんざい君をデザインした販売用手提げ袋と印西市と印字した販売用箱に係る費用の補助を行いました。

農地を保全していくためには、農業従事者だけでなく、多くの市民の協力が必要です。市では、市民が農業にふれあえる場として「草深ふるさと農園」を提供しており、平成29年度における民間を含む市民農園の区画数は430区画でした。



いんざい君をデザインした販売用手提げ袋

### ③ 水辺環境の保全

印西市は、湖沼やその支流など多様な水辺環境に恵まれています。市では、水辺とのふれあいの機会を提供するため、関係機関とともに水辺環境保全のためのイベントや河川の清掃活動を開催しています。

平成 29 年度は、手賀沼周辺において市民とともに湧水<sup>\*</sup>調査、河川の水質・水生生物調査を、印旛沼周辺においては、環境学習を行いました。



手賀沼流域である亀成川の湧水調査

## Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23 年度現状)	H29 年度実績	目標(H33 年度)	評価
里山保全活動団体数	11 団体	12 団体	現状以上	😊
農振農用地面積	3,100 ha	3,103 ha	現状以上	😊
遊休農地面積	465 ha	459 ha	現状以下	😞
認定農業者数	46 経営体	57 経営体	現状以上	😊
市民農園区画数 (民間を含む)	476 区画	430 区画	現状以上	😞

### 《総評、今後の方向性》

里山保全については、市民が保全活動に興味を持てるよう、イベント等において啓発活動を進めています。また、企画提案型協働事業として「武西の里山保全と調査事業」を採択し、平成 30 年度より活動しています。

農業施策については、概ね目標を達成しています。今後は全ての指標で目標を達成することができるよう施策の推進を図っていきます。

## 1-2 生きものと共存しよう

### I 現況と課題

地球上では、多くの生きものが様々な環境に適応して生きており、これら生きものたちの豊かな個性とつながりを「生物多様性※」と言います。

印西市には、都市化が進む一方で、水辺や樹林地、田畑など様々な自然環境が存在しており、そこには近年数が減っている希少種を含む多くの生きものが生息・生育し、豊かな「生物多様性」を形作っています。

多様な生きものを育む環境を守り、継承していくことは本市の務めといえますが、そのためには樹林地・農地の減少や管理不足、外来生物※の侵入など多くの課題があります。

#### ■ 生きものの生息・生育環境の状況

印西市は、利根川や印旛沼など豊かな水辺に囲まれており、ため池や水路を含む多様な水辺環境に恵まれています。また、市内には人と自然との長年の関わり合いによって形成されてきた里山が多く残されています。この里山は樹林地、田畑、草地、水辺など多様な環境がモザイク状に混在しており、豊かな生態系※を育む場としても注目されています。

市では、市内の生きものの生息・生育状況を把握するため、5年に1回程度の頻度で自然環境調査を実施しています。直近の平成27年度に実施した調査では、植物915種、動物838種（哺乳類9種、鳥類95種、爬虫類12種、両生類6種、昆虫類692種、魚類24種）を確認し、絶滅が危惧される希少な種も含まれていました。なお、平成23年度に実施した調査では、植物803種、動物539種が確認されています。

一方、在来生物※の生息・生育を脅かす恐れのある「特定外来生物※」は、同調査でオオキンケイギクなどの植物5種、カミツキガメなどの動物5種が確認されました。

《 市内で確認された希少種 》



《 市内で確認された動植物 》

分類群	確認種数 (希少種数)	代表種
植物	143科 915種 (24科 48種)	スギナ、ヨモギ、セリ コナラ、イヌシデ、シラカシ ハナイカダ、オオケタデ
哺乳類	8科 9種 (2科 2種)	モグラ、アカネズミ タヌキ、イノシシ
鳥類	36科 95種 (24科 44種)	シギ・チドリ類、カモメ類 ツバメ、オオタカ
爬虫類	7科 12種 (6科 10種)	カナヘビ、マムシ クサガメ、イシガメ
両生類	4科 6種 (3科 4種)	アズマヒキガエル、アマガ エル、ニホンアカガエル
昆虫類	170科 692種 (28科 45種)	オニヤンマ、モンシロチョ ウ、トノサマバッタ、カブト ムシ、ノコギリクワガタ
魚類	7科 24種 (4科 10種)	コイ、ギンブナ、オイカワ ウグイ、ドジョウ、ニゴイ

【出典】印西市自然環境調査(平成27年度)

**印西市では、生物の飼育は最後まで面倒をみることを推進しています。**

## II 市の取り組み

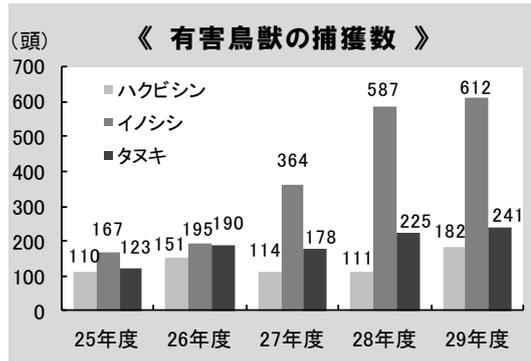
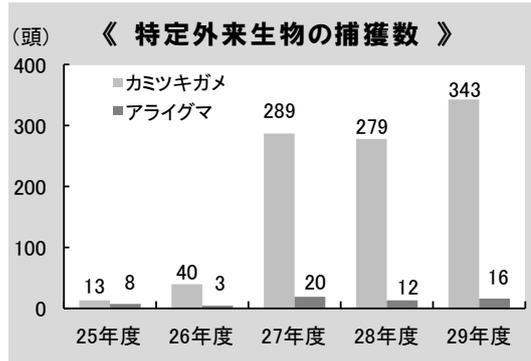
### ① 生きものの生息・生育空間の保全

市では、県や周辺自治体及び関係機関と協力して、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物の移入防止などの取り組みを行っています。

特に外来生物対策については、ホームページなどで外来生物に関する情報提供を実施しているほか、市民からの通報を防除に活用しています。特定外来生物のカミツキガメの捕獲を県が強化したことにより、平成 29 年度は 343 頭のカミツキガメと 16 頭のアライグマを捕獲しました。

また、近年では野生動物による生活被害や農作物被害が増えていることから、その保護・管理も重要な課題になっています。市内における有害鳥獣の捕獲数は近年増加傾向にあり、毎年ハクビシン、タヌキ及びイノシシの捕獲を行っています。

市では、市民のみなさんが身近な自然環境に触れ、生きものを知ってもらうことを通じて環境保全への理解を深める場として「いんざい自然探訪」を開催しています。平成 29 年度は 5 回開催し、参加者数は延べ 97 人となりました。また、市民団体の協力により、里山関連イベントを 8 回実施しました。



いんざい自然探訪 印旛沼でカミツキガメを見てみよう

## III 環境指標の状況と評価

環境指標		基準年度 (H23 年度現状)	H27 年度 実績	H29 年度 実績	目標 (H33 年度)	評価	
生息・ 生育種数	植物	803	915	—	現状維持	—	
	動物	哺乳類	9				9
		鳥類	102				95
		爬虫類	11				12
		両生類	6				6
		昆虫類	387				692
		魚類	24				24

### 《 総評、今後の方向性 》

自然環境調査を平成 27 年度に実施し、市内の動植物の経年変化を把握することができました。また、「いんざい自然探訪」等を通じ、市民の自然環境保全意識の啓発を図りました。生物多様性地域戦略の策定については、国、県、近隣市町等の動向を見ながら検討を進めていきます。

水辺における環境学習として、夏休みの小学生を対象に「印旛沼でカミツキガメを見てみよう」を開催し、印旛沼周辺の水辺を中心に増え続けているカミツキガメの危険性と外来種が生態系に与える影響などを参加者に伝えることができました。今後も興味をそそる環境学習会を企画し、市の自然環境について現状と課題を市民に伝えていきます。

## 基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

### 2-1 生活環境に不安がないまちを目指そう

#### I 現況と課題

良好な生活環境は、安心・安全な暮らしや持続可能な社会の基盤となるものです。

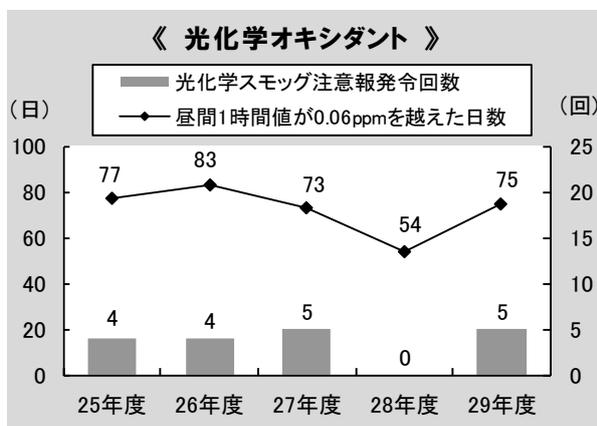
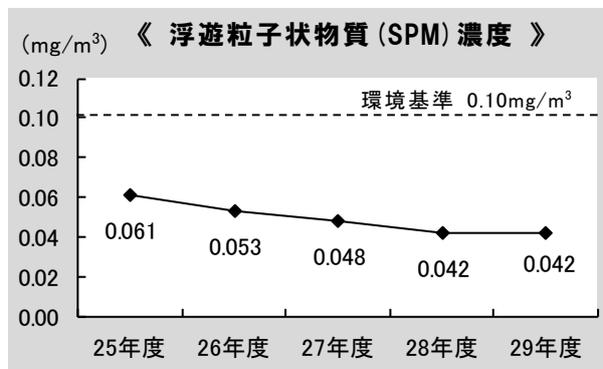
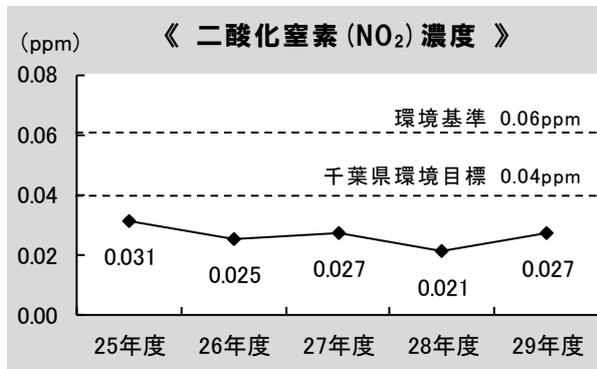
市では、大気や水質の現状監視及び適切な規制対策などにより、生活環境の保全に努めていますが、都市化に伴う交通渋滞や近隣騒音等のモラルなど、新たな環境課題への対応も求められています。

#### II 市の取り組み

##### ① 大気環境の保全

千葉県が設置する一般環境大気測定局\*（高花地区）では大気質を常時監視しています。二酸化窒素や浮遊粒子状物質が環境基準を達成している一方、光化学オキシダント\*は環境基準を達成していません。平成 29 年度に 5 回の光化学スモッグ\*注意報が発令されました。光化学スモッグ注意報の発令時には、防災無線、防災メール、教育機関等への FAX 等で注意喚起を行っています。

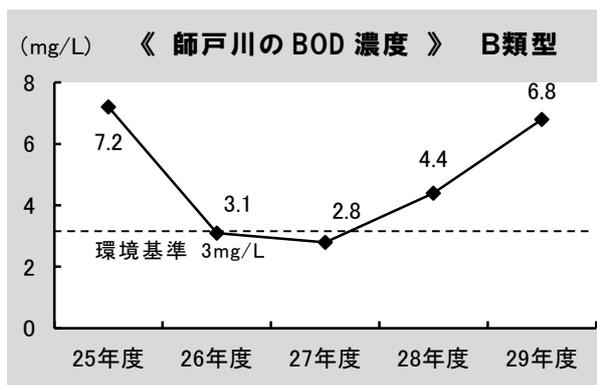
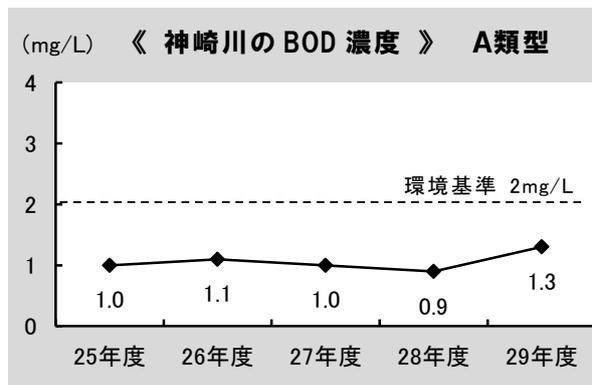
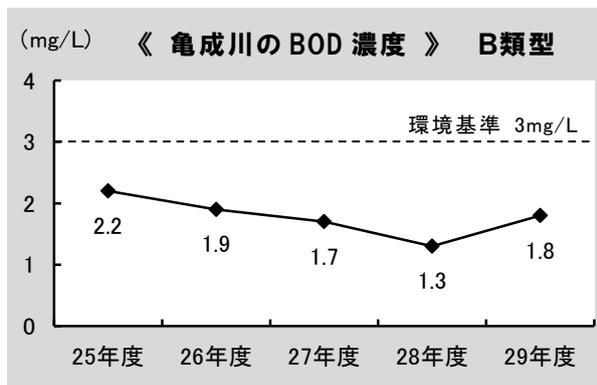
大気汚染の主な原因は、工場・事業場や自動車からの排出ガスです。市では、環境にやさしい運転「エコドライブ\*」の普及を推進しています。



\* 印西地域の光化学スモッグ注意報は、印西高花、我孫子湖北台、白井七次台、栄安食台の各測定局で昼間の1時間値が0.12ppmを超えると発令されます。

## ② 水質環境の保全

市では、市内 9 河川で年 4 回の水質測定を実施しています。そのうち環境基準が設定されている 3 河川の BOD 濃度は、亀成川と神崎川で環境基準を達成しました。一方、師戸川は平成 27 年度に環境基準を達成しましたが、その後は周辺環境の影響などにより、再び環境基準を超過しています。



備考)

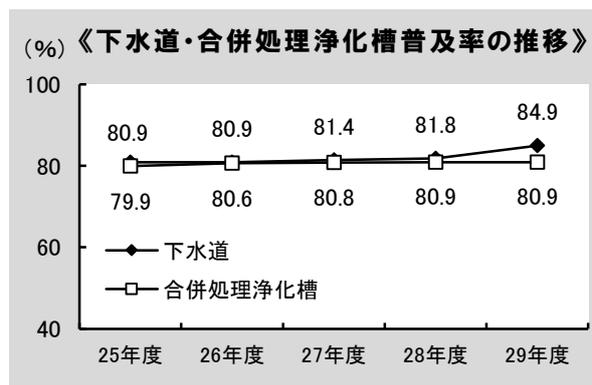
A 類型：水道 2 級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）、水産 1 級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用）、水浴及び B 類型以下に掲げるもの。

B 類型：水道 3 級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）、水産 2 級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用）及び C 類型以下に掲げるもの。

測定地点は資料編 P.11 を参照ください。

市では、河川の水質を改善するため、公共下水道の整備と整備済み地区の水洗化に取り組んでおり、平成 29 年度の下水道普及率は 84.9% となりました。公共下水道認可区域外においては、合併処理浄化槽の設置を補助しており、平成 29 年度は補助件数 62 件、普及率 80.9% となりました。

また、合併処理浄化槽については適切な維持管理が重要です。そのため、法律（浄化槽法<sup>\*</sup>）で義務付けられている設置後の水質検査（7 条検査）及び定期検査（11 条検査）の他に、市でも補助金を使って設置した浄化槽に対し、設置後 5 年経過した年に簡易検査を実施し、水質が悪化している場合には適正な管理をおこなうよう指導しています。平成 29 年度は 49 件の検査を実施しました。



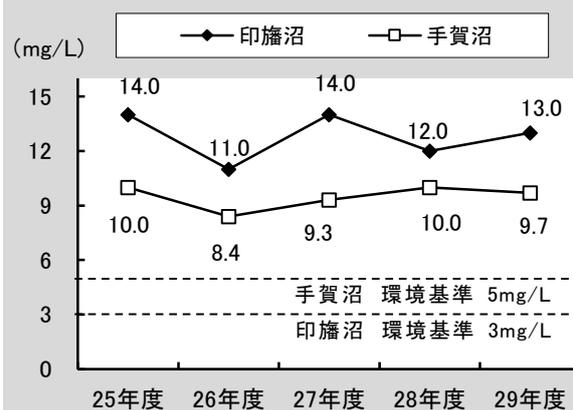
家庭における生活排水対策及び資源の循環利用対策として、廃食用油の回収を実施しています。平成29年度は市内15箇所を回収場所とし、計7,779kgを回収しました。

水循環の保全対策として、4箇所の湧水で水質調査を実施したほか、地下水の適切な利用について広報やホームページで情報提供を行いました。また、市道の歩道整備にあたり、透水性舗装※を採用することで地下水のかん養※を図っています。平成29年度は3箇所において、計2,573m<sup>2</sup>を整備しました。

身近な水辺として親しまれている印旛沼と手賀沼の水質は90年代に比べると大幅に改善されましたが、近年は再びCOD※濃度が微増傾向にあり、印旛沼、手賀沼ともに環境基準値を大幅に超過しています。平成29年度における全国の湖沼のCOD平均値は、印旛沼が全国ワースト1位、手賀沼がワースト2位で、印旛沼は7年連続ワースト1位となってしまいました。

印旛沼や手賀沼には、家庭から排出される生活雑排水や工場等から排出される工場排水の他に、道路や農地等からは肥料や農薬等を含んだ排水が入り込んでいます。下水道整備や合併処理浄化槽の普及などにより、以前より沼に流入する汚れは減りましたが、水質改善のためにさらなる取り組みが求められています。

《 COD 濃度の推移(年間 75%値) 》



### ③ 騒音・振動の防止

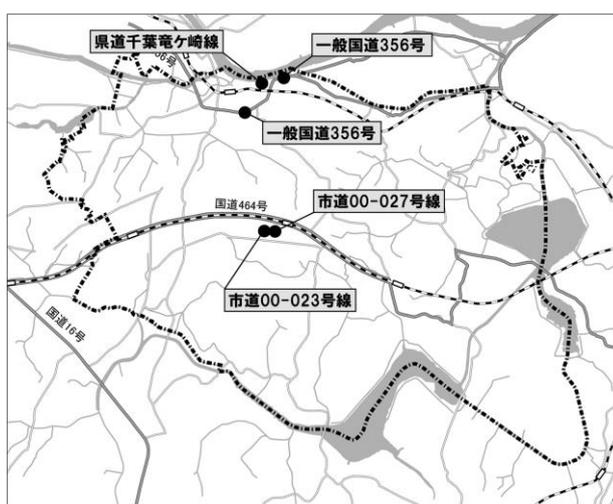
市では、主要幹線道路において定期的に道路交通騒音の調査を実施しています。

平成29年度の道路交通騒音の面的評価※は一般国道356号、県道千葉竜ヶ崎線、市道00-023号線、市道00-027号線を対象として実施しました。その結果、国道356号の南側地点において夜間で環境基準を超過しましたが、他の地点は環境基準を達成しました。

工場や事業場、建設作業などからの騒音・振動については、特定施設や特定建設作業の届出を通じて指導を行っており、平成29年度の苦情件数は5件でした。

一方、生活騒音に関する相談は2件寄せられました。これらの多くは生活の中で注意をすれば防ぐことができるため、ポスター掲示などにより生活騒音問題に関する情報提供やモラル向上を図っています。

《 道路交通騒音の測定地点 》



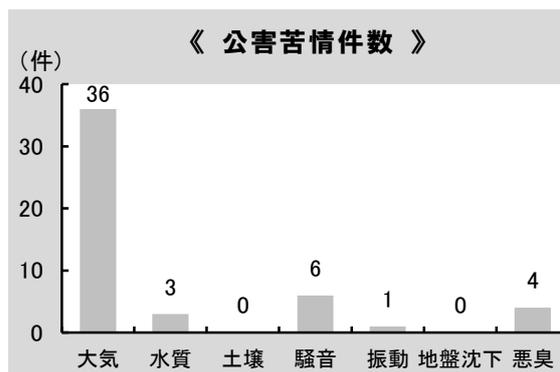
#### ④ その他の環境保全

印西市は都心に近いといった地理的条件や、農地や樹林地が多く残る環境であることにより、不法な残土埋め立てのリスクが高い地域です。

市では、土砂の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、特定事業の申請者に法令遵守を徹底させるとともに、市内の監視パトロールを実施しています。平成29年度は225回の残土パトロールを実施し、相談・指導件数は295件でした。

土壌の汚染及び地下水の水質汚濁について、市では市域をローテーションして調査を実施しています。平成29年度の調査では、土壌汚染は全地点で環境基準を達成しましたが、地下水は5地点中2地点で環境基準を達成できなかったため、住民等には飲用指導等の対応を実施しました。

たい肥や有機肥料の臭気など、悪臭<sup>\*</sup>に関する苦情件数は、大気汚染（36件）と騒音（6件）に次いで多く、平成29年度は4件の苦情が寄せられました。市では、悪臭発生施設の管理者に対して2回の指導を実施しました。



## Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標(H33年度)	評価
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度	0.032 ppm	0.027 ppm	千葉県環境目標値 (0.04 ppm)以下を維持	
浮遊粒子状物質(SPM)濃度	0.064 mg/m <sup>3</sup>	0.042 mg/m <sup>3</sup>	環境基準(0.10 mg/m <sup>3</sup> ) 以下を維持	
亀成川のBOD濃度	1.5 mg/L	1.8 mg/L	環境基準(3 mg/L) 以下を維持	
神崎川のBOD濃度	1.4 mg/L	1.3 mg/L	環境基準(2 mg/L) 以下を維持	
師戸川のBOD濃度	4.9 mg/L	6.8 mg/L	環境基準(3 mg/L) 以下を維持	
下水道普及率	80.3 %	84.9 %	83.8 %	
下水道整備率	82.4 %	95.9 %	93.6 %	
合併処理浄化槽普及率	77.0 %	80.9 %	89.0 %	
合併処理浄化槽設置基数 (補助対象分累計)	2,830 基	3,384 基	3,526 基	
土壌の汚染に係る 環境基準(28項目)	調査地点全項目基準 を達成	全調査地点(3地点)で 全項目基準を達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	
地下水の水質汚濁に係る 環境基準(29項目)	調査地点全項目基準 を達成	調査地点5地点のうち 3地点で基準を達成	全地点・全項目の 基準達成を維持	
道路交通騒音測定値	全調査地点で環境 基準以下を達成	調査地点5地点のうち 4地点で基準を達成	全調査地点で 環境基準以下を維持	

## 《総評、今後の方向性》

大気質については、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準を達成しています。今後も引き続き、県と連携し監視に努めます。

水質については、師戸川において前年度と比較しますと、BOD濃度が上昇しており、環境基準を上回っています。また、湖沼について平成29年度のCOD濃度は印旛沼が全国ワースト1位、手賀沼については全国ワースト2位となっており、いずれも環境基準をクリアしていないことから、今後も継続的な水質浄化対策を県及び流域市町とともに進めます。下水道普及率と合併処理浄化槽普及率は順調に推移しており、今後も引き続き施策を進めていきます。

土壌と地下水の環境基準については、土壌は調査地点すべてにおいて、全項目基準を達成しましたが、地下水は5地点中2地点で環境基準を達成できなかったため、住民等には飲用指導等の対応を実施しました。その他、公害に関する苦情に対しても適切な対応を進めます。

## 2-2 有害物質の排出・侵入を防ごう

### I 現況と課題

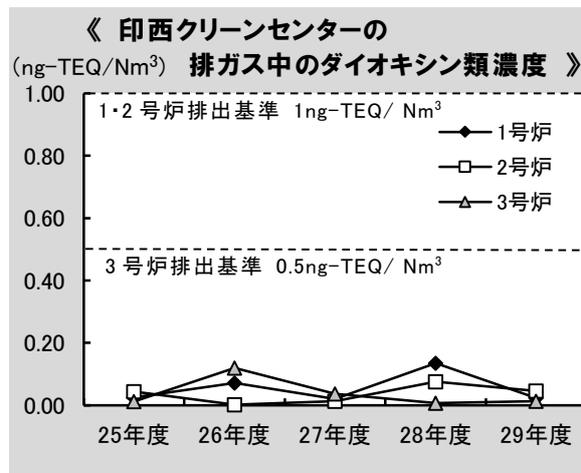
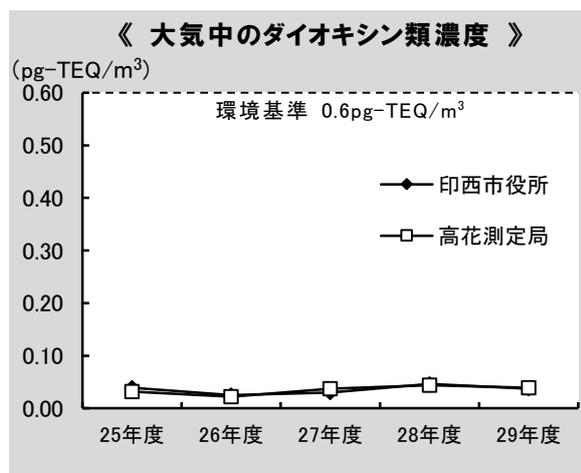
私たちの生活は、様々な化学物質を利用することで便利で快適なものになっています。一方、適切に管理されない場合に人の健康や動植物に悪影響を及ぼす物質や、廃棄物の焼却過程などで非意図的に発生する有害物質もあります。安心・安全な生活を守っていくためには、有害物質のリスクに関する情報を共有し、環境への汚染を未然に防ぐことが重要です。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災<sup>\*</sup>に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質<sup>\*</sup>による環境汚染という新たな環境問題を生みました。今後も引き続き国や県と連携した対応が求められています。

### II 市の取り組み

#### ① 有害物質対策

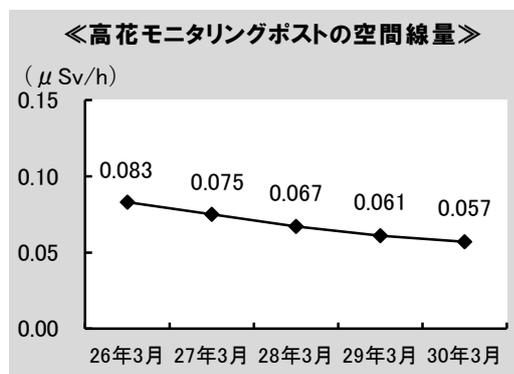
市では、大気中のダイオキシン類濃度を定期的に調査しており、平成 29 年度はいずれも環境基準を達成しました。また、印西クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度も、排出基準を下回っています。



市では、印西クリーンセンターや事業所の適正な汚染対策を監視・指導しています。また、市民に対しても、住宅地での農薬散布等についてホームページなどで注意を促すなど、情報提供に努めています。

有害な化学物質の排出・移動は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律<sup>\*</sup>」に基づいて監視されており、特定化学物質を扱う事業者には、その排出量と事業所外への移動量を把握し、国に届け出ることが義務付けられています（PRTR制度）。印西市における平成 28 年度の届出数は 12 事業所で、合計排出量は 3,580kg、合計移動量は 4,869kg でした。なお、千葉県全体では届出数 1,266 事業所、合計排出量 5,587t、合計移動量 16,274t となっています。

放射性物質による環境汚染に対しては、国や県など関係機関と連携しながら除染等の対策を進めてきました。市民が安心して生活できる環境づくりのため、市では市内174箇所の公共施設等で空間線量率の測定を行い、結果を広報やホームページ等で公表しています。空間線量率は年々低下しており、平成29年度は、国が示す基準値  $0.23 \mu\text{Sv}^*/\text{h}$  を超える箇所はありませんでした。



\* 高さ100cmの測定結果



空間線量率の測定作業

### Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標(H33年度)	評価
ダイオキシン類 大気環境濃度	印西市役所 $0.058 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 印西高花測定局 $0.040 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	印西市役所 $0.037 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 印西高花測定局 $0.039 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 印旛公民館 $0.028 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	$0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下 を維持(環境基準)	😊
印西クリーンセンター煙突 出口におけるダイオキシン 類測定値	1号炉 $0.11 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$	1号炉 $0.023 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$	$1 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下 を維持(排出基準)	😊
	2号炉 $0.035 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$	2号炉 $0.046 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$		
	3号炉 $0.017 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$	3号炉 $0.013 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$	$0.5 \text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下 を維持(排出基準)	😊

#### 《総評、今後の方向性》

ダイオキシン類濃度の測定値は環境基準や排出基準をクリアしており、今後も引き続き監視・公表を行います。

放射性物質のモニタリング調査については、学校や公園など、子どもの生活空間となる施設174箇所について、年2回実施しました。その結果、基準値である毎時  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超える箇所はありませんでした。

今後も、引き続きモニタリングを継続し、結果を公表していきます。

## 基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

### 3-1 快適で住みよいまちにしよう

#### I 現況と課題

印西市は、都心から約 40km の近距離にありながら、豊かな自然や田園風景が多く残る住環境に恵まれたまちです。また、市では公園整備や住宅地の緑化を推進しており、緑豊かな街並みづくりやまちの美化に力を入れています。

そのような本市においても、街中でのポイ捨てや山林等への不法投棄が問題となっています。交通条件が良く山林や農地が多い環境は不法投棄のリスクが高く、景観や自然環境、生活環境への影響は無視できません。

悪質なポイ捨てや不法投棄を根絶するためには、市民・事業者・市が連携して解決に努めていく必要があります。



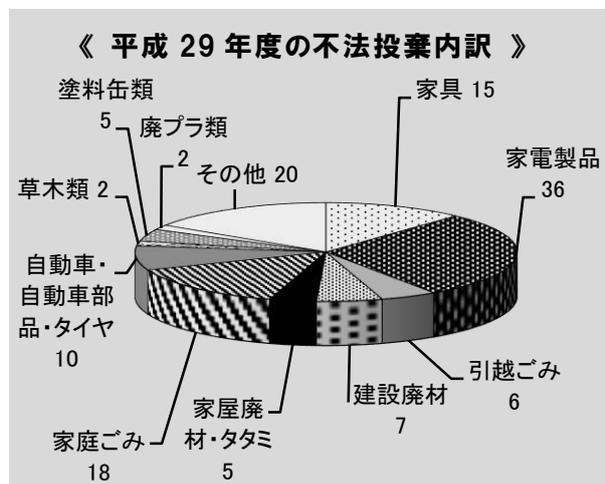
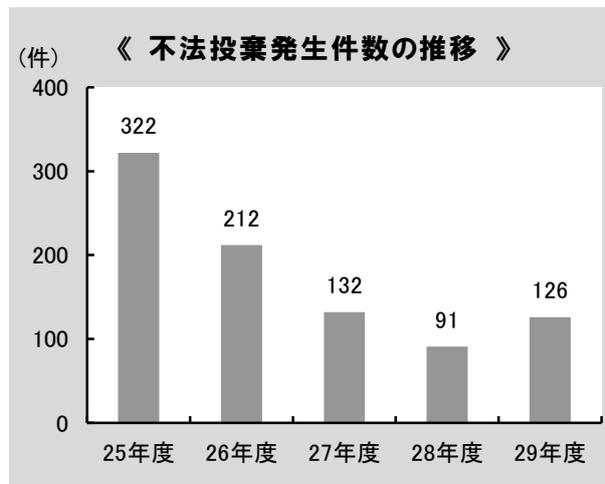
監視カメラの設置を強化しています

#### ■ 不法投棄の発生状況

不法投棄発生件数はこれまで減少傾向でしたが、平成 27 年度以降は概ね横ばいの状況になっています。不法投棄物は市民からの通報により発見されるものも多く、皆さまの監視の目が不法投棄の抑止や早期発見につながります。

市の取組としては、夜間の不法投棄パトロールを実施しており、平成 29 年度は委託によるパトロールを 100 回、市職員によるパトロールを 7 回実施しました。また、監視カメラの設置も強化しており、市内に 65 台のカメラが設置されています。そのうち、平成 29 年度は 10 台のカメラを増設しました。

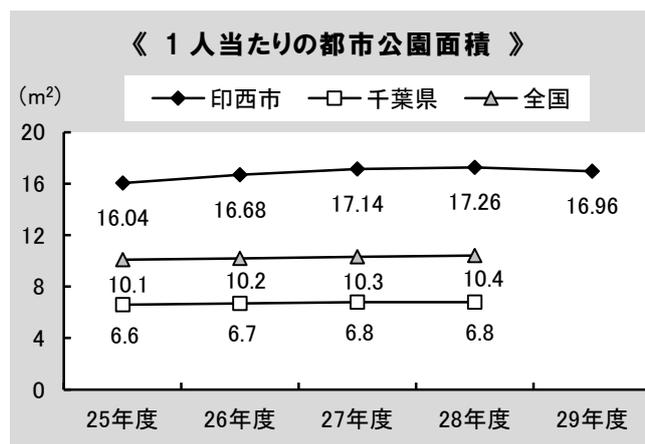
不法投棄物の内訳をみると、家電製品や家庭ごみなど一般家庭から排出されるものが多いことがわかります。不法投棄を防ぐためには、土地の適切な管理や、市民・事業者・市が協力して不用品のリサイクルや分別回収に努めていく必要があります。



### ■ 緑あふれるまち

市内の緑地面積割合は、市村合併以降ほぼ同水準で推移しており、平成29年度現在では56.4%となっています。

市内の都市公園は、平成29年度末時点で165箇所あり、総面積は約168haとなっています。市民1人当たりの都市公園面積は16.96m<sup>2</sup>で、平成28年度における千葉県全体(6.8m<sup>2</sup>)や国全体(10.4m<sup>2</sup>)を大きく上回っています。



### 《 市内の都市公園・広場 》

分類	公園数	主な公園・広場
総合公園	3	松山下公園、県立北総花の丘公園、県立印旛沼公園
運動公園	1	本笠スポーツプラザ
地区公園	5	印旛中央公園、印旛西部公園、松虫姫公園、牧の原公園、泉公園
近隣公園	13	浅間山公園、多々羅田公園、浦幡新田公園、西の原公園、草深公園、大塚前公園、木下万葉公園、松崎台公園、萩原公園、滝野公園、高花公園、東の原公園、別所谷津公園
街区公園	96	新山児童公園、木下東1丁目公園、小倉台西街区公園、西の原北街区公園、若萩の丘公園、いにはの森公園、かけっこ公園、牧の原南街区公園、西の原南公園、東の原東街区公園 など
都市緑地	47	鹿黒南3丁目緑地、鹿黒南1丁目緑地、中央南1丁目緑地、内野3丁目緑地、高花6丁目緑地、牧の原2丁目緑地、牧の原5丁目緑地、みどり台1丁目緑地、牧の原5丁目1号緑地 など
広場	2	木下交流の杜広場、木下水辺の広場

\* 平成30年3月末時点



平成29年4月に開園した「東の原東街区公園」

## Ⅱ 市の取り組み

### ① まちに調和した景観づくり

市では、利根川、印旛沼などの水辺、緑地や農地等の自然景観の保全・育成、歴史・文化を伝える建物や旧街道の風情、地域の伝統文化景観の継承、良好な市街地景観の育成・創出、清潔で緑豊かなまちの環境美化などを推進するため、景観形成の基本的な方針を明らかにした「印西市景観まちづくり基本計画」を平成 29 年に策定しました。平成 30 年 3 月には、本基本計画に定めた方針と景観法※に基づき「印西市景観計画※」を定め、平成 30 年 10 月に施行しました。

### ② 環境美化の推進

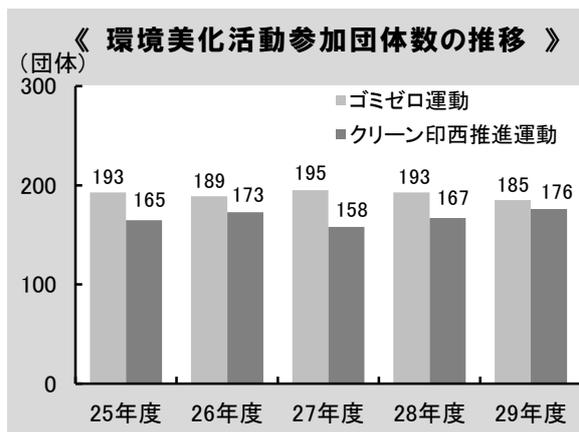
市では、環境美化意識の高揚を図るため、市民団体や事業者と協力して、年 1 回の「ゴミゼロ運動」、毎月 1 回の「クリーン印西推進運動」などの活動を実施しています。平成 29 年度の参加団体数は延べ 361 団体、参加者数は延べ 51,863 人にのぼり、合計 42,420kg のごみが回収されました。

不法投棄対策としては、広報やホームページで不法投棄に関する罰則や通報先などの情報提供を行っているほか、啓発看板の貸与を実施しています。平成 29 年度は小型監視カメラ 30 台に加え、固定式監視カメラ 15 台、移動式監視カメラ 20 台を運用し、監視やパトロール、広報等による啓発を実施したほか、関係機関との連携を強化し、警察へ 14 件、印旛地域振興事務所へ 1 件の通報を行いました。

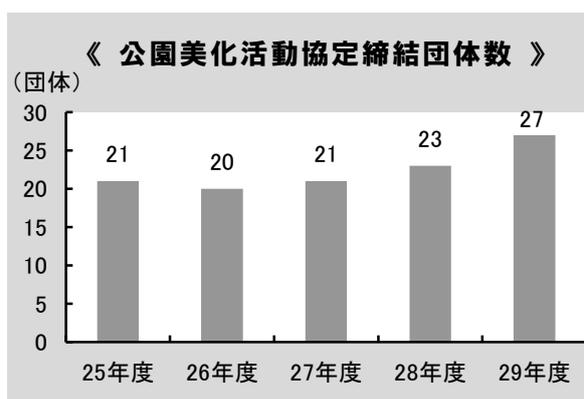
個人のモラルに関わる問題でもあるポイ捨てについては、一人ひとりが美化意識を向上させることが重要です。市では、重点区域での啓発や、指導員によるパトロールを実施し、禁止行為の指導件数は 2,518 件、過料件数は 1 件でした。

### ③ 緑うるおうまちづくり

市では、市民の手による緑化推進を支援するため、市の花であるコスモスの種の配布を行っています。また、公園美化活動を行う団体に対して、活動に必要な物品や用具を貸与・支給するなど、各種支援を実施しています。平成 29 年度の美化活動協定締結団体数は 27 団体となりました。



指導員によるパトロールを実施



市民が緑とふれあう憩いの場として、公園や緑地の整備を推進しており、平成 29 年度は公園 1 箇所を新たに整備しました。また、民有地の緑化を促進するため、市内で開発行為を行う事業者には、印西市開発事業指導要綱に基づき事業区域面積の 5%以上の緑地を設けるよう指導しているほか、戸建住宅開発の際にも各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請しています。

### Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23 年度現状)	H29 年度実績	目標(H33 年度)	評価
不法投棄件数 (うち市民からの通報件数)	498 件 (89 件)	126 件 (51 件)	50 件 (31 件)	
ゴミゼロ運動参加団体数	218 団体	185 団体	256 団体	
クリーン印西推進運動参加団体数	165 団体	176 団体	196 団体	
市民 1 人当たりの都市公園面積	15.53 m <sup>2</sup>	16.96m <sup>2</sup>	現状以上	
市民と協働で管理している公園数	16 箇所	27 箇所	28 箇所	
緑地面積の割合	55.3 %	56.4 %	55.4 %	

#### 《総評、今後の方向性》

景観づくりについて平成 29 年度は、「印西市景観まちづくり市民懇談会」と「印西市景観計画等庁内会議作業部会」の合同ワークショップを 2 回、事業者懇談会を 1 回開催しました。また、印西市景観計画等策定委員会会議を 4 回開催して、「印西市景観計画」を策定しました。平成 30 年度は、景観法に基づく景観条例の制定を進めていきます。

不法投棄は、パトロール等によって減少傾向にあります。また、まだ発生件数が多いため、今後も啓発活動を強化していきます。また、ゴミゼロ運動・クリーン印西推進運動を通して、市民の環境美化意識の向上を図っていきます。

## 3-2 歴史・文化が感じられるまちにしよう

### I 現況と課題

印西市には「木下貝層<sup>\*</sup>」をはじめとした歴史文化財が多く分布し、それを取りまくように社寺林や屋敷林など貴重な自然環境が残されています。

市では、歴史文化遺産を継承しつつ、市民が地域の歴史にふれ、学ぶことができる場として指定文化財を保護・活用しています。本市の指定文化財は国指定文化財6件、県指定文化財は「武西の六座念仏の称念仏踊り」の指定解除に伴い昨年より1件少ない17件、市指定文化財26件の合計49件となっています。その他に、国登録文化財が1件あります。

#### 《 市内の指定文化財 》

区分	種類	件数	主な文化財
国指定	有形	5	建造物 宝珠院観音堂、泉福寺薬師堂、栄福寺薬師堂 彫刻 銅造不動明王立像(結縁寺)、木造薬師如来坐像 他1件(松虫寺)
	記念物	1	天然記念物 木下貝層
県指定	有形	12	彫刻 木造毘沙門天及び両脇侍立像(多聞院)、 木造延命地藏菩薩坐像(泉倉寺) 他5件 工芸品 梵鐘(長楽寺)、鑄銅孔雀文磬(松虫寺)、梵鐘(龍腹寺) 他1件 考古資料 馬込遺跡出土瓦塔
	民俗	4	有形 押付の水塚 無形 鳥見神社の獅子舞、鳥見神社の神楽、浦部の神楽
	記念物	1	天然記念物 将監のオニバス発生地
市指定	有形	15	彫刻 福聚院阿弥陀三尊立像(福聚院)、薬師如来立像(瀧水寺) 工芸品 鑄銅鰐口(竹袋観音堂)、曼荼羅掛軸(南陽院)、龍湖寺絵馬 他2件 古文書 吉岡家河岸関係文書 考古資料 常滑の大壺 歴史資料 小金牧鹿狩資料「村小旗」、高札(五榜の掲示)、 弥陀一尊武蔵型板碑(観音寺)、弥陀三尊下総型板碑(光明寺) 他2件
	民俗	3	無形 別所の獅子舞、いなざき獅子舞、八幡神社の獅子舞
	史跡・記念物	8	史跡 月影の井、上宿古墳、武西の百庚申塚、泉新田大木戸野馬堀遺跡、 道作古墳(1号墳、4号墳、5号墳)、掩体壕 天然記念物 吉高の大桜、藤の木
国登録	有形	1	建造物 岩井家住宅主屋(旧武蔵屋店舗)

## II 市の取り組み

### ① 歴史・文化の保全

市では、市内の遺跡や史跡などの文化財を守るだけでなく、観光事業とも連携して活用し、地域の歴史・文化の周知に努めています。

平成29年度は、道作古墳群の見学会や「木下貝層」の貝化石採集観察会などのイベントに約170人が参加したほか、文化財の保護対策として、宝珠院観音堂にて文化財防災訓練を実施しました（参加者40人）。

また、文化財に関する基礎調査として仏像調査及び石造物調査を計10回実施しました。

印旛歴史民俗資料館では郷土資料の収集、保管及び展示公開を行っています。そのほかに現状で分散している歴史的資料について保管の集約化に努め、有効に活用できるよう検討しています。

木下交流の杜歴史資料センターでは印西市史の刊行を行うとともに歴史公文書や地域史料の収集、保存及び木下地区周辺の原始から近代始めまでの展示を行っています。平成29年度の見学者数は3,506人でした。また、市史への理解や市史編さん事業の状況を広く伝えるため、市史編さん講演会及び講座を開催しました。



宝珠院観音堂の文化財防災訓練

### 《 印旛歴史民俗資料館 》



印旛歴史民俗資料館は印西市の各種歴史資料の調査研究・収集・保管・活用等の事業を通じて市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置されました。

### 《 木下交流の杜歴史資料センター 》



木下交流の杜歴史資料センターは、市民の歴史及び文化に対する理解と認識を深めるとともに、市民のふるさと意識の醸成と相互理解を図ることを目的とし設置されました。

### Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標(H33年度)	評価
指定文化財件数(累計)	47件	49件	53件	😊
歴史民俗資料館への来館者数	885人	1,228人	1,300人	😊
市史刊行物の発行数(累計)	48冊	56冊	54冊	😊
市史講座の受講者数	70人	108人	120人	😊

#### 《総評、今後の方向性》

平成29年度は文化財の保護・活用の一環として、道作1号墳における保存目的の調査を行ったほか、仏像調査、石造物調査及び文化財防災訓練を行いました。また、印旛歴史民俗資料館及び木下交流の杜歴史資料センターにおいて、歴史資料等の収集、保管及び展示公開を行いました。

今後も、文化財の保護・活用に努め、市民の郷土意識の涵養を図っていきます。また、各公民館等においても、多くの市民を対象に環境に関する魅力ある講座等を開催し、環境学習の場を提供していきます。

## 基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、 地球環境に負荷を与えないまちを目指して

### 4-1 地球にやさしいまちをつくろう

#### I 現況と課題

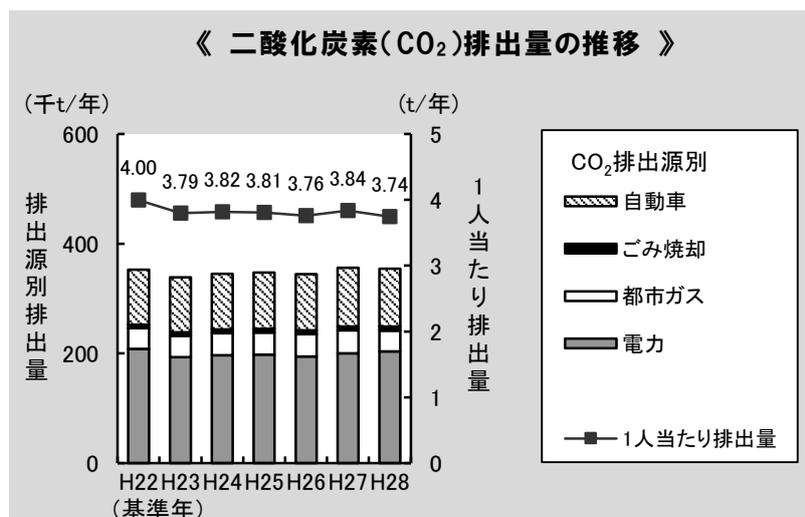
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書\*において、1880年から2012年で世界の平均地上気温は0.85℃上昇しており、その温暖化の要因は人間活動による影響の可能性が極めて高いとされています。さらに今世紀末までの世界平均の地上気温の変化予測は1986～2005年平均に対して0.3～4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。

快適で便利な私たちの暮らしは、電気やガスなど多くのエネルギーを消費して成り立っています。しかし、エネルギーの消費に伴って排出される二酸化炭素は、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの大部分を占めています。地球環境への負荷を減らし、持続可能な世界を実現するためには、省エネルギーの推進と、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会づくりが必要不可欠です。また、低炭素社会への転換は化石エネルギーへの依存度を下げるため、エネルギーを安定的に確保する手段としても注目されています。

#### ■ 二酸化炭素総排出量の推移

平成28年度の印西市における二酸化炭素排出量は、354,336t-CO<sub>2</sub>で、市民1人当たりの排出量は3.74t-CO<sub>2</sub>となりました。基準となる平成22年度との比較では減少しています。

印西市の二酸化炭素排出量を排出源別にみると、電力の使用に伴う排出が最も多く、全体の6割以上を占めています。電力に次いで多いのはガソリンや軽油など自動車の燃料から排出される二酸化炭素です。



## II 市の取り組み

### ① 再生可能エネルギーの利用促進

市では、一般家庭における再生可能エネルギーの利用を促進するため、平成17年度から太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置補助を実施しています。平成29年度の補助件数は、太陽光発電システム157件（累計1,808件、出力合計約8,011kW）でしたが、太陽熱利用システムは補助基数が伸びませんでした（累計55件）。また、その他の住宅用省エネ設備等の補助では、家庭用燃料電池システム（エネファーム）173件、定置用リチウムイオン蓄電池システム34件を補助しました。

市の施設では、再生可能エネルギー設備の率先的な導入を推進しており、市役所屋上に太陽光発電システムを設置しています。その他に、松山下公園総合体育館（10kW）や、大森小学校（10kW）、内野小学校（20kW）、牧の原小学校（45kW）に太陽光発電システムを設置しています。今後も、施設の改修・建設に合わせた新規導入を検討していきます。

### ② 省エネルギー対策

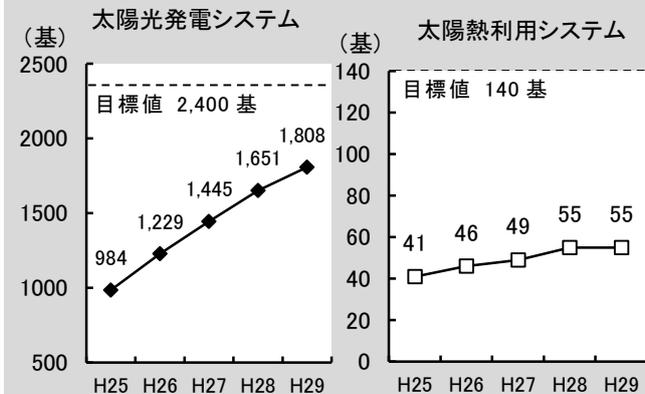
省エネルギー化を推進するためには、一人ひとりがどれほどのエネルギーを利用しているのかを知り、日々の行動を見直すことが重要です。

市では、環境推進市民会議と協働し、環境フェスタや地域交流館まつり等のイベントで環境家計簿の普及促進に努めました。環境家計簿は、ご家庭における光熱費やエネルギーの使用状況を把握することで家庭から排出される二酸化炭素量をチェックし、省エネ意識を育むものです。

また、グリーンカーテン用の種子の無料配布やグリーンカーテンコンテストの開催、公共交通機関の利用促進のため「ふれあいバス」の利便性向上（バス停留所増設、ルート見直し、ダイヤ改正）など、省エネルギー対策を推進しました。

## 重点プロジェクト

### 《 太陽光発電・太陽熱利用システム設置補助累計基数 》



中央駅前交流館まつりで環境家計簿をPR



「ふれあいバス」の利用促進が二酸化炭素排出削減に繋がります

公共施設における省エネルギー対策も推進しており、庁内エコプラン（地方公共団体実行計画）に沿って、公用車への低燃費車の導入やグリーンカーテンの設置（53施設）など様々な施策を実施してきました。その結果、平成29年度には、市の事務事業から排出される二酸化炭素の量を基準年度（平成22年度）比で7.2%削減することができました。



船穂コミュニティセンターの  
グリーンカーテン

### Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標(H33年度)	評価
コミュニティバス利用者数	190,773人	246,424人	現状以上	😊
市内駅の1日平均乗車人員	30,676人(H22)	28,530人	現状以上	😬
1人当たりの二酸化炭素排出量	4.00t-CO <sub>2</sub> /年* (H22)	3.74 t-CO <sub>2</sub> /年 (H28)	現状以下	😊
太陽光発電システム設置件数 (補助対象分累計)	529件	1,808件	2,400件	😬
太陽熱利用システム設置件数 (補助対象分累計)	34件	55件	140件	😬

\* 1人当たりの二酸化炭素排出量の現状値（平成22年度）は、自動車からの排出量を最新の出典に基づいて算定し直したため、「印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

#### 《総評、今後の方向性》

住宅用省エネルギー設備設置費補助については、4種類を対象設備としており、導入の促進を図っています。特に太陽光発電システムの設置基数は順調に増加しているものの、目標は達成できていないため、今後も引き続き施策を進めていきます。

第3次庁内エコプランでは、基準年度比7.2%削減を達成できました。第4次庁内エコプランについては、国の「業務その他部門」削減目標である2030年度に2013年度比で40%削減を目標値として設定するために、平成30年度中の改訂を予定しております。

ふれあいバスについては、利用者数はやや減少しましたが、利便性向上を図るため、バス停留所増設やルート見直し、ダイヤ改正等を行いました。路線バスについては、更なる利便性の向上を図るため、また交通不便地域の対策のため、ルート見直し、運行ダイヤ等について、事業者と協議を行いました。平成30年度は、本埜第二小学校周辺地域乗合タクシー「スワン号」の実証運行を開始しています。今後も交通不便地域対策の実施に向けて、またコミュニティバス運行事業の全面的な見直しに向けて、印西市地域公共交通会議等において検討を実施します。

## 4-2 資源循環型のライフスタイルを実践しよう

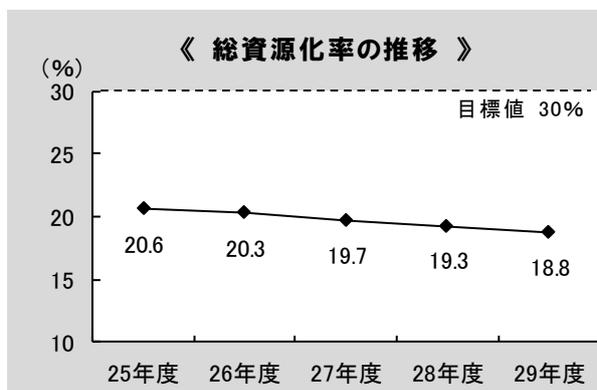
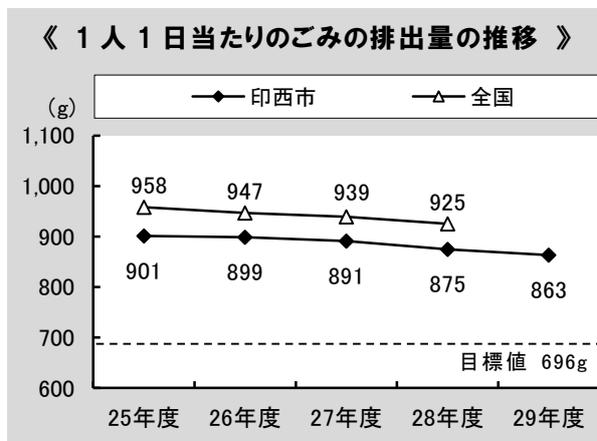
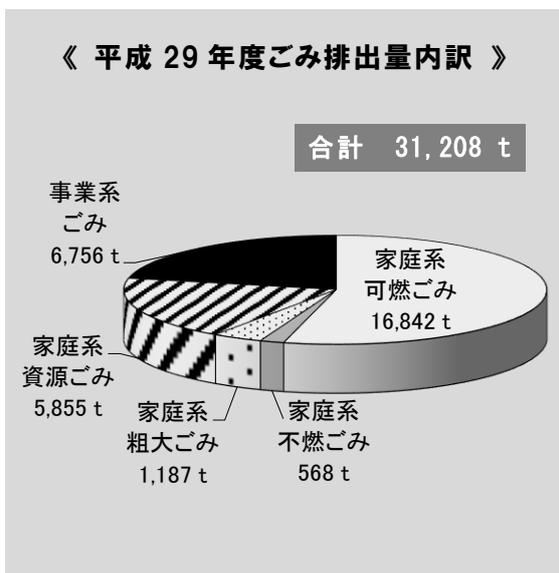
### I 現況と課題

私たちの暮らしは、多くの天然資源を消費し、多くの廃棄物を環境中に排出することで成り立っています。「循環型社会」とは、天然資源の採取と廃棄物の排出を可能な限り抑制することで、環境への負荷が最小化された持続可能な社会を指します。「循環型社会」を実現していくためには、一人ひとりが大量消費型のライフスタイルを見直し、3R（Reduce：ごみの減量，Reuse：再利用，Recycle：再資源化）や適正処分の取り組みを実践していくことが重要です。

#### ■ ごみの排出状況

平成29年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は863gとなり、前年度の875gから12g減少しました。ごみ排出量の内訳をみると、家庭系可燃ごみが最も多く、全体の約5割強を占めています。

平成29年度の総資源化率は18.8%で減少傾向となっています。



### II 市の取り組み

#### ① 廃棄物の適正な処理

市では、廃棄物を適正に処理するため、印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場などにより、安全かつ安定的なごみ処理を推進しています。

なお、同組合では焼却施設の老朽化に伴う施設更新について検討が進められており、新クリーンセンターの建設に向け、建設予定地のある吉田区と協議しながら整備事業に着手しているところです。

② ごみの減量化・資源化の推進

重点プロジェクト

ごみの資源化や適正処理も重要ですが、最も優先されるべき取り組みは「ごみを出さないこと」です。市では、広報紙やホームページを通じて、ごみの減量意識や適正排出に関する情報発信を行っているほか、平成29年度は、町内会を対象とした出前講座を20回開催し、参加者数は延べ564人にのびました。また、町内会ごとに廃棄物減量等推進員を103人委嘱し、啓発に努めています。

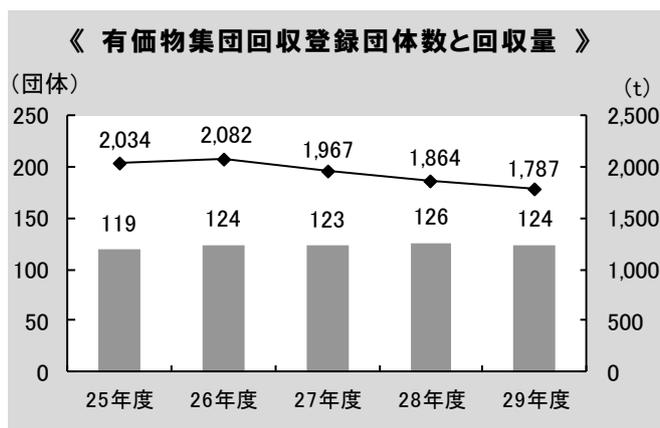
その他にも、「ごみ・リサイクル施設等見学会」、「いんざい環境フェスタ」など様々な事業を通して、ごみ減量化・リサイクルに関する学習機会の提供に努めています。

家庭におけるごみ減量・リサイクル促進策としては、生ごみ処理容器等の購入補助を実施しており、平成29年度の補助金交付件数は48基、減量機器貸出件数は25件となりました。

廃棄物の回収と再資源化に関する施策としては、廃食油や使用済小型家電の回収に加え、有価物集団回収奨励金事業※を引き続き実施し、市民の自発的なリサイクル活動を支援しました。平成29年度の有価物集団回収の登録団体数は124団体、回収量は1,787tとなり、減少傾向となっています。



不用になった小型家電の回収を行い、リサイクルに取り組んでいます



Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標 (H33年度)	評価
1人1日当たりのごみ排出量	887 g	863 g	696 g	😊
総資源化率	21 %	18.8 %	30 %	😞

備考) 総資源化率については、量販店での回収や民間の廃品回収等は含まれていません。

《 総評、今後の方向性 》

1人1日当たりのごみ排出量と総資源化率はいずれも目標値に達していません。紙類など資源物の民間回収が広がりつつあり、資源化率の向上しない理由にもなっていますが、今後も引き続き、広報紙やホームページ、各種事業などを通じて、普及・啓発に努めていく必要があります。

## 基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、

### みんなで環境を育てるまちを目指して

#### 5-1 環境を考え行動をする人を育てよう

##### I 現況と課題

様々な環境問題を解決していくための第一歩は、一人ひとりが環境の現状を知り、日常生活との関わりを認識することです。市の環境をより良いものにしていくためには、環境に対する理解を深め、環境保全に配慮した行動を実践できるリーダーの育成が重要です。

##### II 市の取り組み

###### ① 環境教育・学習の推進

市では、将来の印西市を担う子ども達への環境教育の推進を図るため、学校における環境教育の充実を図っています。各小中学校では、それぞれの指導計画に基づき、総合的な学習の時間を核として、他教科とも関連付けながら環境に関する学習を進めています。また、小中学校の図書室では環境教育に関する蔵書を紹介・活用し、17校に環境コーナーを特設しました。教育センターでは、里山観察会（春、秋）、星空観望会、科学実験講座、わら細工体験など、環境に関する講座を実施し、161人の参加がありました。

市民のみなさんが環境について学ぶ生涯学習の機会として、平成29年度の市民アカデミー学習プログラムの中で印西市の環境政策等を学ぶ講座を4回開催したほか、出前講座「なぜ、ごみの分別が重要なのか」を開催しました。

また、公民館では自然観察会やごみの分別などの講座や、伝染病予防対策に関する講演会などが開催されました。小林図書館ではリサイクル関連の図書を40冊展示し、身近な環境とエネルギー問題について考える機会を提供しました。



市民アカデミーで環境政策を学ぶ講座を開催



小林図書館ではリサイクルをテーマとした本の展示を実施しました

### Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23年度現状)	H29年度実績	目標(H33年度)	評価
環境講座・イベント等の開催回数	15回	30回	18回	

#### 《総評、今後の方向性》

平成29年度は、市民アカデミーのプログラムの中で、環境保全活動や里山見学会を行い、地域の環境について理解を深めることができました。その他にも、教育センター主催の環境教育に関する行事を行い、多くの市民の方々の参加がありました。

今後も、教育センターや各小中学校等と連携を図り、地域の自然とふれあえる環境学習の充実を図ります。また、各公民館等においても、環境に関する魅力ある講座等を開催し、環境学習の場を提供していきます。

環境学習を通して、市民の皆様が地域環境の現状と課題を考え、自ら環境保全に配慮した行動を実践できるよう努めていきます。

## 5-2 環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう

### I 現況と課題

環境配慮行動の普及を推進するためには、適切な情報提供・情報共有を行うとともに、地域ぐるみの活動へと展開させていくことが重要です。

市では、市民、事業者が環境問題に関心を持てるような情報提供に努めるとともに、環境保全活動に参加する機会を提供し、市民団体等の自発的な活動を支援しています。

### II 市の取り組み

#### ① 環境情報の発信と共有化

環境基本計画への取り組み状況や市民・事業者の参加状況を取りまとめた環境白書を、毎年度発行・公表しています。平成29年度は市民にとってよりわかりやすいよう内容をコンパクトにまとめた概要版を作成しました。平成29年度に実施した環境に関する情報提供は、広報紙で87回、ホームページで102コンテンツでした。

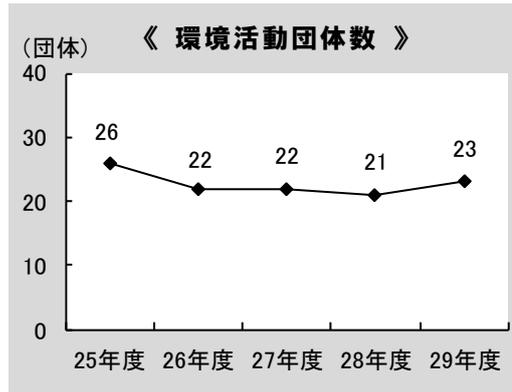
また、市民・事業者・市が協働し、様々な立場から意見交換をする場として環境推進市民会議と環境推進事業者会議を設置しており、平成29年度は環境推進会議を計10回の会議を開催しました。

## ② 市民・事業者の環境配慮行動の促進

市では、市民・事業者が環境保全活動等に取り組む機会として環境フェスタやいんざい自然探訪、ごみ減量のための講習会等の各種イベントを開催しました。

市内で活動している環境活動団体数は平成 28 年度より 2 団体増加し 23 団体となりましたが、依然として、団体構成員の高齢化に伴い、団体を維持することが困難な状況は続いています。

市では、市民活動団体等の企画・提案を基に、市と協働で事業に取り組む企画提案型協働事業※や、市民・事業者主体の公益的なまちづくり活動を支え育てていく公益信託印西市まちづくりファンド※など、さまざまな形で市民活動の支援を実施しています。本年度は、環境に関する事業として、2 つの協働事業を実施し、5 つの事業に資金助成を行いました。



印西市の里山が身近に感じられる  
里山マップを作成し、窓口で配布

## Ⅲ 環境指標の状況と評価

環境指標	基準年度 (H23 年度現状)	H29 年度実績	目標(平成 33 年度)	評価
環境情報の提供回数	24 回	24 回	24 回を維持	😊
環境活動団体数	29 団体	23 団体	30 団体	😞

### 《 総評、今後の方向性 》

環境情報の提供については、いんざい里山マップを環境活動団体と協働で作成し、里山に関心をもち、保全活動のきっかけになるよう努めました。また、環境白書の概要版を作成し、市民目線でより分かりやすいよう、情報の共有にも努めました。

NPO・市民活動団体に対しては、市民活動支援センターが行う各種支援事業や印西市まちづくりファンドによる資金助成、企画提案型協働事業をはじめとする協働の取り組みにより、今後も活動の支援や連携を進めます。

# 第 3 章

## 印西市庁内エコプランの進捗状況

平成 29 年度の「印西市庁内エコプラン」（市の事務及び事業で環境保全に配慮すべき施策）の進捗状況及び事務事業に伴い発生した温室効果ガスの排出状況を報告します。

## 1 印西市庁内エコプランの概要

印西市庁内エコプランは、市の事務及び事業における温室効果ガスの削減目標及び環境保全に関して配慮すべき事項を定めた計画で、環境基本計画を推進するための計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条に基づく「地方公共団体実行計画」としても位置付けられています。平成29年度は第3次庁内エコプラン（平成25～29年度）を運用しており、平成30年度からは第4次庁内エコプラン（平成30～34年度）に移行します。

本報告では、平成29年度の事務事業に伴い発生した温室効果ガス排出量の状況と、庁内組織・施設等を対象とした庁内エコプランの取り組み結果を整理しています。

### ■ 温室効果ガス総排出量の削減

印西市では、平成29年度を目標年度とし、温室効果ガスの総排出量を平成22年度レベルより5%以上削減し維持することを目標に取り組みました。

#### 《 温室効果ガスの削減目標 》

温室効果ガスの総排出量を、

**平成22年度レベルより5%削減し、これを維持します。**  
なお、震災以降、省エネ行動が向上している現状を踏まえ、目標値以上の削減を目指します。

温室効果ガス排出量		削減目標
平成22年度 (基準年度)	6,883,750 kg-CO <sub>2</sub>	5%
平成29年度 (目標年度)	6,539,563 kg-CO <sub>2</sub>	

平成29年度の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)は、約6,390千kg-CO<sub>2</sub>となり、平成22年度より7.2%減少し、第3次庁内エコプランで掲げた削減目標の5%を2.2%上回る結果となり、目標を達成することができました。

#### 《 温室効果ガス総排出量及び基準年度比 》

年度	温室効果ガス排出量
平成22年度(基準年度)	6,883,750 kg-CO <sub>2</sub>
↓ ▲ 7.2 %	
平成29年度	6,389,772 kg-CO <sub>2</sub>

■ 温室効果ガス削減のための取り組みの推進

庁内エコプランでは、目標達成のための具体的な取り組み内容として、各担当課及び職員一人ひとりの行動を定めており、率先した取り組みを促しています。

《 実施する具体的な取り組み 》

取り組みの分野	項目
省エネルギーに関する取り組み	照明の適正使用
	空調の適正使用
	OA 機器（パソコン、コピー機、プリンタ等）の適正使用
	エレベーターの適正使用
	節水の推進
	省エネルギー機器の導入
	ノー残業デーの推進
廃棄物の減量化・資源化に関する取り組み	グリーン購入の推進
	用紙の適正使用
	ごみの減量化
公用車の維持管理・購入に関する取り組み	公用車の適正使用
	公用車の適正購入
公共施設等の建設・維持管理に関する取り組み	エネルギーの効率利用
	水の有効利用
	建設廃棄物の削減及び低公害化
	緑化の推進
ノーカーデーに関する取り組み	ノーカーデーの推進



廃棄物の資源化に繋がる分別回収を実施



省エネパトロールの様子

## 2 エネルギー等使用量及び温室効果ガス排出量

### ■ エネルギー等の使用状況

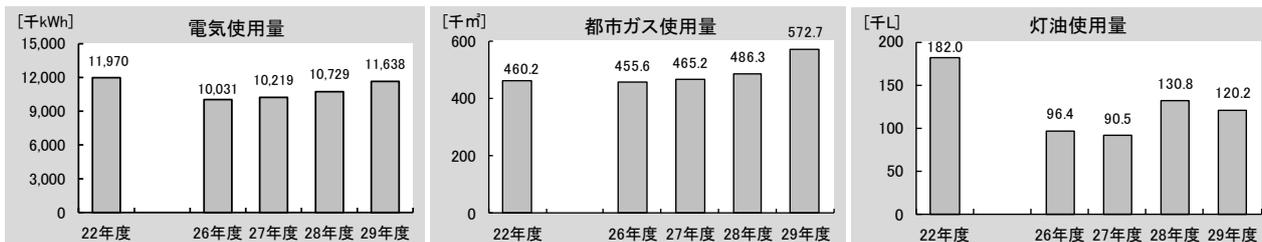
平成22年度と平成29年度の燃料使用量を比較すると、軽油と都市ガスは増加しましたが、その他の燃料は減少しました。電気使用量は、節電の取り組み強化や施設の閉鎖などにより基準年比2.8%減少しましたが、前年度比では8.5%増加しました。また、前年度と比較して大きく変化があった項目として、カラーコピー用紙の使用量が大幅に増加しています。これは、市民課の業務において個人情報の流出を防ぐため、個人情報を取り扱う用紙を普通紙からカラーコピー用紙（色付きの用紙）に変更し差別化を図ったことによるものです。他に、A重油は印旛公民館の空調のみで使用しており、会議室等の利用が減ったことにより減少しました。

#### 《 エネルギー等使用状況一覧 》

項目	年度	単位	年間使用量				基準年度比	前年度比
			平成22年度 (基準年度)	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績		
燃料使用量	ガソリン	L	82,506	66,337	68,075	64,387	-22.0%	-5.4%
	軽油	L	11,130	17,839	17,324	18,679	67.8%	7.8%
	灯油	L	182,021	90,506	130,795	120,233	-33.9%	-8.1%
	A重油	L	14,900	9,700	7,649	6,600	-55.7%	-13.7%
	LPG	m <sup>3</sup>	96,279	34,160	35,374	32,394	-66.4%	-8.4%
	都市ガス	m <sup>3</sup>	460,197	465,202	486,273	572,721	24.5%	17.8%
電気使用量		kWh	11,970,135	10,218,976	10,728,610	11,638,247	-2.8%	8.5%
自動車 走行量	ガソリン車	km	946,114	780,990	812,103	846,373	-10.5%	4.2%
	軽油車	km	4,966	100,221	87,721	84,762	—	-3.4%
水道使用量		m <sup>3</sup>	192,771	176,501	183,235	193,170	0.2%	5.4%
下水処理量		m <sup>3</sup>	168,071	156,846	164,226	173,835	3.4%	5.9%
紙使用量	普通紙	枚	166,352	445,800	552,780	461,323	177.3%	-16.5%
	カラーコピー用紙	枚	78,510	193,060	67,550	191,050	143.3%	182.8%
	再生紙	枚	14,729,020	11,236,500	9,360,000	10,532,500	-28.5%	12.5%

備考) 自動車走行量のうち、軽油車の基準年度走行量は市バス、幼稚園バス等の走行量が把握できないため、前年度比で比較します。

#### 《 エネルギー使用状況の推移（排出量割合の上位3項目） 》



■ 温室効果ガスの排出状況

平成29年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、エネルギー使用量の減少により、基準年度より7.2%少ない6,389,772 kg-CO<sub>2</sub>でした。ハイブリット車の導入や、公共施設の統廃合が大幅な減少の要因と考えられます。ただし、前年度比で8.1%増加しているのは、中学校への冷暖房システムの導入と東日本大震災以降6年が経過したことにより、個々の節電意識が低下していることが要因と考えられます。

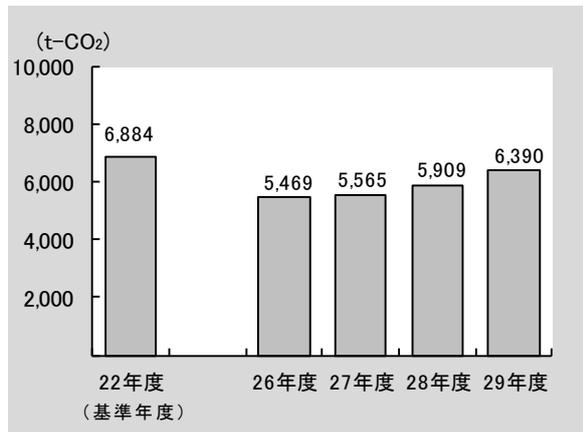
排出源別に見ると、電気（68.3%）、都市ガス（20.0%）、灯油（4.7%）、液化石油ガス（LPG3.3%）の順に多く、この4項目で全体の約96%を占めています。メタン、一酸化二窒素の占める割合は二酸化炭素と比べ少なくなっています。

《 温室効果ガス総排出量の推移 》

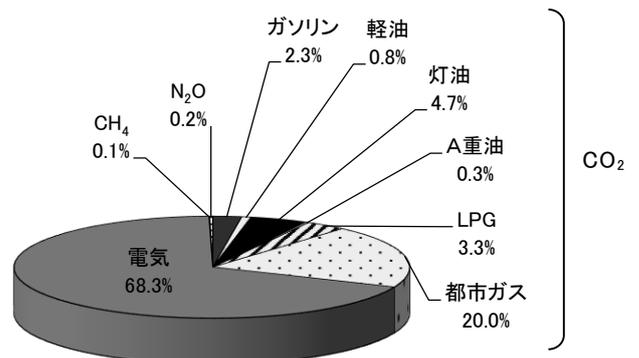
活動の種類 温室効果ガス区分	年度	年間排出量(kg-CO <sub>2</sub> )				温室効果 ガスの割合	基準 年度比	前 年度比
		平成22年度 (基準年度)	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績			
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	ガソリン	191,414	153,901	157,933	149,377	2.3%	-22.0%	-5.4%
	軽油	28,716	46,023	44,695	48,191	0.8%	67.8%	7.8%
	灯油	453,233	225,360	325,680	299,381	4.7%	-33.9%	-8.1%
	A重油	40,379	26,287	20,729	17,886	0.3%	-55.7%	-13.7%
	LPG	635,439	225,455	233,470	213,798	3.3%	-66.4%	-8.4%
	都市ガス	1,026,238	1,037,400	1,084,389	1,277,168	20.0%	24.5%	17.8%
	電気	4,488,801	3,832,116	4,023,229	4,364,343	68.3%	-2.8%	8.5%
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行	230	220	242	245	0.0%	6.4%	1.5%
	下水の処理	3,106	2,899	3,035	3,212	0.1%	3.4%	5.9%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行	7,858	7,121	7,430	7,549	0.1%	-3.9%	1.6%
	下水の処理	8,336	7,780	8,146	8,622	0.1%	3.4%	5.9%
合 計		6,883,750	5,564,562	5,908,978	6,389,772	100.0%	-7.2%	8.1%
基準年度からの増減率		—	19.2% 減	14.2% 減	7.2% 減			

備考) 庁内エコプランにおいては対象とする温室効果ガスを二酸化炭素としていますが、社会情勢を考慮して自動車走行、下水処理に伴い発生するメタンと一酸化二窒素を対象ガスに含めています。

《 温室効果ガス総排出量の推移 》



《 平成29年度温室効果ガス排出量の割合 》



## ■ 部及び施設別のエネルギー使用による二酸化炭素排出量

市では、市役所や出張所のほか、公民館や学校などの多様な施設を有しています。これらの施設では、市の業務や市民サービスのため、電力やガスなどのエネルギーを使用しています。

施設を所管及び管理している部ごとの平成 29 年度における二酸化炭素排出量は、多数の学校やエネルギー使用量の多い給食センターなどを有する教育委員会教育部が半分以上を占めており、その他の部では市役所、健康福祉部や都市建設部も多くなっています。エネルギー使用による二酸化炭素排出量は、全体で前年度比 5.8%の増加となりました。なお、牧の原学校給食センターの稼働により、学校給食センターの都市ガスおよび電気使用量が増加しました。

### 《 各部・施設における二酸化炭素排出量 》

部	主な施設	年間排出量(kg-CO <sub>2</sub> )			前年度比
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
全部門	市役所	465,602	504,688	508,508	0.8%
	印旛支所	80,108	161,896	169,288	4.6%
	本笠支所	73,619	81,457	83,722	2.8%
総務部	消防器具庫	8,909	8,795	9,513	8.2%
企画財政部	印旛医科機器歴史資料館	4,314	4,537	4,221	-7.0%
市民部	コミュニティセンター、出張所	160,774	172,512	180,662	4.7%
	自転車駐輪場	52,890	47,105	40,167	-14.7%
環境経済部	印西市収集センター	23,959	22,585	21,870	-3.2%
健康福祉部	福祉・保健センター	331,689	326,763	319,371	-2.3%
	保育園	211,175	218,458	173,067	-20.8%
	学童クラブ	21,705	21,322	34,664	62.6%
都市建設部	公園	159,177	163,466	168,494	3.1%
	木下駅自由通路	26,420	28,417	29,107	2.4%
	ポンプ場(下水道)	177,045	177,891	176,463	-0.8%
水道部	配水場、取水施設	198,453	206,770	207,901	0.5%
教育委員会 教育部	小学校	1,017,868	1,050,393	1,074,453	2.3%
	中学校	416,065	425,974	449,617	5.6%
	幼稚園	47,546	50,445	46,623	-7.6%
	学校給食センター	981,285	1,024,976	1,419,576	38.5%
	公民館、図書館等	886,670	879,212	810,799	-7.8%
	松山下公園総合体育館	193,833	238,647	224,009	-6.1%
合 計		5,539,106	5,816,309	6,152,096	5.8%

備考) 施設を保有している部門のみ掲載しています。各施設の二酸化炭素排出量には、自動車燃料の使用による排出量も含まれています。

施設の規模が大きく延床面積が広い場合には、より多くのエネルギーを使用し、二酸化炭素排出量も多くなります。施設ごとのエネルギー起源の二酸化炭素排出量を評価するために、「延床面積当たり」の二酸化炭素排出量を原単位とし比較します。原単位が小さいほど、延床面積当たりの二酸化炭素排出量が少ない施設です。

ここでは施設の種類ごとに主要な施設の原単位を示します。

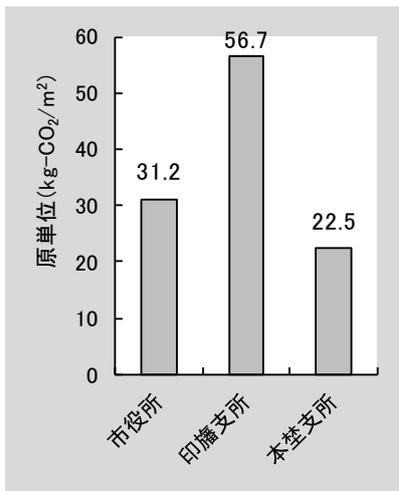
ただし、施設によって保有設備や利用人数などの条件が異なるため、一概に値を比較することはできず、この結果だけで施設のエネルギー利用の良し悪しを判断するものではありません。

原単位（延床面積当たりの二酸化炭素排出量）

$$= \frac{\text{施設のエネルギー起源の二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)}}{\text{施設の延床面積 (m}^2\text{)}}$$

※ 自動車燃料の使用による二酸化炭素排出量は、自動車保有台数等によって変動するため、自動車で使用するガソリンや軽油からの二酸化炭素排出量はここでは含めません。

#### ●市役所、支所

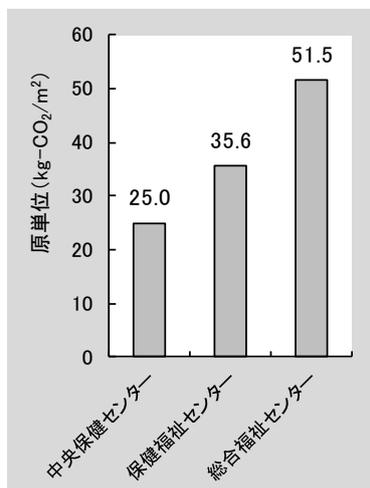


印西市役所と支所の原単位は 22.5kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 56.7kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> でした。印西市役所は平成 28 年度の原単位 30.3kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> より 0.9kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> 増加しています。また、支所も前年度より原単位が増加しています。

これらの施設では、照明や空調に使用する電力からの二酸化炭素排出量が多くなっています。

また、印旛支所にはふれあいセンターいんばの使用量も含まれているため、原単位が高くなっています。

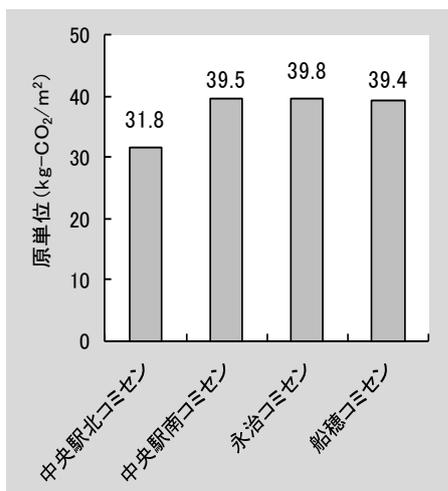
#### ●福祉・保健センター



福祉・保健センターの原単位は 25.0kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 51.5kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> でした。これらの施設では、温水を作る設備などにより、エネルギー使用量が多い傾向にあります。

平成 29 年度は平成 28 年度同様に保健福祉センターと総合福祉センターの原単位が大きくなっています。特に、総合福祉センターは「いこいの湯」の再開により、平成 28 年度の原単位 42.0kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> より 9.5kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> 増加しています。

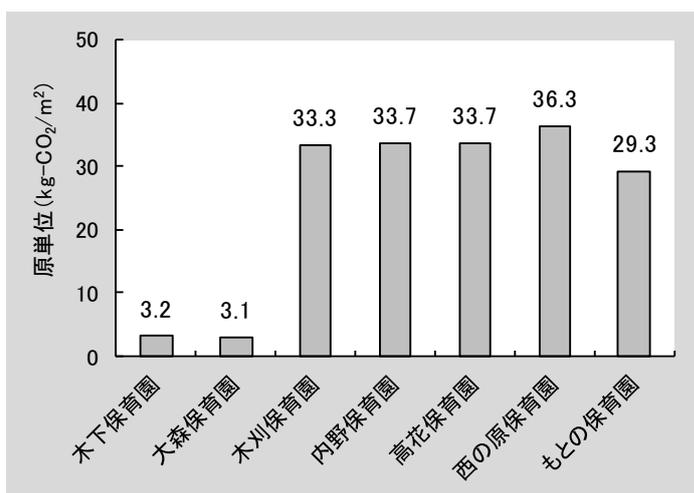
## ●コミュニティセンター



コミュニティセンターの原単位は 31.8kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>～39.8kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>でした。コミュニティセンターは開館時間が 21 時までと長いことや、施設の貸出を行っていることなどからエネルギー使用量が多く、原単位は 30kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>以上となっています。

全てのコミュニティセンターで平成 28 年度の原単位より約 1.0kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>増加しています。

## ●保育園

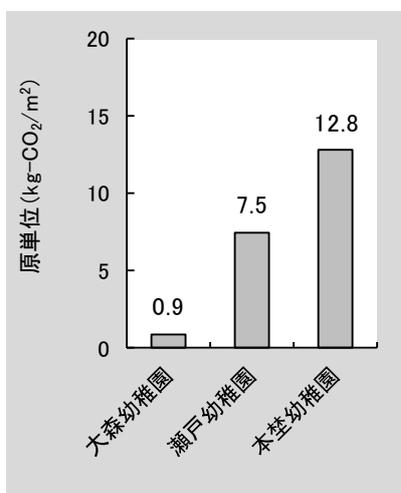


保育園の原単位は 3.1kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>～36.3kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>でした。

木下保育園と大森保育園は廃園のため原単位は平成 28 年度より激減し、もとの保育園は通常運営ですが 37.4 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> から 29.3 kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>に減少しました。

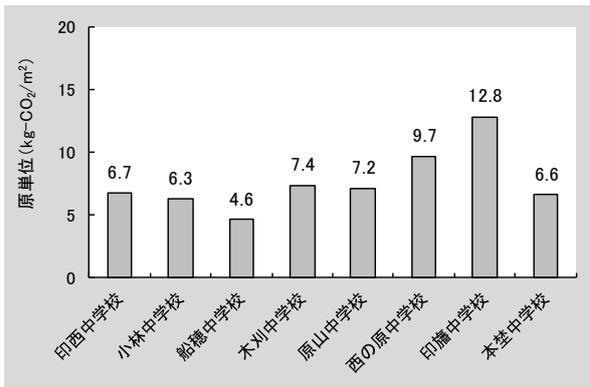
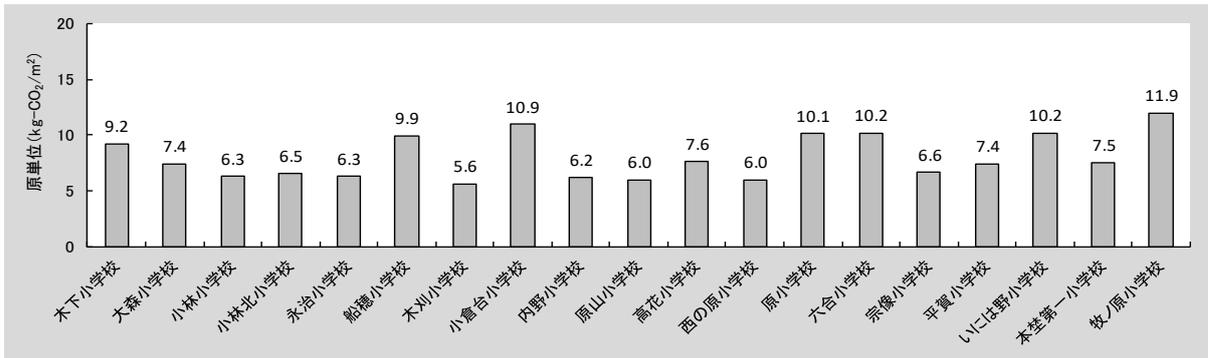
その他の保育園は、平成 28 年度に引き続き、全保育園で原単位が高くなっています。

## ●幼稚園



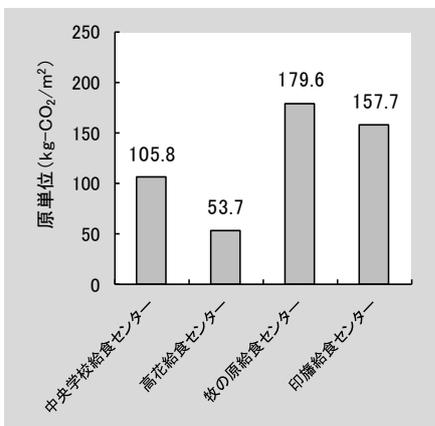
幼稚園の原単位は 0.9kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>～12.8kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> でした。大森幼稚園は廃園のため原単位が減少しています。

●小・中学校



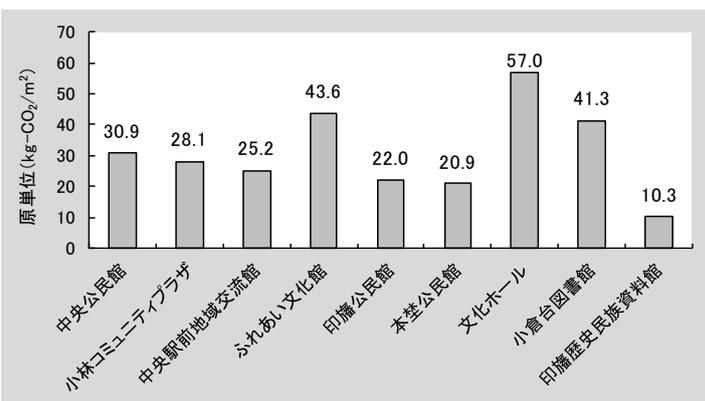
小学校の原単位は 5.6kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 11.9kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>、中学校の原単位は 4.6kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 12.8kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> で、小学校・中学校ともに80%以上の学校で平成28年度より原単位が高くなっています。なお、本埜第二小学校、滝野小学校、滝野中学校は、併設する給食センターと一括で電力を管理しているため、個別の原単位は算出していません。

●学校給食センター



学校給食センターの原単位は 53.7kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 179.6kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> でした。これらの施設では、照明や空調設備だけでなく、給食調理のために多量のエネルギーを消費する設備を多数保有していることから、その他の施設と比較して大幅に原単位が高くなっています。高花給食センターは運用中止となり、平成29年度の2学期から中央学校給食センターが稼働しています。なお、本埜学校給食センター及び滝野学校給食センターは、小・中学校と一括で電力を管理しているため、個別の原単位は算出していません。

●文化施設(公民館・図書館・その他の文化施設)



文化施設の原単位は 10.3kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> ~ 57.0kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> でした。施設規模が大きく、舞台ホールなど特殊な設備をもつ文化ホールの原単位が高くなっています。

---

### 3 取り組み実施状況

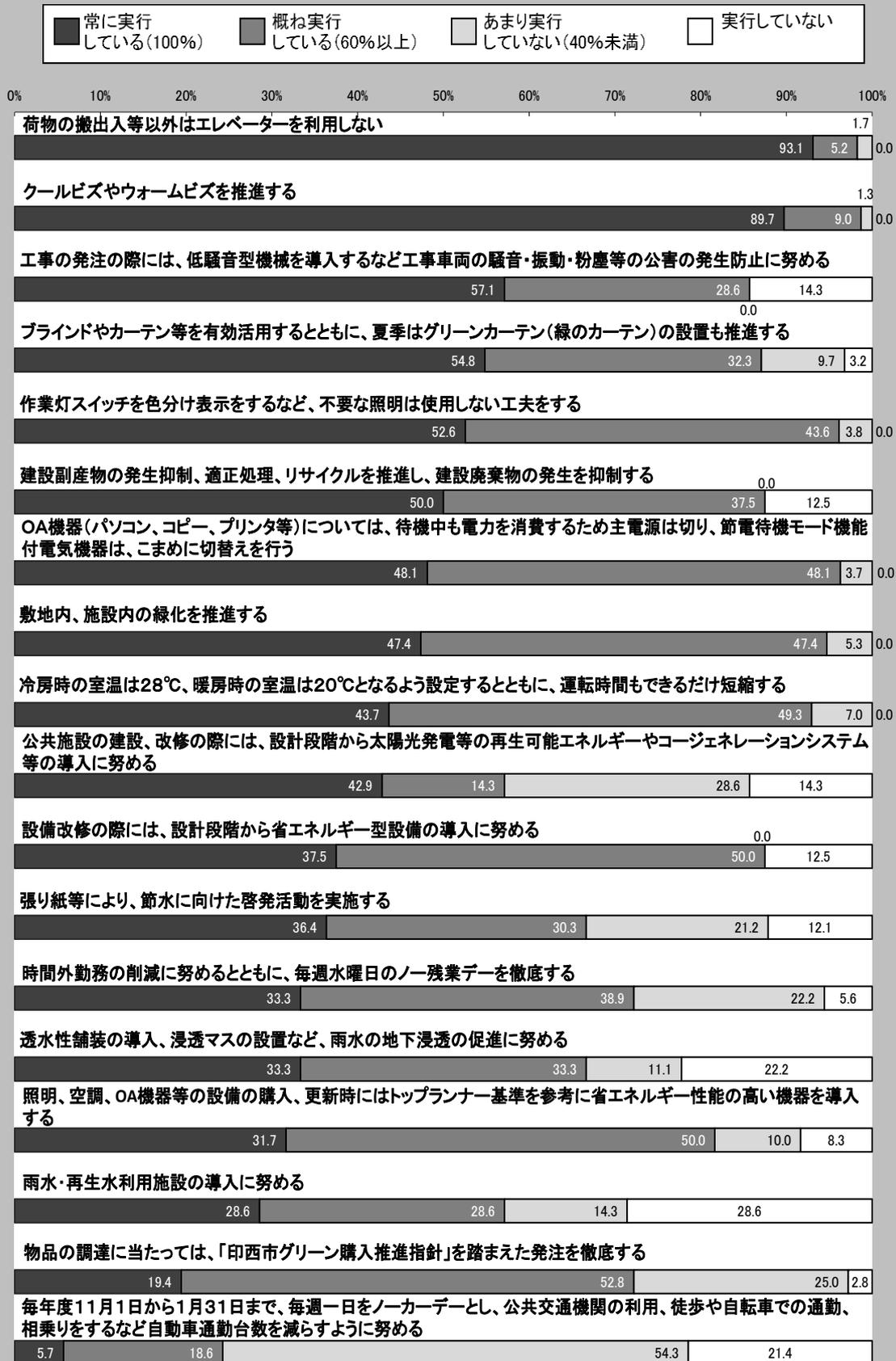
市では、市職員に対する庁内エコプランの周知に努め、省エネ・省資源の取り組みの普及を推進してきました。

庁内エコプランにおいて、各担当課及び職員一人ひとりの取り組み実施状況の点検のためのチェック項目を設けています。

各担当課、施設・設備管理課が取り組むべき項目のうち、ソフト面の対策として「荷物の搬出入等以外はエレベーターを使用していない」「クールビズやウォームビズを推進している」「不要な照明は使用しない工夫をする」などの省エネや地球温暖化対策に関する取り組みは、施設全体で進められていました。一方、「建設、改修時には、設計段階から再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の導入に努めている」「雨水・再生水利用施設の導入に努める」などの新たな設備等の導入が伴う取り組みや、「ノーカーデーは公共交通機関の利用など自動車通勤台数を減らすように努めている」については、「あまり実行していない」「実施していない」の割合が高くなっていました。

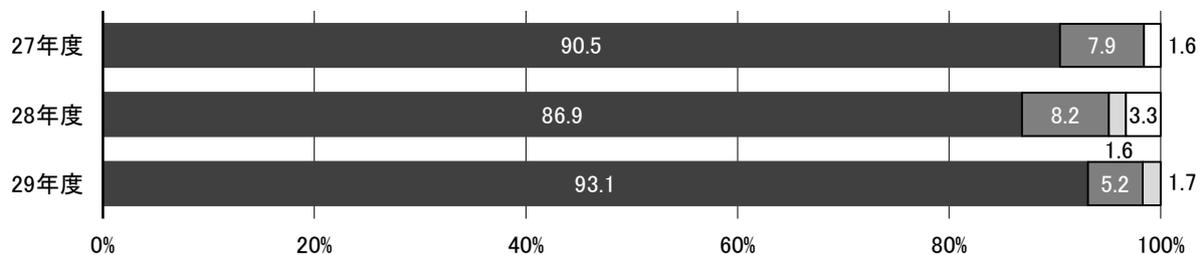
職員一人ひとりが取り組むべき項目のうち、「常に実行している」の割合が最も高かったのは「荷物の搬入時以外はエレベーターを使用していない」で、92.4%にのびりました。次いで、「走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努めている」(87.2%)、「トイレ・給湯室・書庫等の照明は使用後の消灯を徹底している」(80.2%)となり、これら4項目は「常に実行している」が8割を超えており、取り組みが日常的に実施されていました。一方、「ノーカーデーでは公共交通機関の利用など自動車通勤台数を減らすように努めている」の「常に実行している」の割合は21.3%であり、職員一人ひとりの行動としても取り組みが進んでいませんでした。

《 担当課、施設・設備管理課の取り組みの実施状況（平成29年度） 》

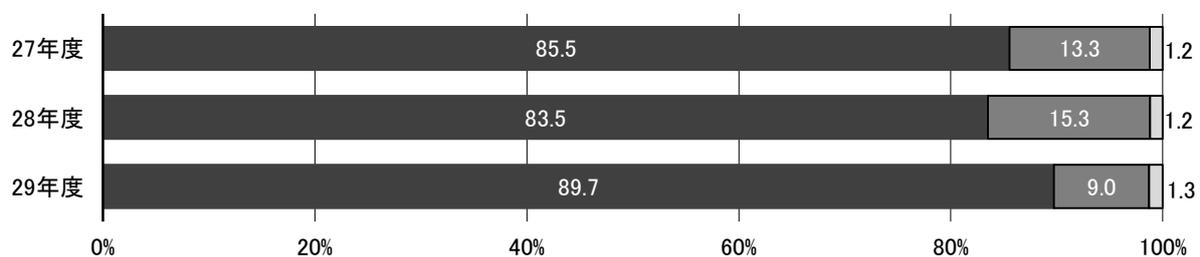




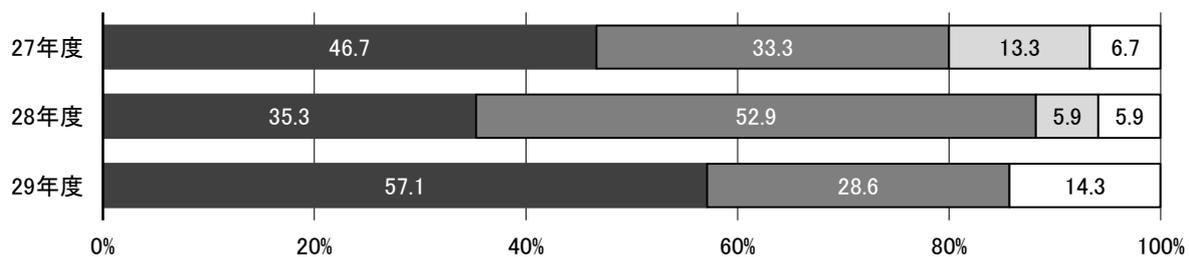
**荷物の搬出入等以外はエレベーターを利用しない**



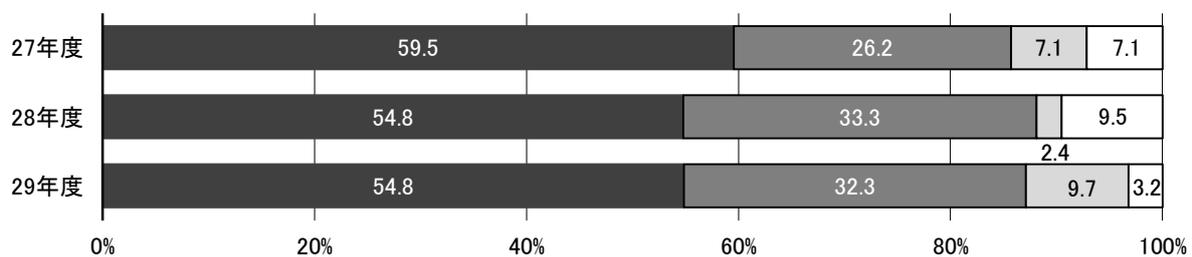
**クールビズやウォームビズを推進している**



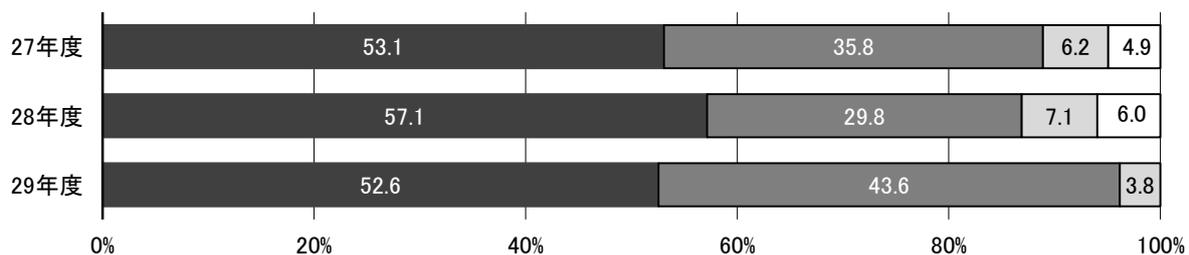
**工事の発注の際には、工事車両の騒音・振動・粉塵等の公害の発生防止に努めている**

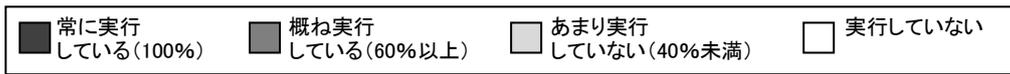


**ブラインドやカーテン等を有効活用するとともに、夏季はグリーンカーテン(緑のカーテン)の設置も推進している**

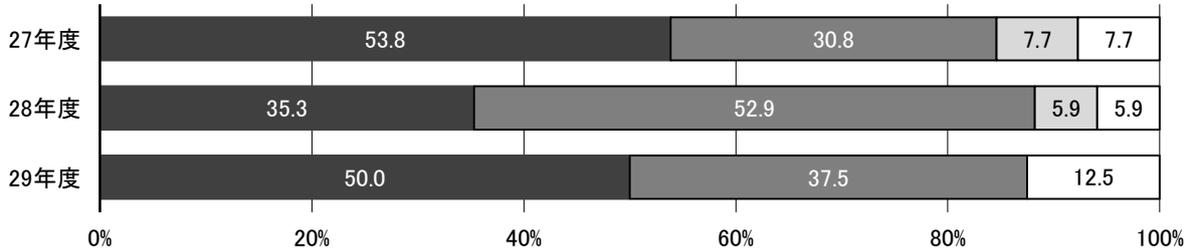


**作業灯スイッチを色分け表示をするなど、不要な照明は使用しない工夫をしている**

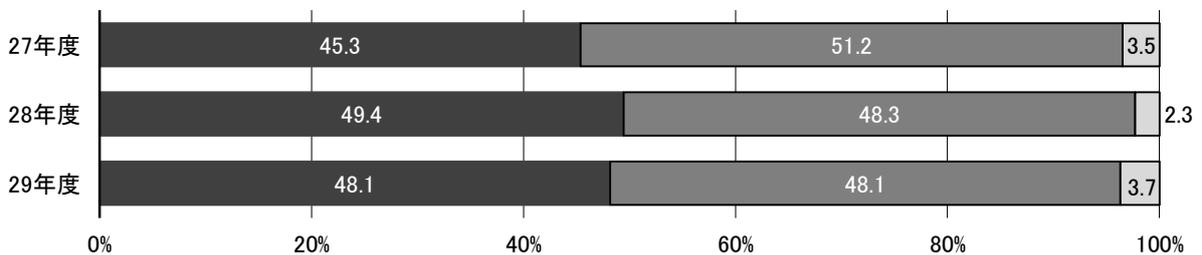




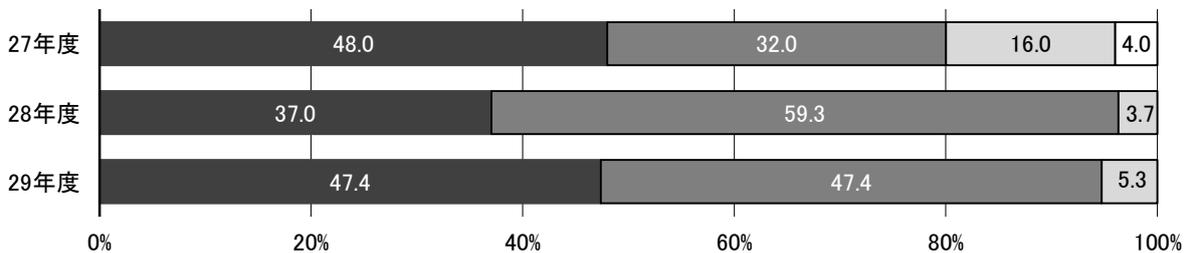
**建設副産物の発生抑制、適正処理、リサイクルを推進し、建設廃棄物の発生を抑制している**



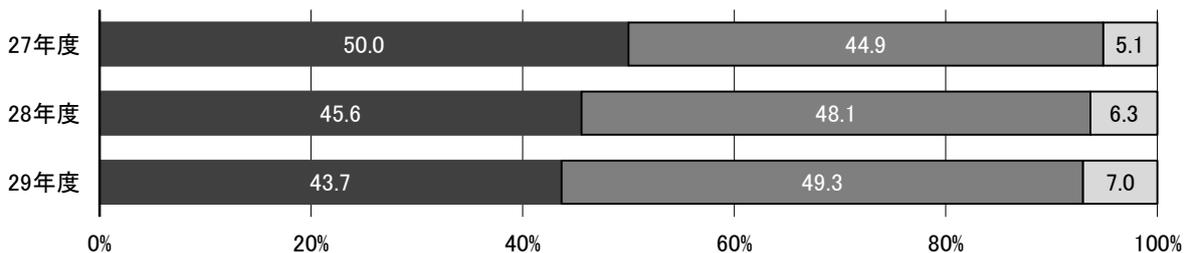
**パソコン等のOA機器の待機電力の削減に努めている**



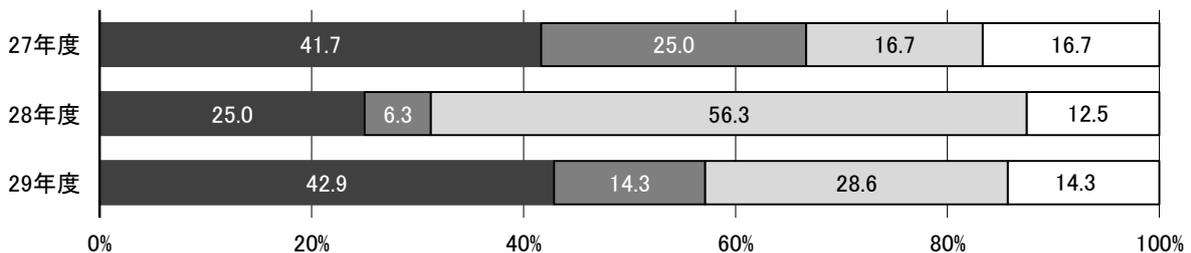
**敷地内、施設内の緑化を推進している**

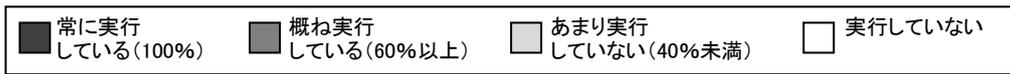


**冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃となるよう設定するとともに、運転時間もできるだけ短縮している**

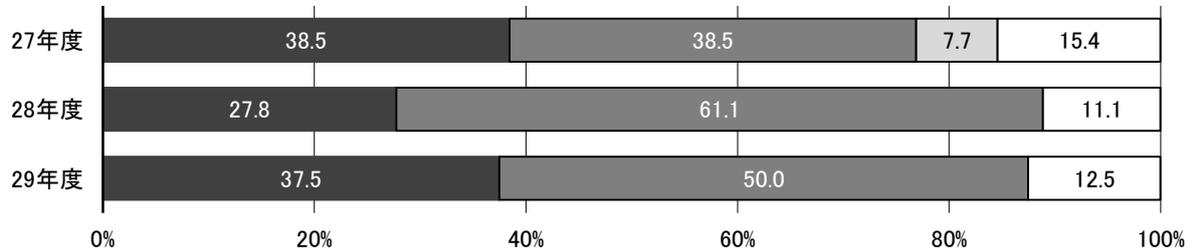


**建設、改修時には、設計段階から再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の導入に努めている**

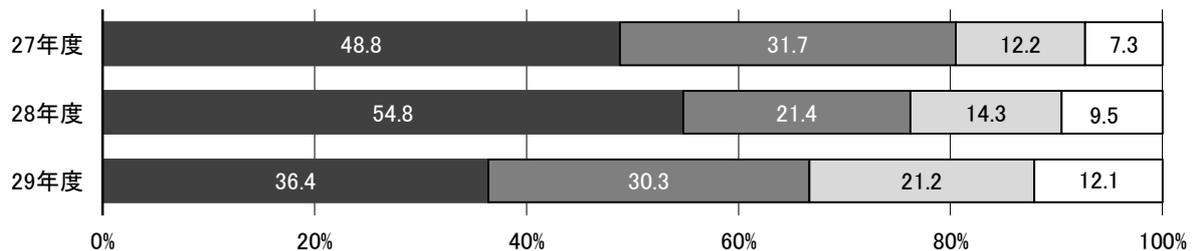




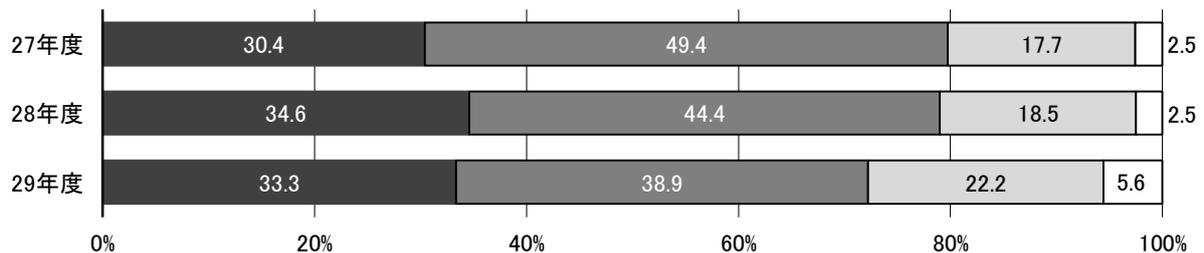
**設備改修の際には、設計段階から省エネルギー型設備の導入に努めている**



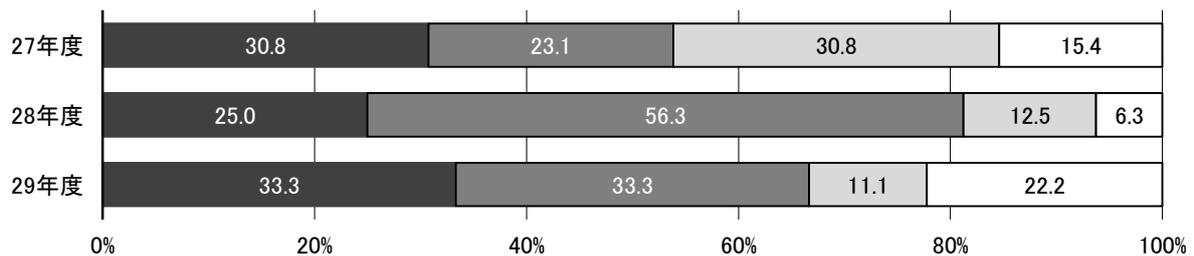
**張り紙等により、節水に向けた啓発活動を実施している**



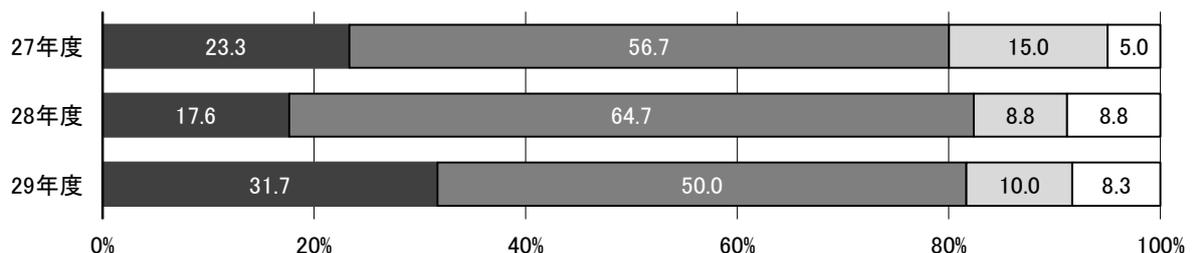
**時間外勤務の削減に努めるとともに、毎週水曜日のノー残業デーを徹底している**



**透水性舗装の導入、浸透マスの設置など、雨水の地下浸透の促進に努めている**

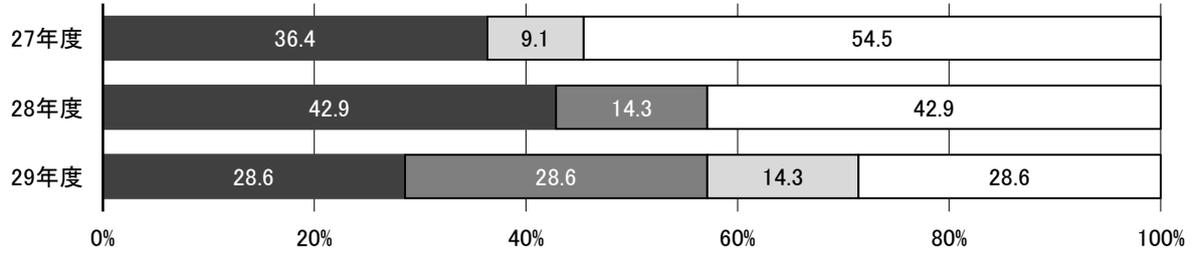


**設備の購入、更新時にはトップランナー基準を参考に省エネルギー性能の高い機器を導入している**

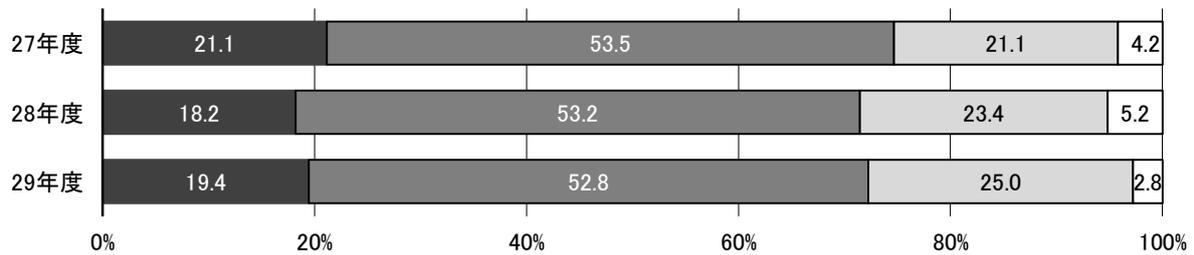




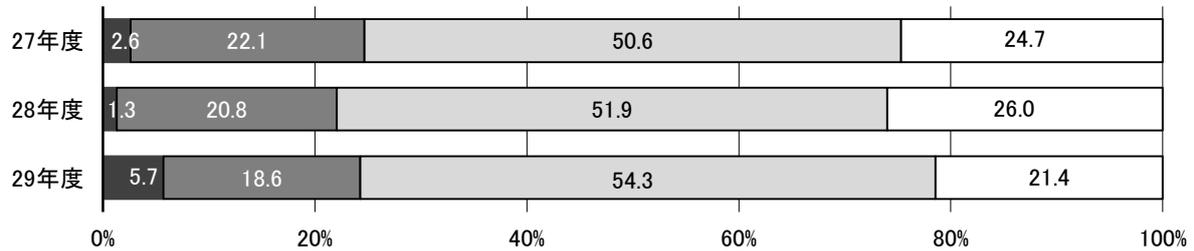
**雨水・再生水利用施設の導入に努めている**



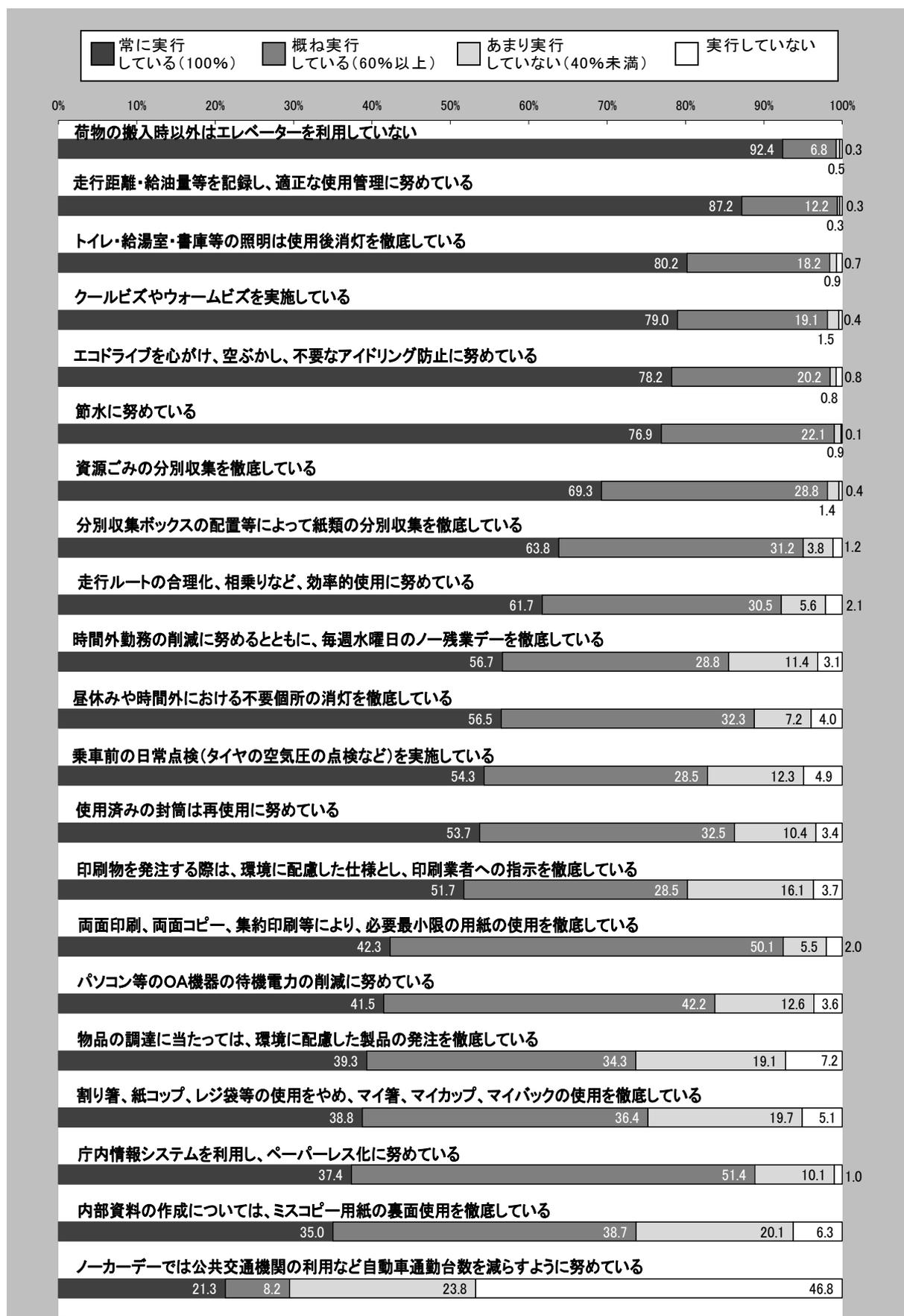
**物品の調達に当たっては、「印西市グリーン購入推進指針」を踏まえた発注を徹底している**

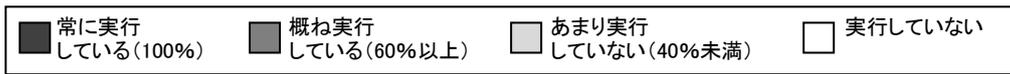


**ノーカーデーでは公共交通機関の利用など自動車通勤台数を減らすように努めている**

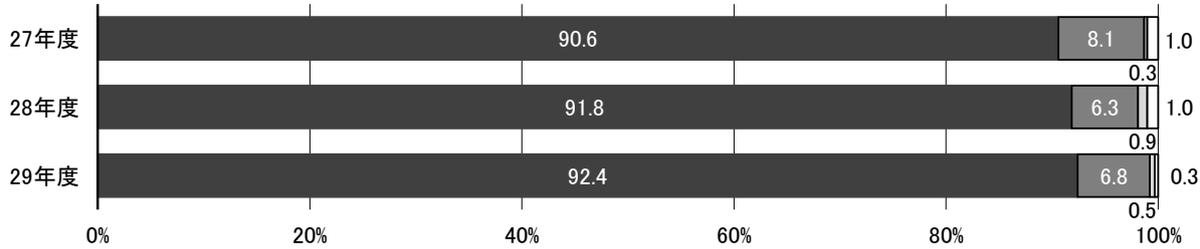


## 《 職員一人ひとりの取り組みの実施状況（平成 29 年度） 》

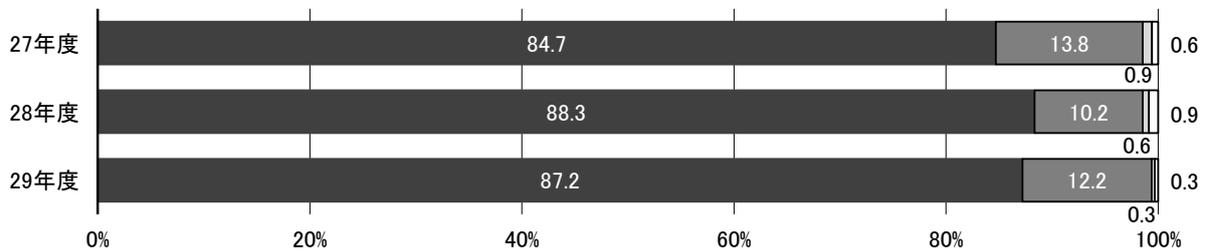




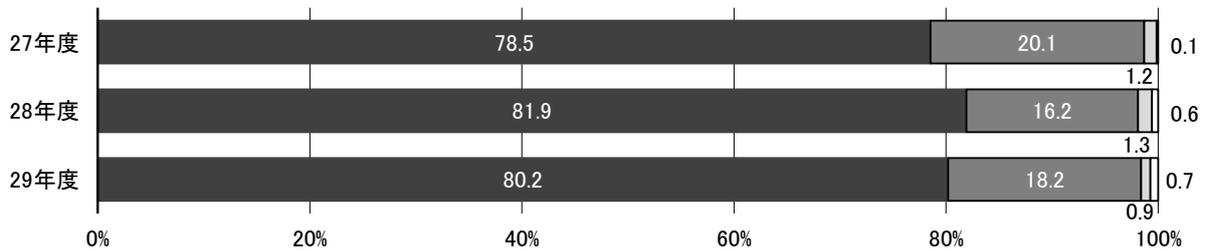
**荷物の搬入時以外はエレベーターを利用していない**



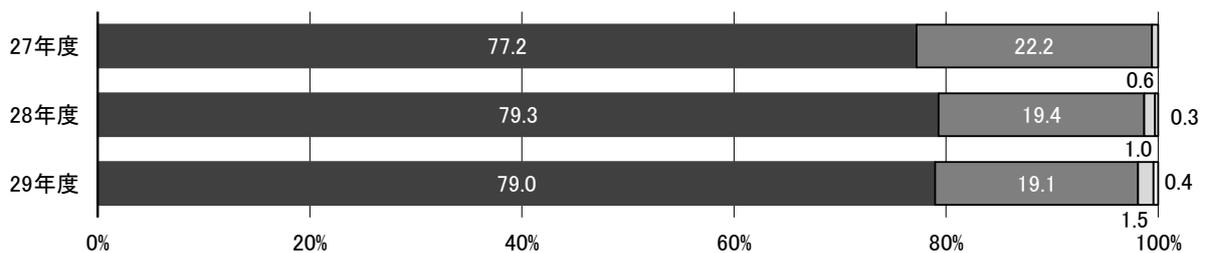
**走行距離・給油量等を記録し、適正な使用管理に努めている**



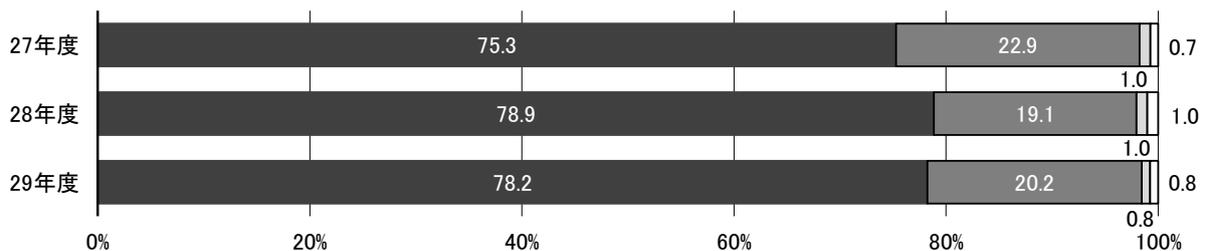
**トイレ・給湯室・書庫等の照明は使用后消灯を徹底している**

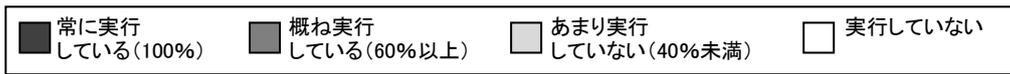


**クールビズやウォームビズを実施している**

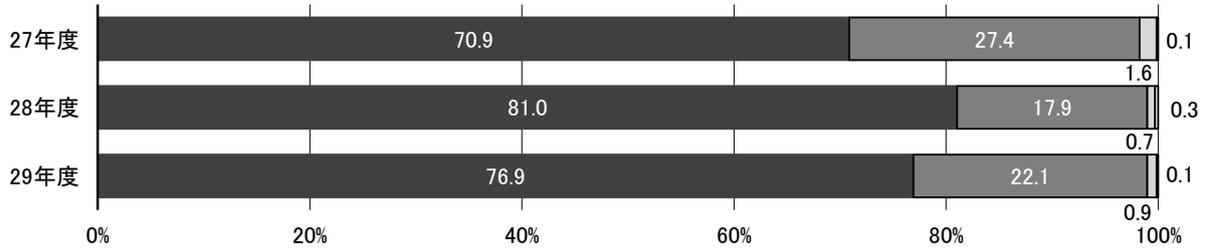


**エコドライブを心がけ、空ぶかし、不要なアイドリング防止に努めている**

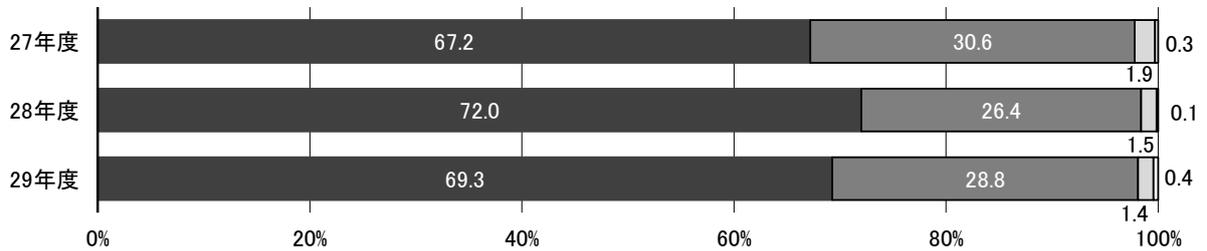




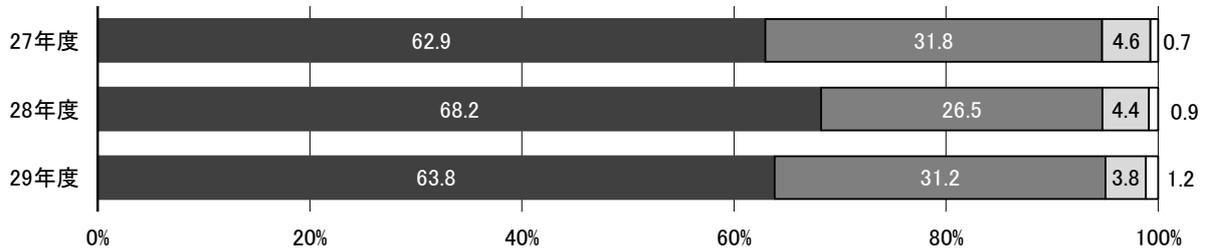
**節水に努めている**



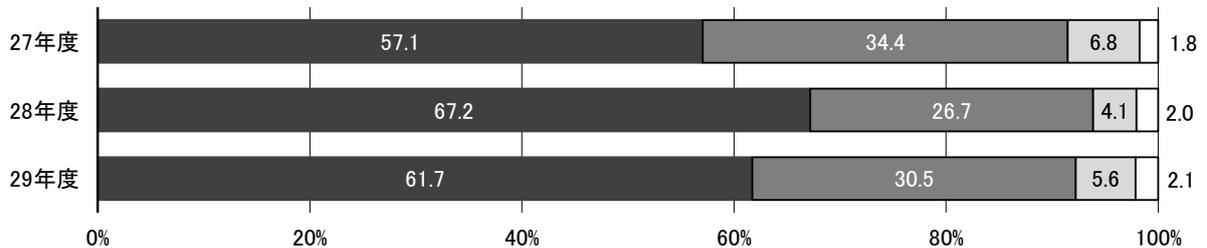
**資源ごみの分別収集を徹底している**



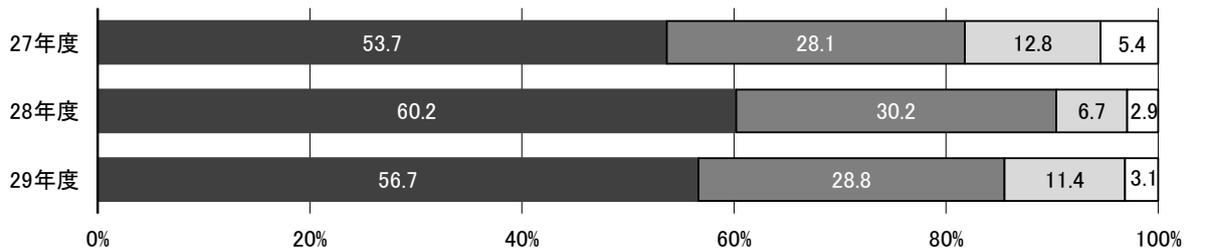
**分別収集ボックスの配置等によって紙類の分別収集を徹底している**

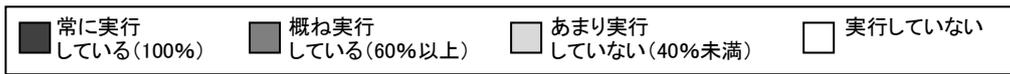


**走行ルート合理化、相乗りなど、効率的な使用に努めている**

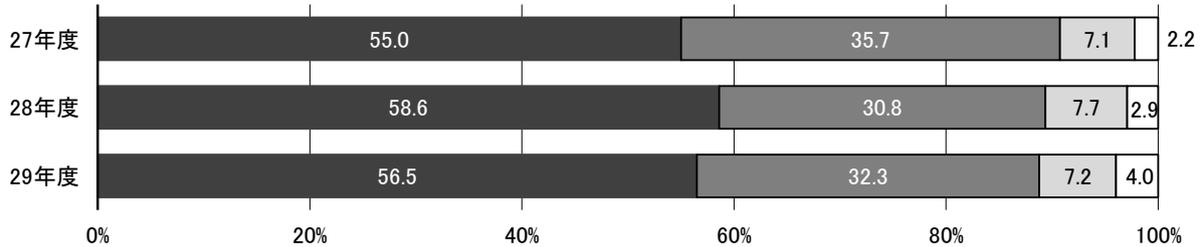


**時間外勤務の削減に努めるとともに、毎週水曜日のノー残業デーを徹底している**

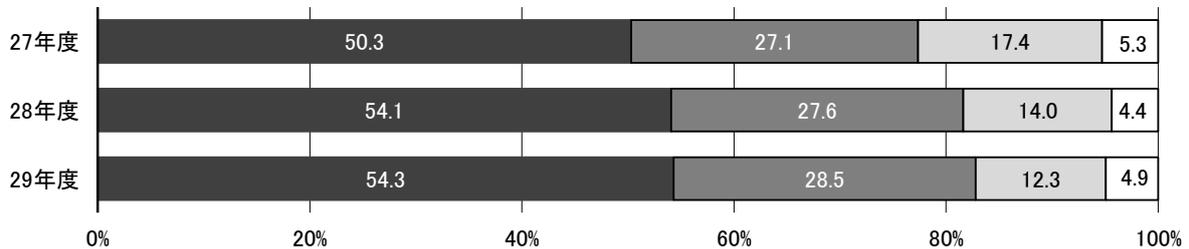




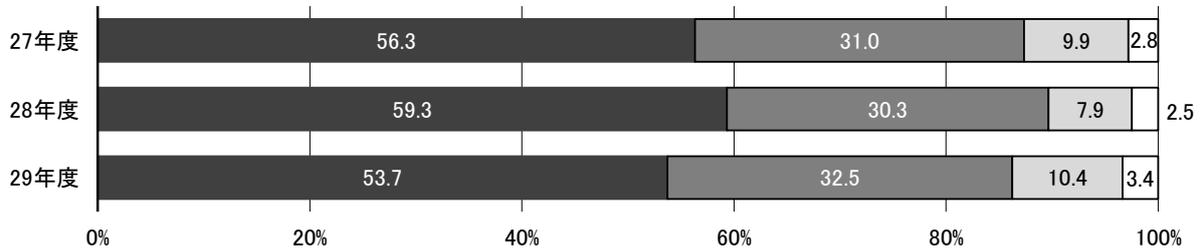
**昼休みや時間外における不要個所の消灯を徹底している**



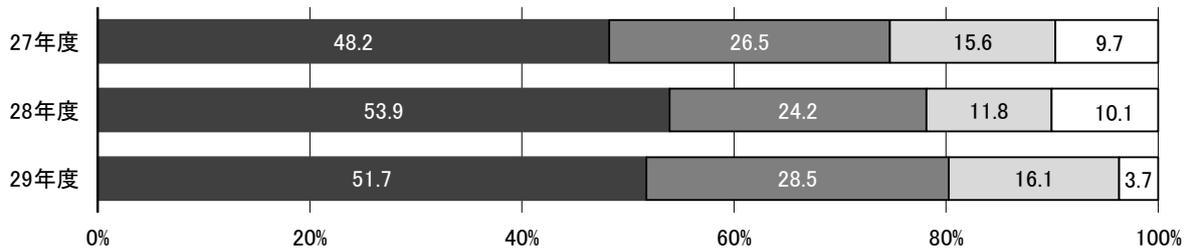
**乗車前の日常点検(タイヤの空気圧の点検など)を実施している**



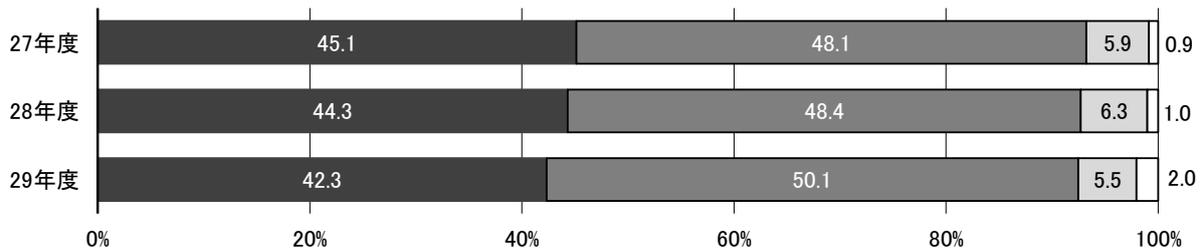
**使用済みの封筒は再使用に努めている**

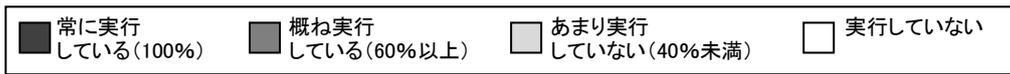


**印刷物を発注する際は、環境に配慮した仕様とし、印刷業者への指示を徹底している**

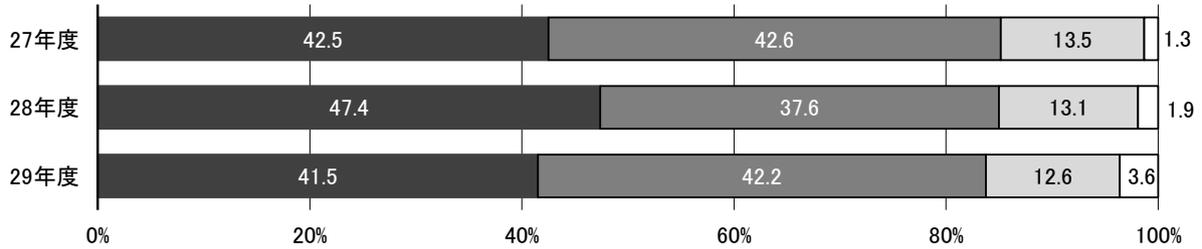


**両面印刷、両面コピー、集約印刷等により、必要最小限の用紙の使用を徹底している**

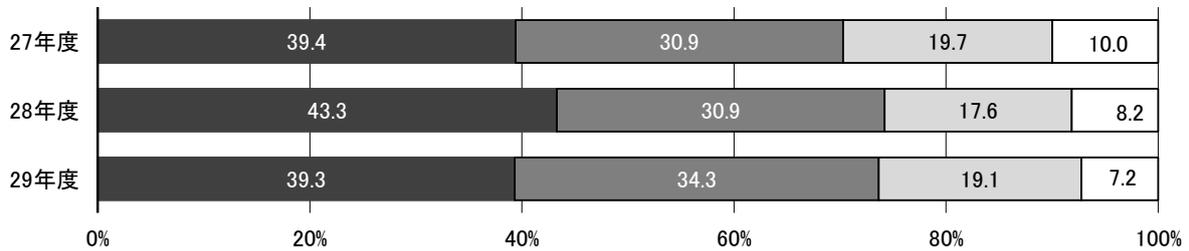




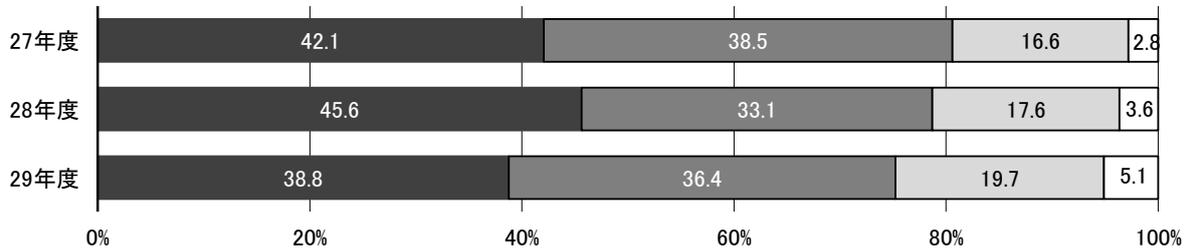
**パソコン等のOA機器の待機電力の削減に努めている**



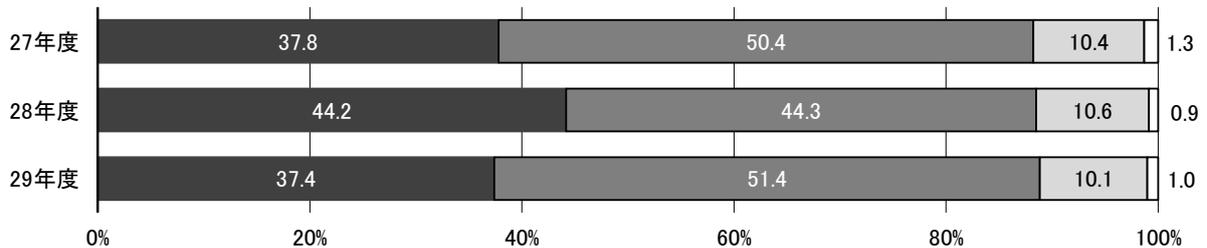
**物品の調達に当たっては、環境に配慮した製品の発注を徹底している**



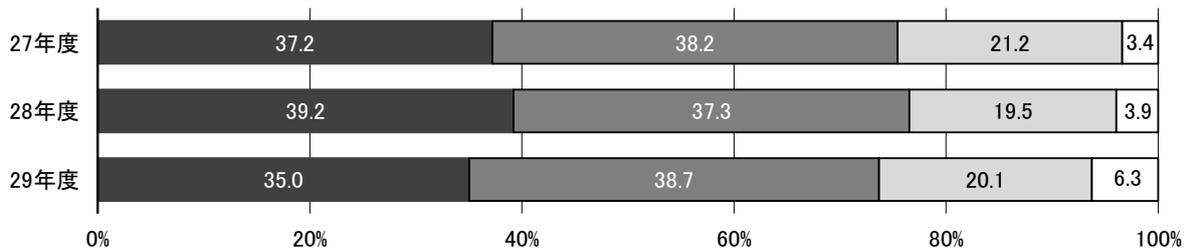
**割り箸、紙コップ、レジ袋等の使用をやめ、マイ箸、マイカップ、マイバックの使用を徹底している**

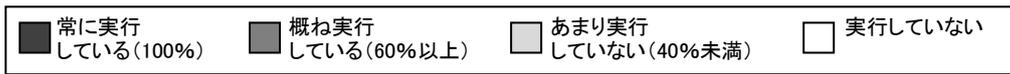


**庁内情報システムを利用し、ペーパーレス化に努めている**

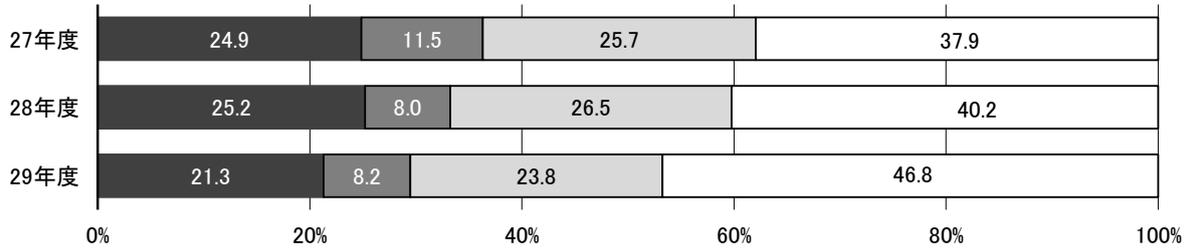


**内部資料の作成については、ミスコピー用紙の裏面使用を徹底している**





**ノーカーデーでは公共交通機関の利用など自動車通勤台数を減らすように努めている**





# 資料編



# 1 環境に関する統計データ

## 大気

### ■ 一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	ppm	0.031	0.025	0.027	0.021	0.027	0.060 以下 (千葉県環境目標: 0.040 以下)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.040 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m <sup>3</sup>	0.061	0.053	0.048	0.042	0.042	0.100 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数】	日	77	83	73	54	75	0.06ppm 以下
印西地域 光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	4	4	5	0	5	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令 (印西地域:印西市、我孫子市、白井市、栄町)

注意報:0.12ppm 以上、警報:0.24ppm 以上、重大緊急報:0.40ppm 以上

資料:千葉県「平成29年度大気環境常時測定結果」

## 水質

### ■ 河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	環境基準
亀成川 (亀成橋～ 亀成会館前) 【B類型】	水素イオン濃度	-	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.2	1.9	1.7	1.3	1.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.3	7.9	7.4	8.2	7.2	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	6	5	6	5	25 以下
	全窒素	mg/L	2.00	2.04	1.92	1.96	1.83	-
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度	-	8.5	8.3	8.5	8.3	8.2	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.6	4.8	4.7	6.3	4.4	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.8	9.1	10.5	9.3	10.0	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	26	21	18	22	24	25 以下
	全窒素	mg/L	1.98	1.99	1.73	2.06	1.76	-
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	-	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.0	2.6	1.9	1.5	2.2	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.2	9.0	8.5	9.0	8.7	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	11	16	13	16	16	25 以下
	全窒素	mg/L	3.01	2.77	2.71	2.82	2.46	-
	全りん	mg/L	0.085	0.094	0.076	0.099	0.085	-

備考 1) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。 資料:環境保全課

備考 2) 分析項目のうち、BODは年間75%値、その他の項目は年平均値である。

## ■ 河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	環境基準
神崎川 (大正橋) 【A 類型】	水素イオン濃度	-	7.6	7.5	7.5	7.6	7.6	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.0	1.1	1.0	0.9	1.3	2 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.5	8.7	8.6	8.9	8.6	7.5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	11	11	11	14	9	25 以下
	全窒素	mg/L	1.39	1.57	1.70	1.71	1.56	-
	全りん	mg/L	0.070	0.063	0.068	0.075	0.056	-
師戸川 (草深) 【B 類型】	水素イオン濃度	-	6.9	7.0	7.0	6.9	7.0	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.2	3.1	2.8	4.4	6.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	3.4	6.1	6.1	5.8	5.3	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	14	13	9	15	8	25 以下
	全窒素	mg/L	4.82	2.69	2.24	3.32	5.11	-
	全りん	mg/L	0.412	0.258	0.151	0.204	0.449	-
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	-	7.9	8.3	8.1	8.0	8.0	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.5	3.3	3.8	2.3	2.9	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.6	10.1	9.6	9.8	9.1	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	10	16	13	15	16	25 以下
	全窒素	mg/L	2.18	2.35	1.98	2.20	2.46	-
	全りん	mg/L	0.076	0.092	0.077	0.101	0.126	-
松虫川 (境田橋)	水素イオン濃度	-	8.2	7.9	7.8	7.8	7.8	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.0	3.5	2.6	3.9	2.8	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	12.0	10.2	10.1	9.9	9.6	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	11	15	10	27	11	25 以下
	全窒素	mg/L	1.85	1.91	1.74	1.89	2.29	-
	全りん	mg/L	0.158	0.116	0.094	0.133	0.077	-

備考 1) 戸神川、松虫川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75% 値、その他の項目は年平均値である。

資料：環境保全課

## ■ 河川（利根川水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	環境基準
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	-	7.9	7.8	7.8	8.0	7.7	6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.7	5.9	4.9	6.5	7.9	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	9.7	9.0	9.4	10.6	9.3	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	9	13	11	14	11	25 以下
	全窒素	mg/L	0.97	1.34	1.32	1.40	1.42	-
	全りん	mg/L	0.086	0.109	0.092	0.117	0.108	-
長門川 (埜原機場 脇~JR 成 田線鉄橋 下)	水素イオン濃度	-	8.1	8.3	8.1	8.1	7.7	6.5~8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.8	3.6	4.2	5.5	3.5	3 以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10.1	9.8	10.4	10.4	8.5	5 以上
	浮遊物質(SS)	mg/L	14	24	18	27	14	25 以下
	全窒素	mg/L	1.43	1.83	1.42	1.73	1.66	-
	全りん	mg/L	0.097	0.103	0.082	0.118	0.095	-

備考 1) 将監川、長門川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

備考 2) 分析項目のうち、BOD は年間 75% 値、その他の項目は年平均値である。

資料：環境保全課

## ■ 湖沼

単位：mg/L

湖沼名	分析項目	H25	H26	H27	H28	H29	環境基準	
印旛沼 (上水道取 水口下) 【A 類型】 【Ⅲ類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75% 値】	14	11	14	12	13	3 以下
		【年平均値】	12	11	11	11	11	-
	全窒素 【年平均値】		2.4	2.5	2.4	2.6	2.3	0.4 以下
	全りん 【年平均値】		0.15	0.14	0.13	0.14	0.14	0.03 以下
手賀沼 (手賀沼 中央) 【B 類型】 【V 類型】	化学的 酸素 要求量 (COD)	【年間 75% 値】	10	8.4	9.3	10	9.7	5 以下
		【年平均値】	9.5	7.6	8.1	8.6	8.6	-
	全窒素 【年平均値】		2.4	2.2	2.1	2.2	2.1	1 以下
	全りん 【年平均値】		0.16	0.13	0.13	0.15	0.15	0.1 以下

資料：千葉県「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

## 地盤沈下

単位:mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		H25	H26	H27	H28	H29
10878	大森 3968-8 地先(個人宅付近) <sup>※</sup>	-1.4	+0.4	-0.4	-4.9	-0.3
10879	大森 3178 (個人宅)	-2.2	+0.5	+1.8	-5.9	+0.6
10880	浦部 386-8 (浦部駐在所) <sup>※</sup>	-2.1	+1.2	+1.9	-6.9	+1.7
2986	平岡 218 (重量検問所)	-0.8	-1.2	-1.0	-5.4	-2.6
2987	本埜小林 68 (岩城滝付近) <sup>※</sup>	-0.9	+1.1	-1.6	-5.1	-2.0
IM-2	瀬戸 1844-2 (老人ホーム)	-2.2	+1.0	-1.7	-6.8	-3.5
IM-3	美瀬 1-25 (ふれあいセンターいんば) <sup>※</sup>	-3.2	-0.6	-1.8	-8.1	-2.4
IM-4	松虫 516 (いんば学舎) <sup>※</sup>	-2.6	-2.3	-0.8	-8.8	-2.0
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-3.6	-0.3	-0.4	-6.2	-1.0
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	-4.4	+1.4	+0.6	-4.8	-0.4
IZ-3	大森7 (習志野カントリークラブ)	-6.5	+2.1	+1.4	-4.2	+0.1
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	-6.3	+2.5	-1.6	-3.5	-0.2
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	-4.3	+0.3	-2.5	-4.7	+0.5
IZ-10	武西 148-1 (安養寺) <sup>※</sup>	-6.1	+0.2	-1.2	-4.0	0.0
Mo-1	笠神 1745 (給食センター) <sup>※</sup>	-2.3	+0.7	-1.1	-6.7	-0.3
Mo-2	笠神 781 (消防小屋)	-0.2	+1.1	-1.5	-6.2	-0.8
Mo-3	中根 855-2 (料亭まるみや) <sup>※</sup>	-4.0	-3.2	-2.0	-8.5	-2.5
Mo-4	安食ト杭 196-1 (安食ト杭青年館)	-2.4	-0.3	-2.2	-8.0	-4.4

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載した。

備考 2) ※印は平成 29 年の見直しにより、所在名が変更になった地点である。

資料:千葉県「水準測量成果表」

## 騒音

## ■ 道路交通騒音

単位: dB

測定年度	地点名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H25	一般国道 464 号 舞姫一丁目地先 【A 地域】	67	62	70	65
	一般国道 464 号 吉高地先	62	54	70	65
	県道千葉臼井印西線 造谷地先	73	65	70	65
	県道八千代宗像線 吉田地先	65	56	70	65
	市道 2201 号線 舞姫二丁目地先 【B 地域】	62	53	70	65
H26	一般国道 356 号 安食ト杭地先	71	67	70	65
	県道鎌ヶ谷本埜線 安食ト杭地先	60	51	70	65
	県道千葉臼井印西線 滝野一丁目地先 【A 地域】	69	62	70	65
	県道印西印旛線 笠神地先	65	59	70	65
H27	県道千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地先 【A 地域】	69	65	70	65
	県道市川印西線 大森地先	70	64	70	65
	県道柏印西線 発作地先	69	62	70	65
	市道 00-016 号線 戸神台二丁目地先 【A 地域】	61	54	70	65
	市道 27-004 号線 中央南一丁目地先 【C 地域】	55	49	70	65
H28	一般国道 464 号 原山二丁目地先 【A 地域】	69	63	70	65
	県道船橋印西線 内野二丁目地先 【A 地域】	70	64	70	65
	県道千葉ニュータウン南環状線 西の原二丁目地先 【B 地域】	64	55	70	65
	市道 00-032 号線 武西学園台一丁目地先 【A 地域】	60	51	70	65
	市道 27-009 号線 中央南二丁目地先 【C 地域】	56	48	70	65
H29	一般国道 356 号 木下東三丁目地先 【A 地域】	62	60	70	65
	一般国道 356 号 木下南二丁目地先 【B 地域】	70	66	70	65
	県道千葉竜ヶ崎線 木下東一丁目地先 【A 地域】	60	58	70	65
	市道 00-023 号線 西の原一丁目地先 【A 地域】	63	57	70	65
	市道 00-027 号線 原二丁目地先 【A 地域】	59	52	70	65

備考 1) 平成 25～29 年度は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

備考 2) 道路交通騒音に係る環境基準の地域類型

A 地域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

C 地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

資料: 環境保全課

## ダイオキシン類

### ■ 大気

単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					環境基準
	H25	H26	H27	H28	H29	
印西市役所屋上	0.039	0.025	0.030	0.046	0.037	0.60 以下
印旛公民館	0.030	-	0.026	-	0.028	
本埜支所	-	0.017	-	0.055	-	
印西高花測定局	0.032	0.022	0.037	0.044	0.039	

資料: 環境保全課

### ■ クリーンセンターの排気口

単位: ng-TEQ/ Nm<sup>3</sup>

地点名	ダイオキシン類濃度 平均値					排出基準
	H25	H26	H27	H28	H29	
印西クリーンセンター1号炉	0.026	0.071	0.02	0.135	0.023	1 以下
〃 2号炉	0.044	0.002	0.013	0.075	0.046	
〃 3号炉	0.012	0.120	0.037	0.007	0.013	

備考) 3号炉については、「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が 0.5ng-TEQ/N m<sup>3</sup>と定められている。

資料: 印西地区環境整備事業組合

## 苦情受付件数

単位:件

年 度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H25	18	2	0	17	1	0	8	56	102
H26	12	0	0	15	1	0	8	65	101
H27	35	2	0	12	2	0	7	55	113
H28	27	3	0	21	0	0	8	49	108
H29	36	3	0	6	1	0	4	52	102

資料:環境保全課

## 廃棄物

項 目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	印西市ごみ減量化 計画目標値
1人1日当たりの ごみの排出量	g	901	899	891	875	863	696
総資源化率	%	20.6	20.3	19.7	19.3	18.8	30

資料:クリーン推進課

## ごみ処理の状況

項 目		単位	H25	H26	H27	H28	H29
平均人口		人	93,085	93,494	95,185	96,796	98,731
排 出 量	可 燃	t	16,155.08	16,156.43	16,348.99	16,616.78	16,842.24
	不 燃	t	636.26	619.93	633.94	565.78	567.87
	粗 大	t	1,225.53	1,182.70	1,203.48	1,235.60	1,187.43
	資 源	t	6,304.58	6,236.99	6,117.85	5,996.62	5,854.87
	計	t	24,321.45	24,196.05	24,304.26	24,414.78	24,452.41
	事業系ごみ	t	6,284.83	6,491.84	6,733.33	6,668.47	6,755.78
	合 計	t	30,606.28	30,687.89	31,037.59	31,083.25	31,208.19
1人1日当たりの排出量		g	901	899	891	875	863

資料:クリーン推進課

## し尿処理の状況

項目	年度	単位	H25	H26	H27	H28	H29
生し尿		t	1,276	1,392	770	674	555
浄化槽汚泥		kL	6,351	6,525	6,817	7,148	7,100
総収集量		kL	7,627	7,917	7,587	7,822	7,655
非水洗化世帯数		世帯	6,891	7,025	7,120	7,208	6,945
非水洗化人口		人	18,958	18,986	18,894	18,807	17,699

資料:クリーン推進課 環境保全課

## 不法投棄の発生件数

単位:件

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数				
	H25	H26	H27	H28	H29
家具	27	14	8	7	15
家電製品	76	55	32	36	36
引越ごみ	26	6	2	7	6
建設廃材	16	9	5	4	7
家屋廃材	11	9	5	4	5
家庭ごみ	83	72	53	15	18
自動車	0	0	1	0	0
自動車部品	3	3	4	2	5
タイヤ	20	10	9	9	5
残土	1	1	1	1	0
ガラ類	6	6	1	2	0
タタミ	3	1	1	0	0
草木類	5	3	3	0	2
塗料缶類	3	6	5	0	5
廃プラ類	7	1	0	0	2
その他	35	17	2	4	20
合計	322	212	132	91	126

備考) 不法投棄箇所に複数の廃棄物が投棄されているため、内訳と合計数は一致しません。

資料:クリーン推進課

## 放射線量測定結果

単位:  $\mu\text{Sv/h}$ 

No.	施設名	平成 23 年 6 月 14 日～6 月 15 日				平成 30 年 2 月 1 日～3 月 31 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
1	木下小学校	H23.6.15	0.264	0.246	0.251	H30.2.13	0.050	0.050	0.055
2	小林小学校	H23.6.15	0.511	0.401	0.425	H30.2.9	0.038	0.054	0.048
3	大森小学校	H23.6.14	0.232	0.228	0.234	H30.2.13	0.056	0.049	0.060
4	船穂小学校	H23.6.14	0.265	0.265	0.269	H30.2.14	0.065	0.062	0.060
5	永治小学校跡	H23.6.14	0.388	0.340	0.364	H30.2.13	0.067	0.065	0.065
6	木刈小学校	H23.6.14	0.325	0.316	0.338	H30.2.13	0.037	0.043	0.041
7	内野小学校	H23.6.14	0.171	0.160	0.160	H30.2.28	0.058	0.063	0.061
8	原山小学校	H23.6.14	0.209	0.213	0.217	H30.2.28	0.071	0.070	0.075
9	小林北小学校	H23.6.15	0.294	0.366	0.343	H30.2.9	0.069	0.067	0.062
10	小倉台小学校	H23.6.14	0.500	0.431	0.386	H30.2.13	0.058	0.063	0.062
11	高花小学校	H23.6.14	0.225	0.224	0.224	H30.2.28	0.062	0.068	0.061
12	西の原小学校	H23.6.14	0.221	0.192	0.191	H30.2.28	0.033	0.033	0.038
13	原小学校	H23.6.14	0.239	0.242	0.268	H30.2.16	0.068	0.066	0.069
14	六合小学校	H23.6.15	0.424	0.392	0.371	H30.2.14	0.051	0.056	0.066
15	宗像小学校	H23.6.15	0.142	0.132	0.130	H30.2.16	0.047	0.052	0.052
16	平賀小学校	H23.6.15	0.180	0.192	0.176	H30.2.14	0.058	0.058	0.055
17	いには野小学校	H23.6.15	0.151	0.128	0.138	H30.3.2	0.053	0.047	0.051
18	本埜第一小学校	H23.6.15	0.449	0.315	0.284	H30.2.9	0.057	0.061	0.054
19	本埜第二小学校	H23.6.15	0.185	0.241	0.267	H30.2.9	0.074	0.080	0.079
20	滝野小学校	H23.6.15	0.199	0.207	0.195	H30.2.9	0.058	0.065	0.059
21	牧の原小学校	—	—	—	—	H30.3.1	0.063	0.073	0.067
22	印西中学校	H23.6.14	0.280	0.319	0.358	H30.2.13	0.070	0.065	0.064
23	船穂中学校	H23.6.14	0.304	0.274	0.272	H30.2.14	0.057	0.059	0.065
24	木刈中学校	H23.6.14	0.329	0.302	0.275	H30.2.13	0.065	0.062	0.069
25	小林中学校	H23.6.15	0.367	0.371	0.340	H30.2.9	0.058	0.061	0.060
26	原山中学校	H23.6.14	0.286	0.248	0.253	H30.2.28	0.039	0.044	0.038
27	西の原中学校	H23.6.14	0.253	0.285	0.284	H30.2.28	0.036	0.043	0.045
28	印旛中学校	H23.6.15	0.186	0.189	0.222	H30.2.14	0.100	0.080	0.076
29	本埜中学校	H23.6.15	0.285	0.326	0.326	H30.2.9	0.048	0.058	0.051
30	滝野中学校	H23.6.15	0.227	0.230	0.214	H30.2.9	0.055	0.054	0.054

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料:環境保全課

単位:  $\mu$ Sv/h

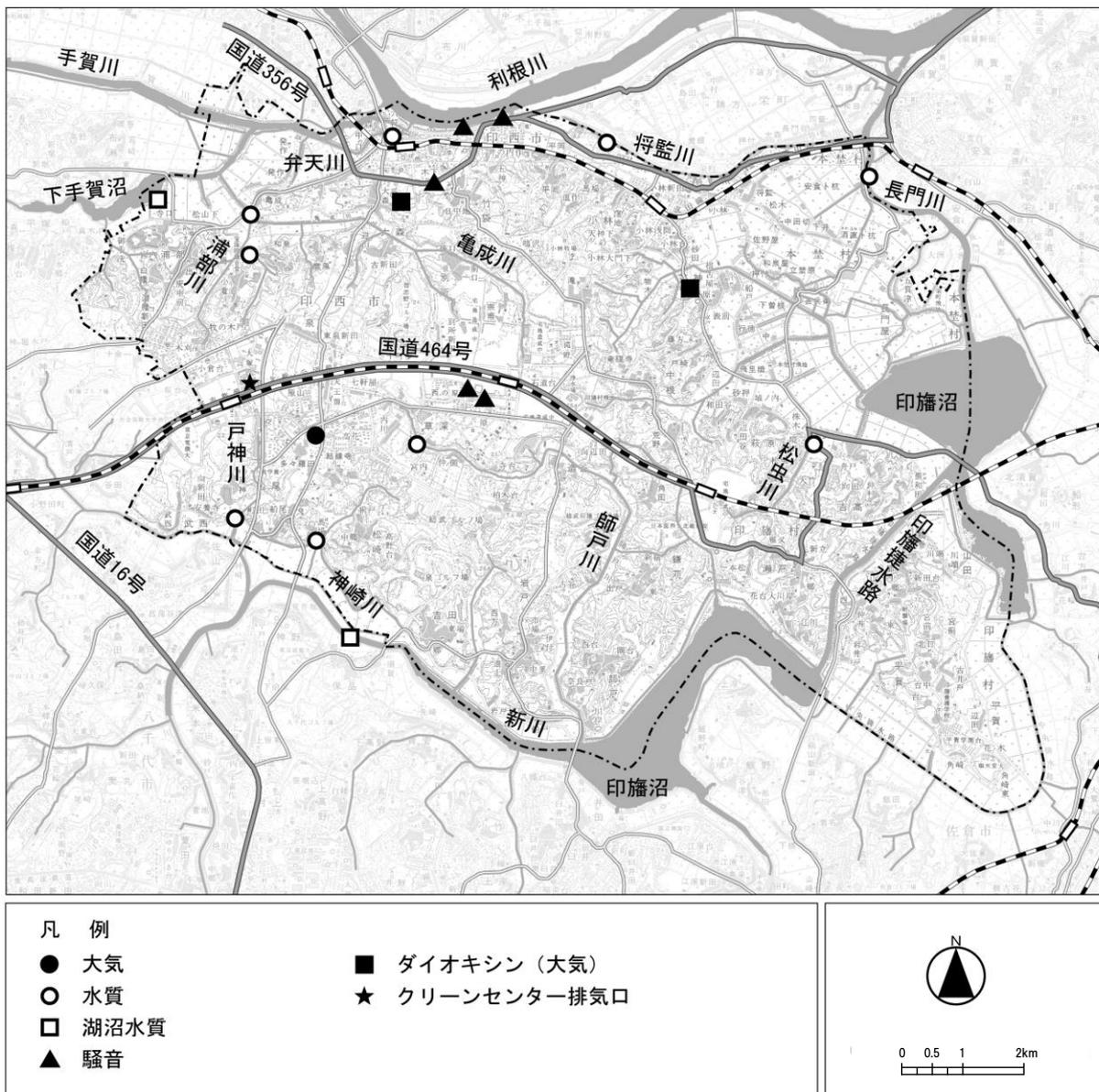
No.	施設名	平成 23 年 6 月 13 日～6 月 16 日				平成 30 年 2 月 1 日～3 月 31 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
31	大森幼稚園跡	H23.6.14	0.467	0.364	0.359	H30.2.2	0.046	0.060	0.053
32	瀬戸幼稚園	H23.6.15	0.142	0.159	0.168	H30.2.5	0.049	0.059	0.073
33	もとの幼稚園	H23.6.15	0.452	0.431	0.422	H30.2.2	0.063	0.072	0.057
34	木下保育園跡	H23.6.13	0.205	0.234	0.217	H30.2.23	0.064	0.060	0.063
35	大森保育園跡	H23.6.13	0.172	0.202	0.192	H30.2.15	0.063	0.060	0.058
36	内野保育園	H23.6.13	0.123	0.121	0.125	H30.2.20	0.067	0.066	0.056
37	木刈保育園	H23.6.13	0.251	0.235	0.213	H30.2.6	0.056	0.051	0.057
38	高花保育園	H23.6.13	0.431	0.342	0.311	H30.2.27	0.070	0.072	0.080
39	西の原保育園	H23.6.13	0.277	0.211	0.187	H30.2.6	0.042	0.041	0.049
40	もとの保育園	H23.6.13	0.300	0.270	0.224	H30.2.14	0.061	0.055	0.054
41	保健福祉センター	—	—	—	—	H30.2.16	0.063	0.047	0.044
42	総合福祉センター	—	—	—	—	H30.3.23	0.043	0.044	0.042
43	大塚前公園	H23.6.16	0.585	0.466	0.455	H30.2.1	0.045	0.046	0.046
44	印旛中央公園	H23.6.16	0.287	0.301	0.328	H30.2.26	0.063	0.059	0.051
45	大門下児童公園	H23.6.16	0.473	0.417	0.384	H30.2.7	0.073	0.067	0.067
46	松山下公園	H23.6.16	0.355	0.361	0.380	H30.2.19	0.148	0.143	0.139
47	草深公園	H23.6.16	0.345	0.300	0.309	H30.2.27	0.069	0.087	0.086
48	滝野公園	H23.6.16	0.304	0.282	0.282	H30.2.27	0.082	0.080	0.089

備考) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料: 環境保全課

**市内の環境調査地点**

●環境指標の進捗状況把握に伴う調査の調査地点位置図



## 環境基準等

### ■ 大気関係

#### ●千葉県環境目標値

物質	目標値
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	日平均値の年間 98%値が <sup>g</sup> 0.04ppm

#### ●大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が <sup>g</sup> 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が <sup>g</sup> 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が <sup>g</sup> 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が <sup>g</sup> 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が <sup>g</sup> 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が <sup>g</sup> 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が <sup>g</sup> 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が <sup>g</sup> 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が<sup>g</sup> 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

#### ●環境基準の評価方法(要約)

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の 2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	短期的評価	長期基準(1年平均値)に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1日平均値)に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測(異常値を含む)が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。

## ■ 水質関係

### ●健康項目に関する環境基準(年間平均値)

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下*
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下*
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

達成期間:直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

該当水域:全公共用水域

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、昭和45年12月28日環境庁告示第59号別表1測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- \* カドミウムの環境基準は、平成23年10月27日に改正された。(旧基準値:0.01mg/L 以下)  
\* トリクロロエチレンの環境基準は、平成26年11月17日に改正された。(旧基準値:0.03mg/L 以下)

## ●生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級水 浴及びB以 下の欄に掲 げるもの	水道3級 水産2級及 びC以下の 欄に掲げるも の	水道3級 工業用水1級 及びD以下 の欄に掲げ るもの	工業用水 2級農業用水 及びEの欄 に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
項目						
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.0~8.5	6.0~8.5
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN /100mL 以下	1,000MPN /100mL 以下	5,000MPN /100mL 以下			

該当水域: 全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域  
備考) 基準値は、日間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)

- (注)
- 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
  - 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - " 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - " 3級: 特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ■ダイオキシン類関係

### ●ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

大気	水質	土壌	河川底質
年間平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年間平均値が 1pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

## ■ 騒音・振動関係

### ●騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB 以下	50dB 以下

備考) 工業専用地域については適用されない。

### ●道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

### ●幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

- (注)
- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
  - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

### ●自動車騒音に係る区域の区分と要請限度

地域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路の面する区域	60dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路の面する区域	75dB	70dB

備考)

要請限度：自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、公安委員会などに防止措置を要請することができる数値。

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a区域：専ら住居の用に供される地域
- 2 b区域：主として住居の用に供される地域
- 3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

### ●自動車騒音に係る幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

地域の区分	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75dB 以下	70dB 以下

### ●道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域		70dB	65dB

備考)

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

## ■ 土壌関係

### ●土壌の汚染に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考)

- 1 環境検液とは、土壌を 10 倍量の水と混合して振とうすることによって、汚染物質を溶出させた液。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号別表中「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## ■ 地下水関係

### ●地下水の水質汚濁に係る環境基準

物質	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の 5.1、5.2 又は 5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 2 環境施策進捗状況調査結果

### 基本目標 1 緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して

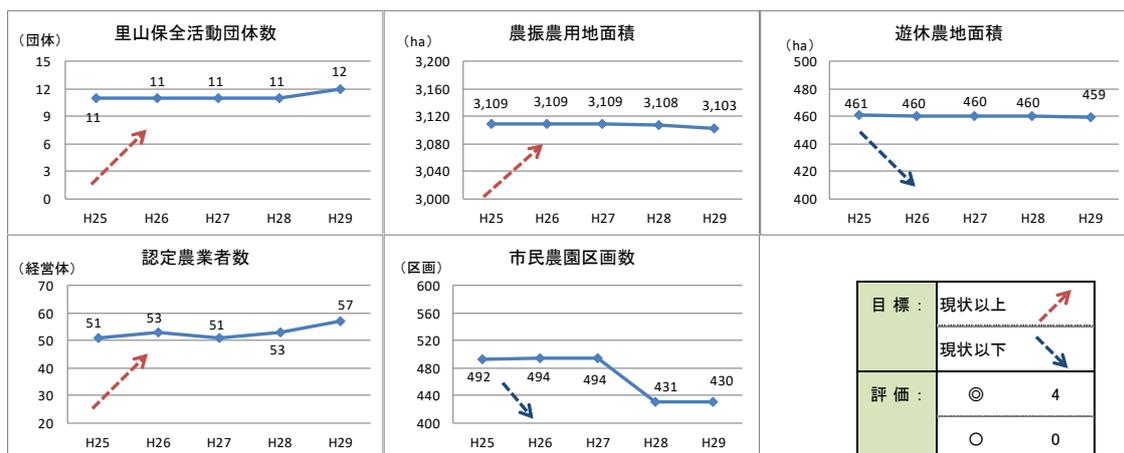
#### 1-(1) 緑や水辺を守り育てよう

位置づけの整理	①	基本目標	緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して
	②	取り組み方針	1-(1) 緑や水辺を守り育てよう
	③	基本施策	①緑の保全 ②水辺環境の整備
	④	施策の方向性	本市は、農地や樹林地、水辺などからなる里山の緑に恵まれています。開発や農家の後継者不足などにより、減少傾向にあります。市では、これまで各種農業振興策を展開するほか、市民参加型の里山保全活動などにより、地域の自然への関心の向上に努めてきました。後世に豊かな自然環境を継承していくとともに、自然と調和した魅力的なまちづくりを展開するため、市民・事業者・市の協働により農業を支え、樹林地の維持・管理を行うなど、里山を守り・育む「しくみ」づくりに取り組めます。

環境施策	⑤	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
		緑の保全	環境保全課	・市内に残る里山を保全するための仕組みを構築し、保全に向けた取り組みを推進するとともに、市民や市民団体等による里山保全活動を支援します。	企画提案型協働事業として「武西の里山保全と調査事業」を採択し、平成30年度より活動している。また、市民団体等が実施する里山関連の行事を支援(広報掲載等)した。	里山保全活動団体数12団体 里山関連イベント8回
緑の保全	環境保全課	・樹林地は、治水・生態系保全、景観保全や自然環境教育、市民の心を癒す空間等の多面的な機能を有する市内の貴重な緑地として、市民参加などにより保全・活用します。	草深の森において市民やNPO法人等により、刈払い機の使い方を講習会等を実施。また、平成28年度末に企業庁から武西の土地の譲与を受け、市民参加により、保全作業や生物調査などを実施した。	草深の森 下草刈5回、チェンソー講習会1回 武西の里山保全作業5回、各種調査22回、ゴミ拾い8回、観察会2回	A	
緑の保全	農政課	・地域森林計画対象民有林などによる、市民などに樹林の大きさを啓発するための事業を進めます。	伐採面積の抑制や植林の指導を行った。また、広報による周知を2回実施した。	伐採面積2.7ha	B	
緑の保全	農政課	・樹林地の所有者や保全活動を行う市民、事業者などの団体等に対して情報提供などの支援を行い、保全活動の担い手の確保や育成につなげていきます。	森林整備補助事業について広報による周知を実施した。	広報掲載1回	B	
緑の保全	農政課	・農用地区域の指定を継続するとともに、意欲ある担い手への優良農地の利用集積を促進するなど、遊休化した農地の解消や再生のための取り組みを推進します。	耕作放棄地解消事業や農地中間管理事業について広報による周知を実施した。	広報掲載3回 (放棄地解消1、中間2)会合等での説明12回 耕作放棄地の解消124a	A	
緑の保全	農政課	・地産地消の拠点となる直売の振興を図るとともに、学校給食や市内飲食店等での地元農産物の使用を進め、地元農産物の消費拡大と農業を通しての地域活性化を図ります。	市内保育園児を対象に食育体験を実施。市内農産物のPRのためにいんざい君をデザインしたナシ等の販売用手提げ袋、印西市と印字した販売用箱に係る経費の補助を行った。	食育体験1保育園 販売用手提げ袋 2kg用34,000枚 3kg用44,000枚 苺2パック手提げケース20,000枚 4パックケース10,000枚 販売用箱の蓋10,000枚	B	
緑の保全	農政課	・農地の保全活動や農業用施設の管理、美しい農村景観の形成など、農業者だけでなく地域住民など多様な人々の参画による農村集落機能の保全・向上に向けた取り組みを支援していきます。	多面的機能支払交付金の活動に取り組んでいる11組織に交付。農地の保全活動の支援を行った。	農地維持活動11組織、取組面積48,761a 資源向上活動(共同活動)5組織、取組面積22,490a 資源向上活動(長寿命化)3組織、取組面積13,070a	A	
水辺環境の保全	環境保全課	・自然環境や周辺の景観と調和した水辺空間の形成、多様な自然が保たれる工法を用いた河川、農業用水路の整備を関係機関に要請します。	環境保全課で把握できる大規模な河川、農業用水路の整備は無かった。	実績なし	—	
水辺環境の保全	環境保全課	・水量や水質について定期的な把握を行い、市民参加による調査や清掃活動により、良好な水辺環境の維持に努めます。	手賀沼流域協働調査により市民とともに湧水調査、河川の水質・水生生物調査を実施した。関係機関(手水協、印水協など)とともに河川の清掃活動を実施した。	協働調査(夏季・冬季)2回 清掃活動2回	A	
水辺環境の保全	環境保全課	・市域を流れる河川や水路沿いの水辺は環境を保全し、地域における生態観察等の自然学習や環境学習の場や、水辺とのふれあいの場として活用していきます。	印旛沼周辺において、環境学習を開催した。関係機関(手水協、印水協など)とともにイベントを実施した。	水辺イベント14回	A	

数値目標	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
		里山保全活動団体数	環境保全課	団体	11	現状以上	現状以上	11	12	◎
農振農用地面積	農政課	ha	3,100	現状以上	現状以上	3,108	3,103	◎		
遊休農地面積	農政課	ha	465	現状以下	現状以下	460	459	◎		
認定農業者数	農政課	経営体	46	現状以上	現状以上	53	57	◎		
市民農園区画数(民間を含む)	農政課	区画	476	現状以上	現状以上	431	430	×		

■環境指標の推移



目標 :	現状以上	▲
	現状以下	▼
評価 :	◎	4
	○	0
	△	0
	×	1

■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	6	60%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	3	30%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	1	10%
	10	100%

■総評、今後の方向性

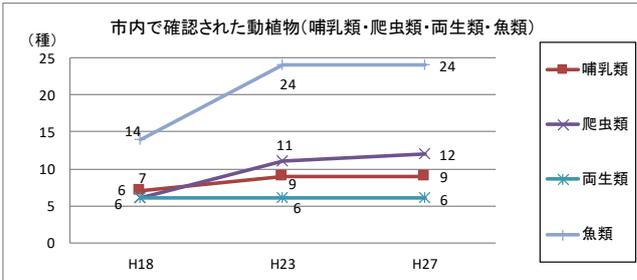
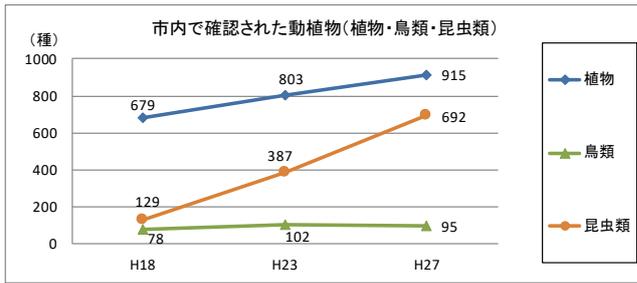
里山保全については、市民が保全活動に興味を持てるよう、イベント等において啓発活動を進めています。また、企画提案型協働事業として「武西の里山保全と調査事業」を採択し、平成30年度より活動しています。  
農業施策については、概ね目標を達成しています。今後は全ての指標で目標を達成することができるよう施策の推進を図っていきます。

## 1-(2) 生きものと共存しよう

位置づけの整理	①	基本目標	緑や水辺が身近に感じられる、自然と共生するまちを目指して				
	②	取り組み方針	1-(2) 生きものと共存しよう				
	③	基本施策	①生きものの生息・生育空間の把握				
	④	施策の方向性	<p>本市の樹林地や農地には、身近な生き物から希少な生き物まで様々な生き物が生息していますが、開発や農地の減少などに加え、外来種の移入などにより、これら生き物の生育・生息の場が徐々に失われています。</p> <p>市では、これまで「自然環境調査」や市民参加による「自然探検隊」などを実施し、生物の生息状況の把握と市民への自然保全意識の向上等に努めてきました。</p> <p>人と生きものが共存する環境づくりを図るため、市民・事業者・市の協働による自然環境調査や自然探訪等を継続するとともに、希少生物の保護に向けた戦略の策定、外来種の移入などに対する監視等を行います。</p>				
環境施策	⑤	生き物の生息・生育空間の把握	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
			環境保全課	・自然環境調査の実施により動植物の生息・生育種数を継続的に把握、公表することで動植物の保全意識の高揚を図るとともに、保全のための仕組みづくりを進めます。	自然環境調査を継続的に実施することとしている。 (過年度H14、H17、H23、H27実施)	平成27年の生息数維持	—
			環境保全課	・自然探訪等の観察会を通じて、身近に自然とふれあう場や機会を提供し、動植物が生育・生息する環境の保全意識の高揚を図ります。	いんざい自然探訪を開催し、自然環境保全意識の高揚を図った。	いんざい自然探訪5回 参加者数延べ97人	B
			環境保全課	・巨樹・巨木林の位置を把握したうえで、生育状況について実態調査を実施します。	平成22年度に巨樹・巨木林等調査を実施。 印旛・本笠地区については未実施なので実態調査の実施を検討する。	実績なし	—
			環境保全課	・絶滅危惧種等の希少生物の生育・生息環境を調査し、その保護方法を検討するとともに、生物多様性地域戦略の策定を検討します。	生物多様性地域戦略策定の検討を進める。	実績なし	—
関係各課 (環境保全課)	・多様な生態系や豊かな生き物を守り育てるため、本来の生態系を侵食する外来種の移入などに対し、監視を行うとともに、市民等への意識啓発を図ります。	印旛沼周辺に生息するカミツキガメの捕獲を強化しており、前年度と比較すると捕獲数が増えている。 関係機関と協力し、生活被害や農作物被害を引き起こす特定外来生物の捕獲作業を実施した。 また、外来生物についての情報を市民に提供した。	カミツキガメ343頭 アライグマ16頭 ※ハクビシン182頭 ※イノシシ612頭 ※タヌキ241頭 ※印は有害鳥獣として捕獲	A			

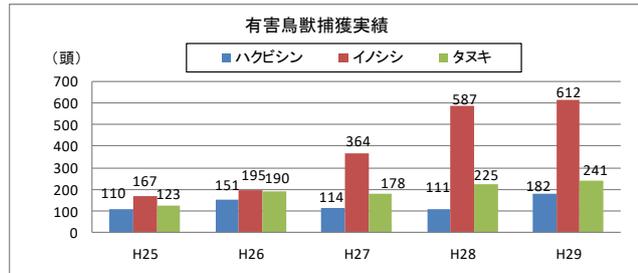
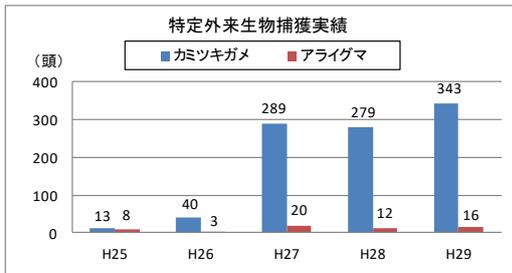
数値目標	⑥	生き物の生育・生息種数	環境指標		進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H27)	実績(H29)	評価
			動物	植物	環境保全課	種数	803	現状維持	現状維持	915	—	—
				哺乳類			9	現状維持	現状維持	9	—	—
				鳥類			102	現状維持	現状維持	95	—	—
				爬虫類			11	現状維持	現状維持	12	—	—
				両生類			6	現状維持	現状維持	6	—	—
				昆虫類			387	現状維持	現状維持	692	—	—
				魚類			24	現状維持	現状維持	24	—	—

■環境指標の推移



※市では、市内の生きものの生息・生育状況の把握のため、5年に1回程度の頻度で自然環境調査を実施しています。

■その他の指標



■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	1	20%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	1	20%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
ー : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	3	60%
	5	100%

■総評、今後の方向性

自然環境調査を平成27年度に実施し、市内の動植物の経年変化を把握することができました。また、「いんざい自然探訪」等を通じ、市民の自然環境保全意識の啓発を図りました。生物多様性地域戦略の策定については、国、県、近隣市町等の動向を見ながら検討を進めていきます。水辺における環境学習として、夏休みの小学生を対象に「印旛沼でカミツキガメを見てみよう」を開催し、印旛沼周辺の水辺を中心に増え続けているカミツキガメの危険性と外来種が生態系に与える影響などを参加者に伝えることができました。今後も興味をそそる環境学習会を企画し、市の自然環境について現状と課題を市民に伝えていきます。

## 基本目標 2 安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して

### 2-(1) 生活環境に不安がないまちを目指そう

位置づけの整理	①	基本目標	安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して				
	②	取り組み方針	2-(1) 生活環境に不安がないまちを目指そう				
	③	基本施策	①大気環境の保全 ②水質環境の保全 ③騒音・振動の防止 ④その他の環境保全				
	④	施策の方向性	<p>本市の生活環境の状況については、公害発生源への監視や規制により、概ね改善の方向にありますが、大気における光化学オキシダント(光化学スモッグ)のほか、印旛沼・手賀沼の水質、主要幹線道路沿いの交通騒音など、一部の項目において環境基準を超過しており、快適な暮らしを損ねる要因となっています。</p> <p>市民生活を取り巻く生活環境に不安のない良好な環境を目指し、事業所等への監視や規制・指導を継続するほか、低公害車や雨水浸透枡など環境保全型機器・設備等の導入を促進します。また、エコドライブなど環境への配慮や暮らしのマナーなどの普及啓発を図ります。</p>				
		担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価	
環境施策	大気環境の保全	環境保全課	・ 県と連携し大気汚染対策を進めるとともに、大気質の調査を実施します。	大気ダイオキシン類環境調査を実施、測定結果を県に報告した。	環境調査 夏冬2回2地点	A	
		環境保全課	・ 工場・事業場などについては、関係法令に基づく排出ガス抑制等の指導を行います。	クリーン推進課広報により、基準外焼却炉を使用しての焼却行為の禁止を周知した。	広報 年1回周知	B	
		クリーン推進課	・ 広報紙やホームページによるほか、パトロール等の実施により、野焼き防止や焼却炉の適正使用の意識啓発と指導を行います。	クリーン推進課通報を受けて現場を確認し、指導等を行った。	通報件数 59件 広報掲載 1回	A	
		環境保全課	・ 環境にやさしい運転(エコドライブ)の普及啓発を図るとともに、公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。	HPIにおいてエコドライブの普及啓発を実施。庁内においては、11月から1月の期間でノーカーデー等の推進を実施した。	HP掲載(常時)	A	
		環境保全課	・ 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車の導入を促進します。	補助事業の実施検討には至らなかった。	実績なし	—	
	水質環境の保全	⑤	環境保全課	・ 県や周辺市町と連携して水質汚濁の防止対策を進めます。	地下水の水質汚濁に係る環境基準に基づき、地下水の水質検査を実施した。	水質検査において環境基準値を満たしている箇所 3(箇所)/5(調査地点)など	B
		環境保全課	・ 河川水、地下水(地下水位を含む)、工場排水などの定期監視体制を充実します。	水質事故による通報 2件	水質事故時の連絡体制により対応し、汚染物質を除去するようにしている。指導 2回	A	
		環境保全課	・ 市民などが実施する水質調査について支援します。	手賀沼流域協働調査により市民とともに湧水調査、河川の水質・水生生物調査を実施した。	協働調査(夏季・冬季)2回	A	
		下水道課	・ 公共下水道認可区域内における未整備地区の下水道整備を計画的に進めていくとともに、整備済み地区の水洗化を促進していきます。	整備済地区の水洗化を促進した。	処理人口の増加 4,489人	A	
		環境保全課	・ 公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付し普及促進を図るとともに、適正な維持管理を促進します。	公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付した。補助5年後の浄化槽設置者に対して、適正な維持管理の検査・指導を実施した。	補助件数62件(H29) 補助件数3,384件(累計) 検査件数49件	B	
		クリーン推進課	・ 家庭における生活排水対策の一環として、廃食用油の回収を進めます。	家庭から排出される使用済み食用油について、市内15箇所での拠点回収を行い、資源化を図った。	15箇所 7,779kg	A	
		環境保全課	・ 湧水ポイントを把握するとともに、有効な保全策を検討します。	手賀沼流域4ヶ所を把握し、水質調査を実施している。また、平成29年3月に発行した「いんざい里山マップ」に市内の湧水箇所を掲載し、窓口で配布した。	水質調査をしている湧水ポイント4ヶ所	A	
		環境保全課	・ 雨水貯留槽、雨水浸透枡等の設置の普及を進めます。	開発行為等事前協議において、雨水貯留施設、雨水浸透施設の設置について事業者に協力を願っている。	開発行為事前協議件数47件	A	

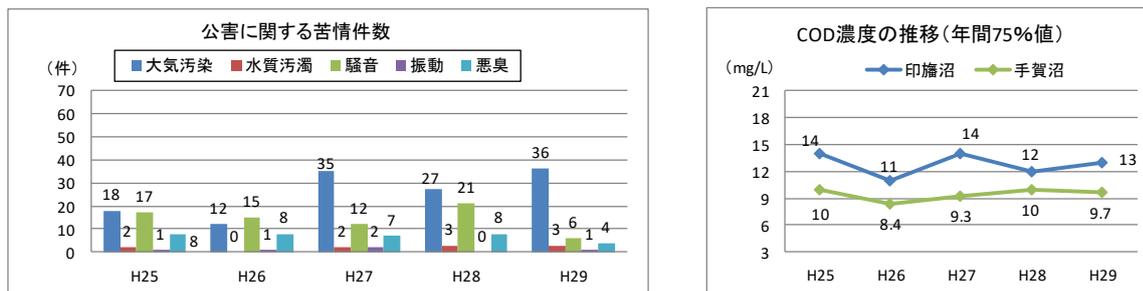
環境施策	水質環境の保全	環境保全課	・工場・事業場などからの排水に対する指導を行います。	特定施設への立入等の事案は発生せず。	実績なし	—
		環境保全課	・地下水の適切な利用について、意識啓発・指導を行います。	揚水施設の規制については、必要最小限とし、他水源のある未規制口径の揚水機についても、任意で立ち合いを行ったことにより、地下水の適正利用を図った。	揚水施設新規立会0件 未規制揚水機立会10件	B
		建設課	・歩道の新設・改良工事の際には、透水性舗装等の環境に配慮した整備を推進します。	市道00-026号線延伸区間道路整備事業、市道18-045号線(小林駅南口駅前広場等)整備事業、市道00-116号線整備事業において、透水性舗装により歩道を整備した。	市道00-026号線延伸区間道路整備事業 A=1,517㎡ 市道18-045号線(小林駅南口駅前広場等)整備事業 A=927㎡ 市道00-116号線整備事業 A=129㎡	A
	騒音・振動の防止	環境保全課	・自動車騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努め、関係機関に対し、道路の適正な維持・管理対策の充実・強化を働きかけます。	市内5地点で騒音調査を実施し、のうち4地点で環境基準を達成した。	自動車騒音・振動の苦情件数2件	B
		環境保全課	・事業所・商業施設、建設作業から発生する騒音・振動については、法令及び条例に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。	特定施設、特定作業、特定建設作業の届出を受理した。	事業所・商業施設、建設作業の苦情件数5件	A
		環境保全課	・生活騒音について啓発を行い、市民の知識やモラルの向上に努めます。	ポスターを環境保全課窓口に掲示した。	生活騒音の相談件数2件	B
		その他の環境保全	環境保全課	・不法な残土の埋立てなどの監視体制を強化し、汚染防止のための指導・啓発を図ります。	残土現場の監視/パトロールを職員及び委託業者で実施し、特定事業の申請者には法令等の遵守を徹底させた。	残土パトロール回数225回 相談・指導件数295件
	環境保全課	・「悪臭防止法」及び「印西市環境基本条例」に基づき悪臭の発生源の管理者へ指導を行います。	悪臭を発生させる管理者に対し、対処するよう指導を行った。	指導2件	B	

環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )濃度	環境保全課	ppm	0.032	県目標値(0.04)以下を維持	県目標値(0.04)以下を維持	0.021	0.027	◎
浮遊粒子状物質(SPM)濃度	環境保全課	mg/m <sup>3</sup>	0.064	環境基準(0.10)以下を維持	環境基準(0.10)以下を維持	0.042	0.042	◎
亀成川のBOD濃度	環境保全課	mg/L	1.5	環境基準(3)以下を維持	環境基準(3)以下を維持	1.3	1.8	◎
神崎川のBOD濃度	環境保全課	mg/L	1.4	環境基準(2)以下を維持	環境基準(2)以下を維持	0.9	1.3	◎
師戸川のBOD濃度	環境保全課	mg/L	4.9	環境基準(3)以下を維持	環境基準(3)以下を維持	4.4	6.8	×
下水道普及率	下水道課	%	80.3	80.7	83.8	81.8	84.9	◎
下水道整備率	下水道課	%	82.4	92.7	93.6	95.9	95.9	◎
合併処理浄化槽普及率	環境保全課	%	77.0	83.0	89.0	80.9	80.9	○
合併処理浄化槽設置基数(補助対象分累計)	環境保全課	基	2,830	3,206	3,526	3,322	3,384	○
土壌汚染に係る環境基準	環境保全課	—	達成(全地点全項目)	基準達成を維持	基準達成を維持	達成(全3地点全項目)	達成(全3地点全項目)	◎
地下水の水質汚濁に係る環境基準	環境保全課	—	達成(全地点全項目)	基準達成を維持	基準達成を維持	達成(全5地点全項目)	調査地点:5地点 うち3地点で基準を達成	×
道路交通騒音測定値	環境保全課	—	達成(全地点)	環境基準以下を維持	環境基準以下を維持	達成(全5地点全項目)	調査地点:5地点 うち4地点で基準を達成	×

■環境指標の推移



■その他の指標



■取組評価

評 価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	12	57%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	7	33%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
－ : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	2	10%
	21	100%

■総評、今後の方向性

大気質については、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準を達成しています。今後も引き続き、県と連携し監視に努めます。

水質については、師戸川において前年と比較し、BOD濃度が上昇しており、環境基準を上回っています。また、湖沼について平成29年度のCOD濃度は印旛沼が全国ワースト1位、手賀沼については全国ワースト2位となっており、いずれも環境基準をクリアしていないことから、今後も継続的な水質浄化対策を県及び流域市町とともに進めます。下水道普及率と合併処理浄化槽普及率は順調に推移しており、今後も引き続き施策を進めていきます。

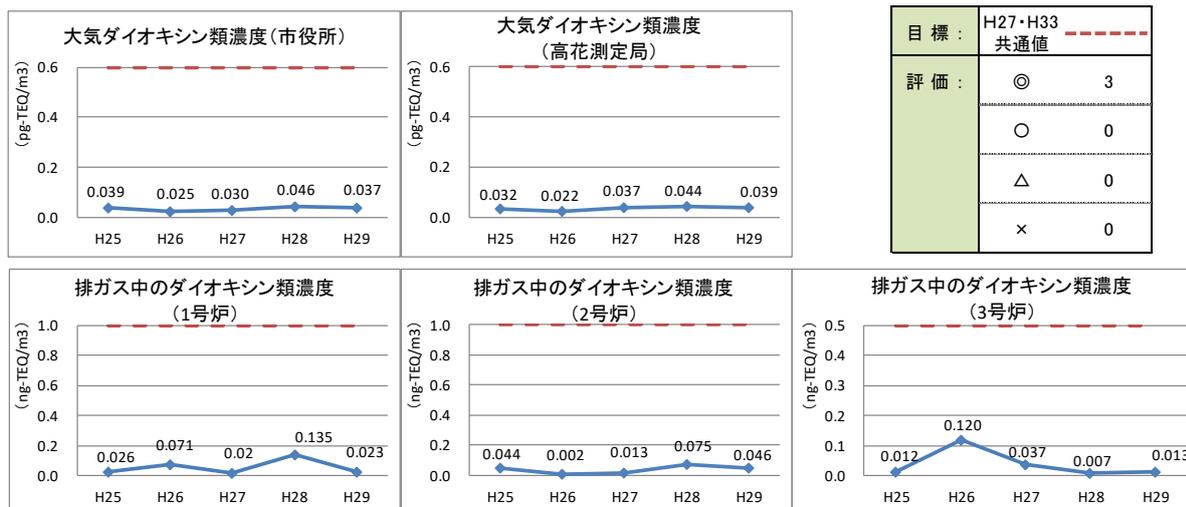
土壌と地下水の環境基準については、土壌は調査地点すべてにおいて、全項目基準を達成しましたが、地下水は5地点中2地点で環境基準を達成できなかったため、住民等には飲用指導等の対応を実施しました。その他、公害に関する苦情に対しても適切な対応を進めます。

## 2-(2) 有害物質の排出・侵入を防ごう

位置づけの整理	①	基本目標	安心・安全に暮らせる、環境に負荷を与えないまちを目指して				
	②	取り組み方針	2-(2) 有害物質の排出・侵入を防ごう				
	③	基本施策	①有害物質対策				
	④	施策の方向性	<p>わが国では数万種の化学物質が生産され、生活に欠かせない存在となっている反面、廃棄の仕方によっては有害化するものもあり、適正な使用・処理を施していく必要があります。有害物質による汚染を防止し、市民の不安を取り除くため、印西クリーンセンターや事業所の適正な汚染対策を監視・指導するほか、汚染物質等に関するモニタリング調査を実施し、市民への情報提供を図ります。</p> <p>また、東北地方太平洋沖地震の発生に端を発する原子力発電所の事故以降、放射性物質による環境汚染に対する不安が残っています。市では空間線量率の測定を継続し、測定結果を公表します。</p>				
環境施策	⑤	有害物質対策	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
		環境保全課	・ 県や周辺市町、印西地区環境整備事業組合などと連携して、ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めるとともに、情報収集に努め、有害化学物質等に対する取り組みについて、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。	汚染の確認はなかった。監視している中で、特に悪化の恐れがある有害物質はなかった。	実績なし	—	
		クリーン推進課					
		環境保全課	・ 有害化学物質汚染が確認された場合は、県と連携し原因究明及び発生源の管理者に対し再発防止の指導を行います。	汚染の確認はなかった。	実績なし	—	
		環境保全課	・ 国、県など関係機関と連携しながら必要に応じて除染等の対策を講じていくとともに、迅速な情報収集と適切な情報提供を行い、市民が安心して生活できる環境づくりを進めます。	市内公共施設174箇所を測定し、HP・広報を利用し公表した。	市内公共施設174件 全2回測定 広報 全2回 HP掲載(常時)	A	
関係各課(環境保全課)	・ 幼稚園、保育園、小・中学校、公園等、子どもたちの生活空間の除染を進めるとともに、民有地の除染を支援します。	印西市放射性物質除染実施計画に基づく除染作業は平成25年度で終了。	平成29年度の除染実績なし	—			

数値目標	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
		ダイオキシン類大気環境濃度	環境保全課	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	市役所 0.058 高花測定局 0.040	0.6以下を維持(環境基準)	0.6以下を維持(環境基準)	市役所 0.046 高花測定局 0.044 本笠支所 0.055	市役所 0.037 高花測定局 0.039 印旛公民館 0.028	◎
印西クリーンセンター煙突出口におけるダイオキシン類の測定値	クリーン推進課	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1号炉0.11 2号炉0.035	1以下を維持(環境基準)	1以下を維持(環境基準)	1号炉0.135 2号炉0.075	1号炉0.023 2号炉0.046	◎		
			3号炉0.017	0.5以下を維持(環境基準)	0.5以下を維持(環境基準)	3号炉0.007	3号炉0.013	◎		

■環境指標の推移



■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	1	25%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	0	0%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	3	75%
	4	100%

■総評、今後の方向性

ダイオキシン類濃度の測定値は環境基準や排出基準をクリアしており、今後も引き続き監視・公表を行います。  
 放射性物質のモニタリング調査については、学校や公園など、子どもの生活空間となる施設174箇所について、年2回実施しました。その結果、基準値である毎時0.23 $\mu$ Sv/hを超える箇所はありませんでした。  
 今後も、引き続きモニタリングを継続し、結果を公表していきます。

### 基本目標 3 都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して

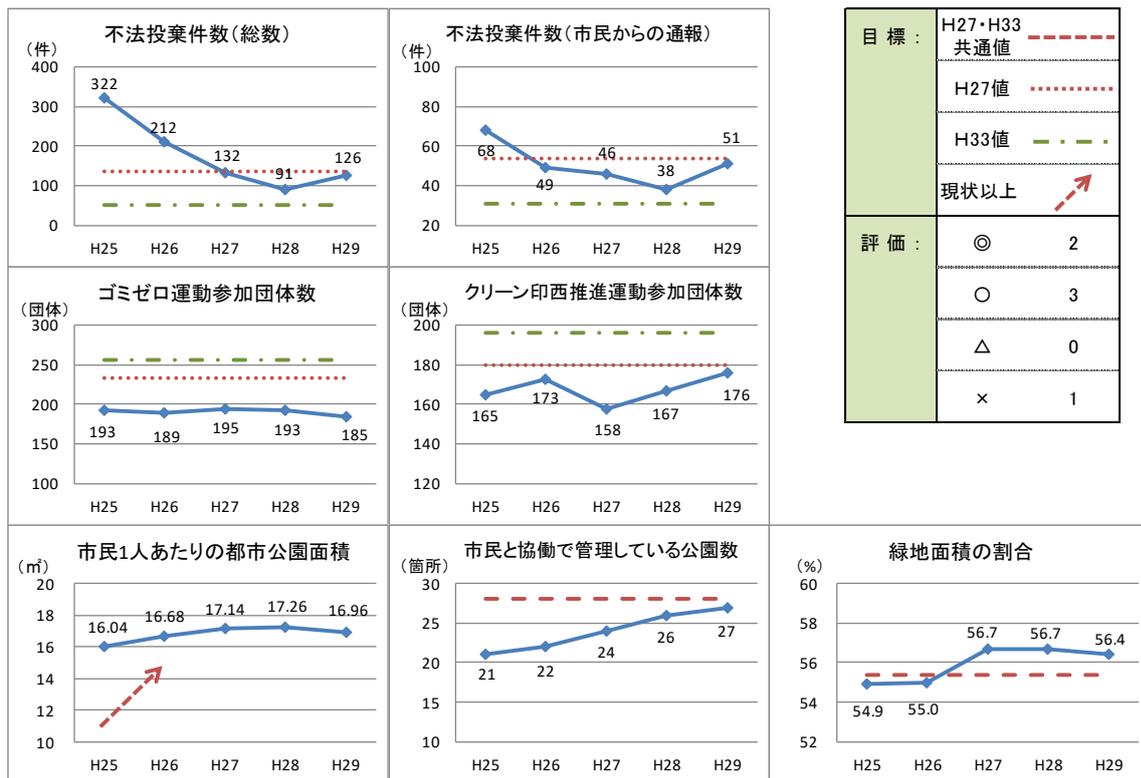
#### 3-(1) 快適で住みよいまちにしよう

位置づけの整理	①	基本目標	都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して				
	②	取り組み方針	3-(1) 快適で住みよいまちにしよう				
③	基本施策	①まちに調和した景観づくり ②環境美化の推進 ③緑うるおうまちづくり					
	④	施策の方向性	<p>千葉県は首都圏に位置し交通条件が良いこと、遊休化した農地・山林等が多いことから、全国的にみて不法投棄が多い県となっています。市では、不法投棄パトロール等を実施しているものの、人目に付きにくい場所などにおいて不法投棄が報告されています。また、たばこのポイ捨てなども市民にとって関心の高い問題となっています。</p> <p>一方、本市は千葉ニュータウン等において公園整備や住宅地の緑化などが進み、緑豊かな街並みが形成されているほか、市民参加型の維持管理活動が行われるなど、環境美化活動の広がりもみられます。</p> <p>ごみのない清潔で快適なまちの環境を形成するため、ポイ捨てや不法投棄に関する意識啓発やマナーの普及を行うとともに、パトロールや監視カメラ等による不法投棄対策を実施します。また、緑豊かで美しい景観の形成を図るため、公園の整備や市民・事業者の参加による緑化・維持管理活動を進めるほか、(仮称)景観マスタープランを策定し、本市の景観特性に応じた総合的な景観行政を展開します。</p>				
環境施策	⑤	まちに調和した景観づくり	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
		都市計画課	・ 景観まちづくりにあたっては、その主体である市民と協働して、本市固有の景観資源を発掘し、その価値を共有していくとともに適切な手段によりその保全に努めます。	「印西市景観まちづくり市民懇談会」と市職員が合同でワークショップを開催し意見をいただく。また、「印西市景観計画等策定委員会」を設置し「印西市景観まちづくり基本計画」を策定した。	印西市景観計画等策定委員会 4回 印西市景観まちづくり市民懇談会 3回	B	
		都市計画課	・ 景観に対する普及・啓発活動を行い、市民一人ひとりが本市の景観まちづくりを構成する一員であるという意識の醸成を図ります。	「印西市景観まちづくり市民懇談会」と市職員が合同でワークショップを開催し意識の醸成を図った。	印西市景観まちづくり市民懇談会 3回	B	
		都市計画課	・ 本市の豊かな自然や良好な街並みなど魅力あふれる景観形成をめざすため、市民との協働により景観行政の総合的な指針となる(仮称)景観マスタープランの策定を進めます。	景観法に基づく「印西市景観計画」を策定した。	印西市景観計画策定	B	
	都市計画課	・ 景観法をはじめとする各種法令に基づく規制・誘導策の活用などを検討します。	景観法に基づく「印西市景観計画」を策定した。 景観法に基づく条例の制定は平成30年度を予定。	印西市景観計画策定	B		
	クリーン推進課	・ 市民や各種団体、事業者等の協力を得ながら「クリーン印西推進運動」や「ゴミゼロ運動」といった散らごみ等の清掃活動を実施し、清潔な生活環境を確保するとともに、環境美化意識の高揚を図ります。	ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動を継続し、清潔な生活環境の確保や環境美化意識の向上を図った。	春のゴミゼロ運動 参加 12,369人 回収量 24,610kg  クリーン印西推進運動 参加延べ 39,494人 回収量 17,810kg	A		
	クリーン推進課	・ 広報紙やホームページによるほか、パトロールの実施や監視カメラの設置、市民との協働による防護柵の設置など不法投棄防止対策をさらに強化し、ごみの不適正処理の防止に努めます。	各パトロール、監視カメラの設置、広報等による啓発を行った。 警察や印旛地域振興事務所との連携を強化した。	簡易式監視カメラ運用数 30台 固定式監視カメラ運用数 15台 移動式監視カメラ運用数 20台 広報掲載回数 1回 ホームページ掲載随時	A		
	クリーン推進課	・ 不法投棄監視パトロール、通報制度の整備など監視体制の強化を図り、不法投棄・ポイ捨てに関する意識啓発を図ります。	職員による夜間パトロールや委託業者によるパトロール、監視カメラの設置及び広報等による啓発を行った。 警察や印旛地域振興事務所との連携を強化した。	職員パトロール回数 7回 委託パトロール回数 100回 警察通報 14件 印旛地域振興事務所通報 1件 行為者の特定 9件	A		
	クリーン推進課	・ 土地の所有者への情報提供・意識啓発により、不法投棄の防止を図ります。	広報紙やホームページ等を通じて不法投棄防止の情報を提供し、啓発看板の貸与を行った。	広報掲載回数 1回 ホームページ掲載随時 看板貸与件数 7件	A		
	クリーン推進課	・ 啓発活動や巡回指導を行い、ごみのポイ捨てや歩行喫煙防止意識の浸透を図ります。	職員による重点区域での啓発や、指導員によるパトロールの実施及び禁止行為の指導等を行った。	指導員の指導日数 191日 禁止行為の指導件数 2,518件 過料件数 1件 広報掲載回数 2回	B		

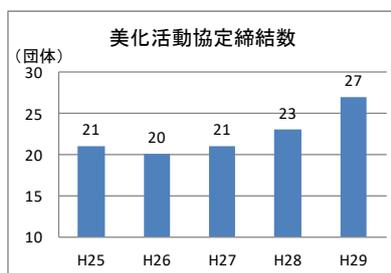
環境施策	⑤	緑うるおうまちづくり	都市整備課	・ うるおいのある生活空間の創出に向けて、公園などにおける花壇づくりや植栽を奨励し、四季を通して市内各所に花が咲き誇る魅力あるまちづくりを市民とともに進めます。	印西市の花であるコスモスの種を小中学校や幼稚園・保育園、市民の団体等に配布した。また、団体だけではなく市民個人の方にも種を配布し、市内各所にコスモスを咲かせることができた。公園美化活動団体へ花苗等の提供を行い、花のある美しい街づくりに貢献することができた。	コスモスの種：個人配布本庁及び各支所、及び出張所計10箇所にて3,000袋配布。団体配布 学校関係55校、地域団体17団体、計72団体に配布	A
			都市整備課	・ 公園美化活動支援事業を推進し、市民参加による公園の管理を支援します。	公園美化活動団体に対し、活動に必要な物品、用具等の貸与又は支給を実施した。	美化活動協定締結数27団体	A
			都市整備課	・ 千葉ニュータウン区域などの市街地整備地区を中心に市民の憩いの場となる公園や緑地の整備を進めていきます。	市民の憩いの場として新たに公園や緑地を整備するとともに、既存の公園においては遊具等公園施設の点検を行い、公園施設の修繕を行った。	【H29年度新規】公園1箇所 【累計】公園118箇所・緑地47箇所・広場2箇所	A
			都市整備課	・ 千葉ニュータウン事業や土地区画整理事業、民間開発等により整備された住宅地において、敷地内の緑化推進を図り、良好な住宅地の景観保全を促進します。	印西市開発行為等指導要綱に基づき、戸建住宅へ開発する際、各区分に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請した。	-	A
			都市整備課	・ 緑地については、現況の斜面樹林や湿地等の自然環境を活かし、保全に努めます。	公園管理委託業務においてゴミ拾いや草刈等を実施し、環境保全に努めた。	緑地箇所数 47箇所	A
			土木管理課	・ 適切な維持管理により沿道の緑を保全します。	街路樹管理業務委託により適正な管理に努めた。	実績値なし	B
			関係各課 (環境保全課)	・ 大規模な開発行為や道路整備など、周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、環境影響評価法など関係法令に従い、環境保全に努めます。	大規模な開発行為や公共工事には、関係法令に従い実施しており、平成29年度については我孫子市新廃棄物処理施設整備に関する環境影響評価方法書及び要約書の縦覧を実施。また、環境影響評価方法書に対する意見照会については「意見なし」の回答書を県に提出。	環境影響評価方法書及び要約書の縦覧1件 環境影響評価方法書の意見照会1件	A
			開発指導課	・ 開発行為や宅地造成工事などの許可等に際しては、法令等に基づき、適切な土地利用を図るよう誘導・指導します。	開発行為や宅地造成工事などの許可等に際しては、法令等に基づき、適切な土地利用を図るよう誘導・指導した。	事前協議 47件 法29条許可 86件 法43条許可 28件	A

数値目標	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
		不法投棄件数 (うち市民等からの通報件数)	クリーン推進課	件	498 (89)	137 (54)	50 (31)	91(38)	126(51)	○
		ゴミゼロ運動参加団体数	クリーン推進課	団体	218	233	256	193	185	×
		クリーン印西推進運動参加団体数	クリーン推進課	団体	165	180	196	167	176	○
		市民1人あたりの都市公園面積	都市整備課	m <sup>2</sup>	15.53	現状以上	現状以上	17.26	16.96	◎
		市民と協働で管理している公園数	都市整備課	箇所	16	28	28以上	26	27	○
		緑地面積の割合	都市整備課	%	55.3	55.4	55.4以上	56.7	56.4	◎

## ■環境指標の推移



## ■その他の指標



## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	11	65%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	6	35%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	17	100%

## ■総評、今後の方向性

景観づくりについて平成29年度は、「印西市景観まちづくり市民懇談会」と「印西市景観計画等庁内会議作業部会」の合同ワークショップを2回、事業者懇談会を1回開催しました。また、印西市景観計画等策定委員会会議を4回開催して、「印西市景観計画」を策定しました。平成30年度は、景観法に基づく景観条例の制定を進めていきます。

不法投棄は、パトロール等によって減少傾向にありますが、まだ発生件数が多いため、今後も啓発活動を強化していきます。また、ゴミゼロ運動・クリーン印西推進運動を通して、市民の環境美化意識の向上を図っていきます。

### 3-(2) 歴史・文化が感じられるまちにしよう

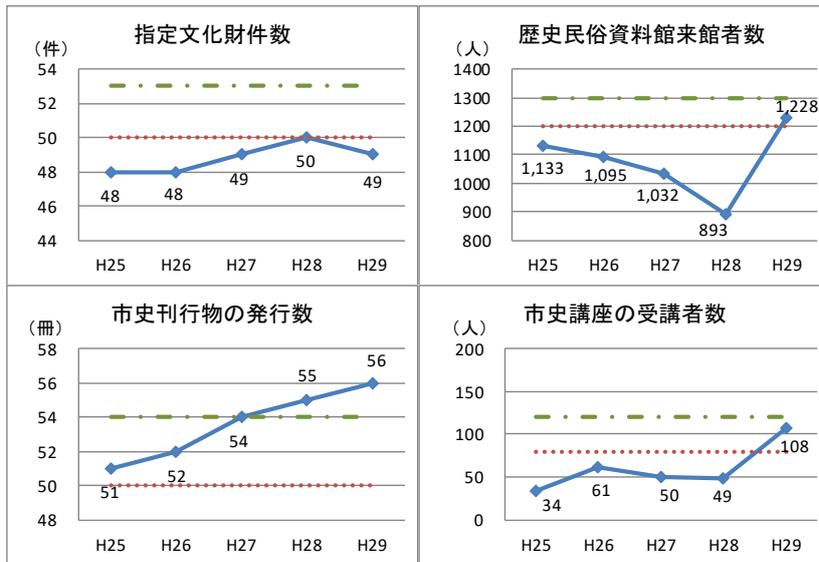
位置づけの整理	①	基本目標	都市としての魅力があふれる、快適なまちを目指して
	②	取り組み方針	3-(2) 歴史・文化が感じられるまちにしよう
	③	基本施策	①歴史・文化の保全
	④	施策の方向性	本市には、「木下貝層」をはじめとした歴史的文化財が多く分布し、その周辺には社寺林や屋敷林などが残り、貴重な環境を形成しています。 市では、これら歴史文化的な環境を継承し、また、市民が地域の歴史にふれられるよう、指定文化財の保全を進めるほか、本市に残る有形・無形の文化財に関する調査を行い、観光事業への活用や収集した資料等の展示公開などを進めます。

環境施策	⑤	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
		生涯学習課	・木下貝層、宝珠院観音堂、結縁寺等、文化財指定地の保全を図ります。	文化財指定地の保全を行った。 道作1号墳において、保存目的の調査を実施した。	指定文化財件数49件	A
		生涯学習課	・仏像や石造物、社寺建造物など文化財に関する基礎調査や周知の埋蔵文化財包蔵地の詳細分布調査、文化財防火デーに係る防災訓練の実施等を通して、本市に残る有形・無形の文化財を適切に保護していきます。	仏像調査および石造物調査を実施した。 文化財防災訓練を宝珠院観音堂において実施した。	仏像調査3回、石造物調査7回実施 印西市の仏像(本埜地域編)を刊行 文化財防災訓練参加者40人	A
		生涯学習課	・現状で分散している歴史的資料について保管の集約化に努め、有効に活用できるよう検討していきます。	歴史的資料の保管の集約化について検討した。	-	B
		生涯学習課	・市内に存在する遺跡や史跡などの文化財を観光事業等とも連携して活用していくとともに、印旛歴史民俗資料館を拠点に先人から受け継いだ郷土資料を適切に収集保存、展示公開し、地域の歴史・文化を広く周知していきます。	道作古墳群見学会を実施した。 木下貝層貝化石採集観察会を実施した。 道作1号墳の調査に伴い、現地説明会を実施した。 印旛歴史民俗資料館において、郷土資料の収集保管及び展示公開を行った。	見学会参加者約100人 採集観察会参加者18人 説明会参加者約50人 印旛歴史民俗資料館入館者数1,228人	A
		生涯学習課	・市民の活動を記録した地域史料を次世代に引き継いでいくため、歴史公文書などの移管や古文書等の調査収集を行い、適正な保存に努めるとともに活用を図ります。	歴史公文書の選別収集、引継移管、整理、寄託や寄贈を受けた古文書等の整理を実施した。 市史編さん専門委員等による調査等を実施した。 歴史資料を保管し、資料くん蒸消毒を実施した。 展示事業(常設展示・企画展示)を実施した。	平成29年度移管歴史公文書1,842件 保管資料数 約1,940箱+約31,500点 調査等実施回数 110回、資料くん蒸1回 木下交流の杜歴史資料センター開所日数285日、来所者数3,506人、企画展示1回	B
		生涯学習課	・本市の歴史の変遷を学術的かつ系統的に記述した市史の刊行や市史講座などの実施により市史の理解と関心を深め、市民のふるさと意識の醸成を図ります。	印西の歴史第11号の印刷刊行。 市史の理解や市史編さん事業の状況を伝えるため、市史編さん講演会及び講座を実施した。	市史刊行物 平成29年度発行数1冊、総発行数56冊 市史編さん講演会及び講座の参加者数108人	B

数値目標	⑥	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
		指定文化財件数	生涯学習課	件	47	50	53	50	49	○
		歴史民俗資料館への来館者数※	生涯学習課	人	885	1,200	1,300	893	1,228	○
		市史刊行物の発行数	生涯学習課	冊	48	50	54	55	56	◎
		市史講座の受講者数	生涯学習課	人	70	80	120	49	108	○

※ 歴史民俗資料館への来館者数の目標値(平成27年度)は、第二次基本計画策定にあたり、目標値を算定し直したため、「印西市環境基本計画」に掲載した値とは異なります。

## ■環境指標の推移



目標：	H27値	.....
	H33値	-----
評価：	◎	1
	○	3
	△	0
	×	0

## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	3	50%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	3	50%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	6	100%

## ■総評、今後の方向性

平成29年度は文化財の保護・活用の一環として、道作1号墳における保存目的の調査を行ったほか、仏像調査、石造物調査及び文化財防災訓練を行いました。また、印旛歴史民俗資料館及び木下交流の杜歴史資料センターにおいて、歴史資料等の収集、保管及び展示公開を行いました。

今後も、文化財の保護・活用に努め、市民の郷土意識の涵養を図っていきます。また、各公民館等においても、多くの市民を対象に環境に関する魅力ある講座等を開催し、環境学習の場を提供していきます。

## 基本目標 4 低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して

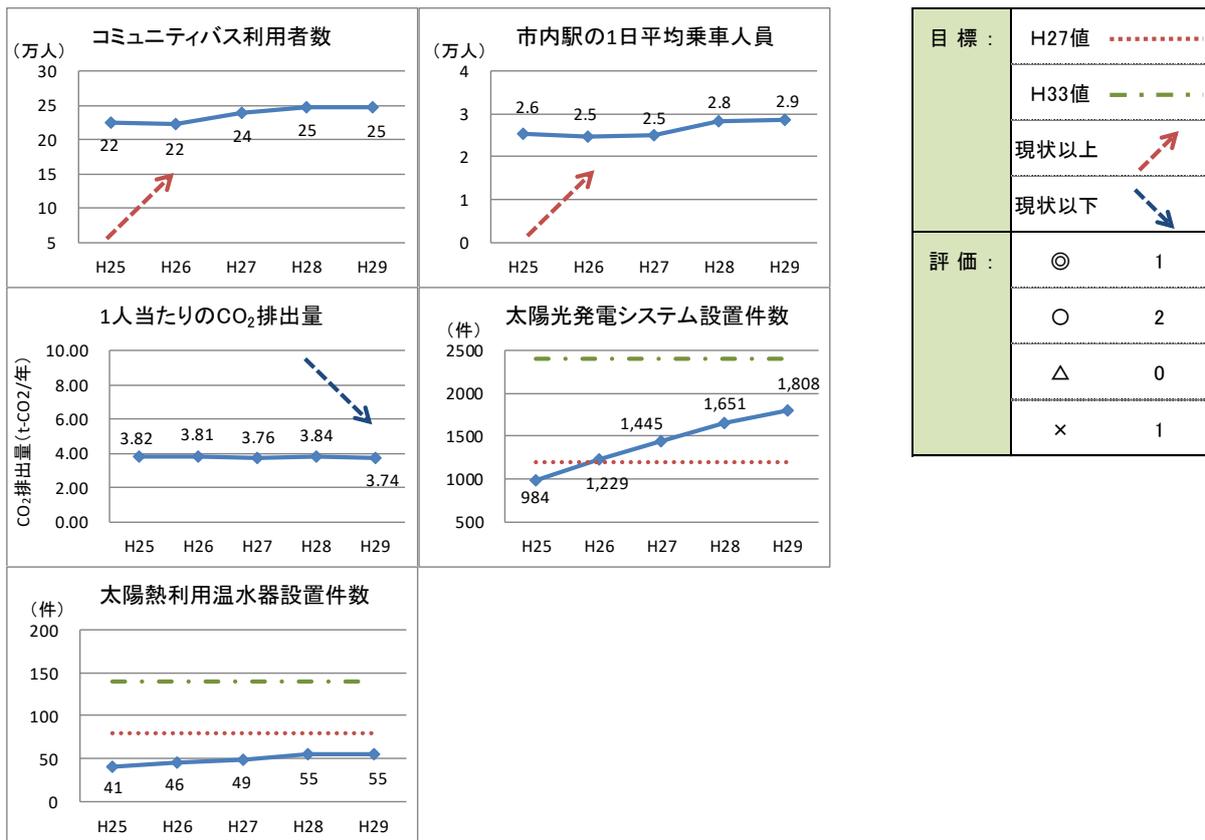
### 4-(1) 地球にやさしいまちをつくらう

位置づけの整理	①	基本目標	低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して
	②	取り組み方針	4-(1) 地球にやさしいまちをつくらう
	③	基本施策	①再生可能エネルギーの利用促進 ②省エネルギー対策
	④	施策の方向性	私たちの暮らしは、大量の電気や燃料の使用に支えられており、その結果排出される二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球の温暖化が進行しています。市では庁舎等の省エネ対策を実施しているほか、市民や事業者への意識啓発を行い、地球温暖化対策を進めてきましたが、2009年度の二酸化炭素排出量は1990年度に対し、約136%の増加となっています。温室効果ガスの一層の削減を図っていくため、市の事務事業に伴う省エネ対策を着実に推進するほか、情報提供の充実や環境家計簿の普及等による家庭・事業所等での省エネ行動を促進します。また、地域特性を活かした再生可能エネルギー活用した検討や太陽光発電機器等の導入に対する補助を行うほか、公共交通の利用環境を向上するなど、温室効果ガスの抑制に向けたまちづくりを進めます。

環境施策		担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
⑤	再生可能エネルギーの利用促進	環境保全課	・太陽光発電システム、太陽熱利用温水器の設置助成を行うとともに、新たな再生可能エネルギー機器の設置助成について検討を進めます。	平成17年度より太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム等省エネ設備の補助を継続実施している。	太陽光発電システム 157件(累計1,808件) 太陽熱利用システム 0件(累計55件) エネファーム 173件 蓄電池 34件	B
		関係各課(環境保全課)	・公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。	庁内エコプランにおいて、施設の改修、建設の際には再生可能エネルギー設備の導入を依頼している。	市役所10kW 大森小学校10kW 内野小学校20kW 松山下公園総合体育館10kW 牧の原小学校45kW	A
		環境保全課	・地域の特性を踏まえた太陽光等の再生可能エネルギーに関する利活用の検討を進めます。	印西市域の特性を踏まえると、太陽光発電が有効と考えられるが、市有地・各公共施設において、新設箇所はなかった。	実績なし	-
	環境保全課	・省資源・省エネルギーに関する取り組みを市民などに分かりやすく情報提供するとともに、環境家計簿の記入を呼びかけます。	環境推進市民会議と協働し、環境フェスタ、地域交流館まつりにおいて環境家計簿の普及促進を進めた。	環境家計簿提出数26枚	C	
	環境保全課	・省エネルギー、地球温暖化対策として各公共施設に「グリーンカーテン」を設置するとともに、市民への啓発を行います。	設置可能な公共施設にグリーンカーテンを設置するとともに、市民を対象とした種子の無料配布及びグリーンカーテンコンテストを実施した。	設置公共施設数53施設 コンテスト参加者数7人	C	
	環境保全課	・「庁内エコプラン(地方公共団体実行計画)」の推進により、市の事務・事業における省エネルギー化を推進します。	庁内エコプラン(地方公共団体実行計画)を推進し、市の事務・事業における省エネルギー化を推進した。また、平成29年度3月には新たな庁内エコプランを作成し、前回目標を大きく上回る目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に努めている。	基準年度比7.2%削減	A	
	省エネルギー対策	管財課	・公用車の購入にあたっては環境性能に優れたものとします。	大気汚染の軽減を目的とし、千葉県において定められたディーゼル規制に対応した公用車(低燃費車・騒音規制車)を配置した。 環境性能に優れていない古い年式の公用車を処分し、平成17年度基準排出ガス75%低減レベル達成車 平成32年度燃費基準20%向上達成車 平成27年度燃費基準25%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成27年度燃費基準10%向上達成車 平成27年度燃費基準達成車を購入し大気汚染の軽減に努めた。	【処分車両】 平成9年登録の普通種1台、平成10年登録の小型貨物1台、平成12年登録の軽貨物1台 平成13年登録の軽乗用1台、平成13年登録の小型乗用1台、平成14年登録の小型乗用2台、平成14年登録の小型貨物1台、平成15年登録の軽乗用2台、平成15年登録の普通貨物1台 【購入車両】 排出ガス75%低減レベル達成車・燃費基準達成車 普通乗用1台、小型乗用2台、小型貨物5台、乗用2台、軽貨物1台	B
		交通政策課	・路線バスやコミュニティバスのネットワークの再編、市民ニーズに応じた効率的な公共交通の検討により、公共交通機関の利用を促進し、自家用車による排ガスの抑制を図ります。	・路線バスについては、小林線・滝野循環線のダイヤ改正に向けた協議を行った。(H30.4.1改正) ・コミュニティバスについては、南ルートのダイヤ改正、バス増設、布佐ルートの一部ルート変更、中ルート・西ルート・布佐ルートの一部バス停名変更を実施。(H29.8.1改正)	コミュニティバス利用者数 246,424人 市内駅の1日平均乗車人員 28,530人	B
		環境保全課				

⑥ 数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価	
		コミュニティバス利用者数	交通政策課	人	190,773	現状以上	現状以上	247,807	246,424	◎
		市内駅の1日平均乗車人員	交通政策課	人	28,658	現状以上	現状以上	28,318	28,530	×
		一人当たりの二酸化炭素排出量	環境保全課	t-CO2/年	4.00	現状以下	現状以下	3.84	3.74	◎
		太陽光発電システム設置件数(補助対象分累計)	環境保全課	件	529	1,200	2,400	1,651	1,808	○
		太陽熱利用温水器設置件数(補助対象分累計)	環境保全課	件	34	80	140	55	55	○

## ■環境指標の推移



## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	2	25.0%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	3	37.5%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	2	25.0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0.0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	1	12.5%
	8	100.0%

## ■総評、今後の方向性

住宅用省エネルギー設備設置費補助については、4種類を対象設備としており、導入の促進を図っています。特に太陽光発電システムの設置基数は順調に増加しているものの、目標は達成できていないため、今後も引き続き施策を進めていきます。

第3次庁内エコプランでは、基準年度比7.2%削減を達成できました。第4次庁内エコプランについては、国の「業務その他部門」削減目標である2030年度に2013年度比で40%削減を目標値として設定するために、平成30年度中の改訂を予定しております。

ふれあいバスについては、利用者数はやや減少しましたが、利便性向上を図るため、バス停留所増設やルート見直し、ダイヤ改正等を行いました。路線バスについては、更なる利便性の向上を図るため、また交通不便地域の対策のため、ルート見直し、運行ダイヤ等について、事業者と協議を行いました。平成30年度は、本塾第二小学校周辺地域乗合タクシー「スワン号」の実証運行を開始しています。今後も交通不便地域対策の実施に向けて、またコミュニティバス運行事業の全面的な見直しに向けて、印西市地域公共交通会議等において検討を実施します。

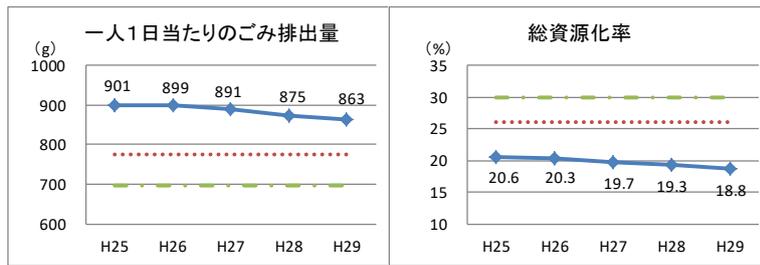
#### 4-(2) 資源循環型のライフスタイルを実践しよう

位置づけの整理	①	基本目標	低炭素社会の構築に向けた、地球環境に負荷を与えないまちを目指して
	②	取り組み方針	4-(2) 資源循環型のライフスタイルを実践しよう
	③	基本施策	①廃棄物の適正な処理 ②ごみの減量化・資源化の推進
	④	施策の方向性	これまでの「大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルは、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、環境に大きな負荷を与えています。 大量消費、大量廃棄型社会から脱却し天然資源の消費を抑制、環境負荷を少なくし、資源を循環して活用する社会、いわゆる「循環型社会」を構築する必要があります。 市では、ごみの発生量を減らし、再生利用を進め、持続可能な「循環型社会」への転換を図るため、ごみの排出抑制・分別排出に関する積極的な情報発信に努め、市民がより理解を深めるための環境教育・学習機会の充実を図るとともに、市民等が実施しているごみ減量化の取り組みに対し積極的な支援を図ります。

環境施策	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
	廃棄物の適正な処理	クリーン推進課	・ごみの安定処理の継続や循環型社会の構築を図るため、印西地区環境整備事業組合が策定する「印西地区ごみ処理基本計画」に基づき、印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターや一般廃棄物最終処分場における適切なごみの処理体制を維持していくとともに、老朽化に伴う焼却施設等の更新についても関係市町等と連携しながら進めていきます。	クリーンセンターや最終処分場の業務を所管する同組合では、他の構成市町と連携を図りながら、焼却施設の改良工事を行うなど、ごみの安全・安定的な処理の継続に努めた。 また、同組合では次期中間処理施設整備事業に係る「次期基本計画追加策定」及び「地域振興策基本計画」を策定した。	-
ごみの減量化・資源化の推進	クリーン推進課	・ごみの排出抑制、分別排出による減量化、資源化のための情報を広報紙やホームページ等を活用しながら情報提供体制の拡充を図り、ごみの適正排出の徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・減量意識を高めます。	広報紙やホームページの掲載、携帯電話スマートフォン等のアプリケーションによる情報提供等により、啓発活動を行った。	広報紙 15日号への連載 11回 ホームページ常時掲載 アプリ配信登録者数 3,221人	A
	クリーン推進課	・「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットの内容充実や市民のごみの減量・リサイクル活動の推進とごみ排出マナーの啓発として、説明会、マイバック等の街頭啓発などを行い、市のごみ処理施策への協力を求めるとともに市民の声を直接聴ける意見交換を図ります。	町内会等を対象に出前講座を行った。また、町内会等ごとに廃棄物減量等推進員を委嘱し、啓発に努めた。	出前講座 20回 564人 廃棄物減量等推進員 103人	A
	クリーン推進課	・ごみ排出者の発生・排出抑制意識に経済的な動機付けを与える粗大ごみの有料化について、事業系ごみのみならず、家庭系の粗大ごみについての導入を印西地区環境整備事業組合と協議検討していきます。	家庭系粗大ごみの有料化に向け、実施主体となる同組合と他の構成市町で協議検討を行ったが、進展が図られなかった。	-	C
	クリーン推進課	・ごみ問題に関して興味・関心を持てる機会をつくり、正しい理解を深めるため、ごみ処理施設・資源化施設等の見学や、ごみ減量・リサイクルに関する出前講座等を実施し、体験型の学習機会の提供を促進します。	「ごみ・リサイクル施設見学会」等を実施し、学習機会の提供を促進し、ごみ減量化意識の啓発を行った。	見学会 3回	A
	クリーン推進課	・教育機関と連携し、子どもたちを対象としたごみの減量・リサイクルをテーマとした学習会や「環境フェスタ」や「ごみの分別大事店」などのイベントを通じた学習機会の充実を図ります。	「いんざい環境フェスタ」の実施や「産業まつり」へ出店するなど、学習機会の充実を図った	イベント啓発 3回 小学校出前講座 2校	A
	クリーン推進課	・生ごみ処理機等の購入費補助金事業の啓発に加え、購入促進のため生ごみ処理機や剪定枝粉砕機等の貸出事業を行い、普及拡大に努めていきます。	生ごみ処理容器等購入費補助金事業のPRのため、補助制度の周知、啓発等を行った。	生ごみ処理容器等補助 48基 減量機器貸出件数 25件	A
	クリーン推進課	・有価物集団回収奨励金事業など市民の自発的なリサイクル活動の支援や廃食用油等の回収場所の増設や回収品目の拡大の検討を行い、幅広いリサイクルの受け皿確保に努めていきます。	出前講座等により、有価物集団回収奨励金事業や廃食用油の回収について周知、啓発等を行った。	廃食用油回収量 7,779kg 有価物集団回収登録団体数 124団体 回収量 1,787t	B
	関係各課(環境保全課)	・市では「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の積極的な購入・使用などを率先して実行します。	「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の積極的な購入・使用などを率先して実行している。	職員一人ひとりの取り組み状況アンケートの項目である『「グリーン購入推進指針」に基づき、リサイクル品の積極的な購入・使用などを率先して実行している。』の実施状況調査評価点 60%以上(常に実行、概ね実行の合計値)の割合は 73.7%	B

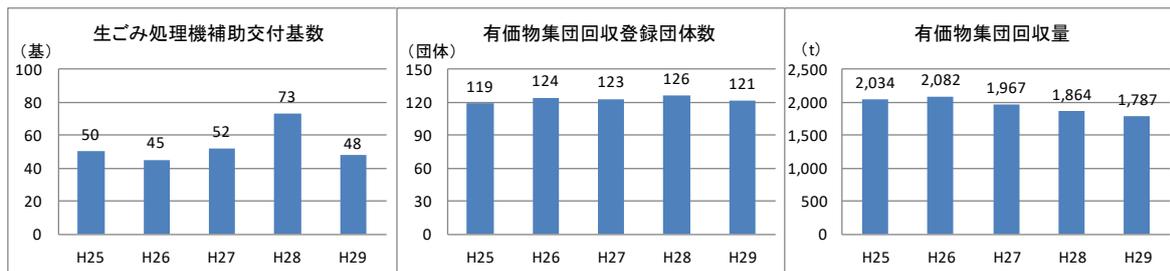
数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価	
	⑥	一人1日当たりのごみ排出量	クリーン推進課	g	887	774	696	875	863	○
		総資源化率	クリーン推進課	%	21	26	30	19.3	18.8	×

## ■環境指標の推移



目標 :	H27値	.....
	H33値	-----
評価 :	◎	0
	○	1
	△	0
	×	1

## ■その他の指標



## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	6	67%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	2	22%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	1	11%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	9	100%

## ■総評、今後の方向性

1人1日当たりのごみ排出量と総資源化率はいずれも目標値に達していません。  
紙類など資源物の民間回収が広がりつつあり、資源化率の向上しない理由にもなっていますが、今後も引き続き、広報紙やホームページ、各種事業などを通じて、普及・啓発に努めていく必要があります。

## 基本目標 5 環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して

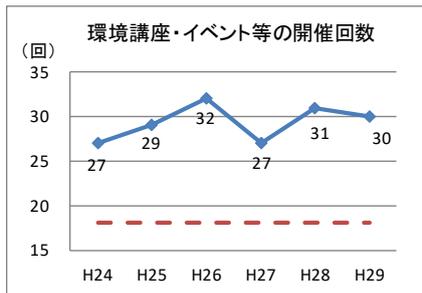
### 5-(1) 環境を考え行動をする人を育てよう

位置づけの整理	①	基本目標	環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して
	②	取り組み方針	5-(1) 環境を考え行動をする人を育てよう
	③	基本施策	①環境教育・学習の推進
	④	施策の方向性	今日の環境問題は、私たちの暮らし方と大きな関わりがあり、問題の解決のためには、自分たちの生活が環境に与えている影響を知り、環境にやさしい暮らし方へと具体的な行動を起こしていくことが求められています。 学校においては、環境保全に向けた次代の人材を育成するため、体験学習の実施や環境コーナーの設置などを実施しており、これら施策の一層の充実を図ります。地域においても環境講座の開催や環境に関する図書・資料の紹介等を図り、環境について知り・学ぶ機会の充実を図ります。

		担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
		⑤	環境教育・学習の推進			
	指導課		・ 学校支援ボランティア制度の活用や職場体験学習、自然体験学習等の実施など、地域の教育力を積極的に活用し、人との関わりや交流を通して生きる力を育てていきます。	教育センターにて、里山観察会(春)(秋)、星空観望会、科学実験講座、わら細工体験など、環境に関する講座を実施し、多くの親子が参加した。学校では、学校支援ボランティアを活用し、児童生徒が人と自然とのかわりを学ぶことができた。	学校支援ボランティア登録者数638名 教育センター実施の自然体験活動5講座の参加者161名	B
	指導課		・ 環境に関する情報や教材を提供し、学校図書館では環境コーナーの書籍を充実し、活用を進め、小・中学校での環境に関する学習内容の充実を図ります。	自然観察に関する研修や環境教育に関するコンクール等の紹介を行った。学校においては環境に関する学習の充実を図るとともに、学校図書館において、環境教育に関する蔵書の紹介や活用に関する支援を行った。	全小中学校29校中、学校図書館における環境教育に関する蔵書保有校数29校 環境コーナーを特設した学校数17校	B
	生涯学習課		・ 市民アカデミーや出前講座など、市民の学習ニーズや年齢層に合わせて、環境をテーマとする講座の実施を推進します。	印西市民アカデミー1学年学習プログラム及び地域活動課程の中で印西市の環境政策等を学ぶ講座を実施した。 出前講座「なぜ、ごみの分別が重要なのか」を開催した。	出前講座 申請件数6件 参加人数224名 アカデミー 講座数4回 参加者数67名	B
	中央公民館		同上	生涯学習課との共催で印西市民アカデミー1学年学習プログラムの中で、印西市の環境政策等を学ぶ講座を実施した。	市民アカデミー講座数4回 参加者数67名	B
	中央駅前公民館		同上	主催事業「はつらつクラブ」の中で、「秋の自然散策」を実施し、21世紀の森と広場の自然について学ぶ。	事業回数1回 参加者数24人	B
	小林公民館		同上	実施なし。	-	-
	そうふけ公民館		同上	小学生4～6年生対象の通年事業(なんでもチャレンジズ)内の1回分にて、いんざい川めぐりを行い、自然環境についての啓発を予定していた。 当日雨天のため、事業中止とした。	-	-
	本埜公民館		同上	里山の会ECOMOを講師に迎え、市民を対象として夏に「蝶とトンボの観察会、ホテル観察会」、秋に「自然観察会」、冬に「野鳥観察会」を実施し、自然環境への関心や理解を深める機会を提供した。	事業回数4回 参加者数89人	B
	歴史民俗資料館		同上	常設展示において、印旛沼の環境、動植物、漁の道具等を紹介し、印旛沼についての理解を深めることができた。	年間入館者1,228人	B
	生涯学習課		・ 図書館において、環境に関する書籍等の充実を図るとともに、期間限定で環境に関する資料の紹介を推進します。	小林図書館において、リサイクル関連の本を展示。図書館の資料とともに身近な環境について考える機会となった。	展示図書冊数40冊 利用人数:自由来館	B

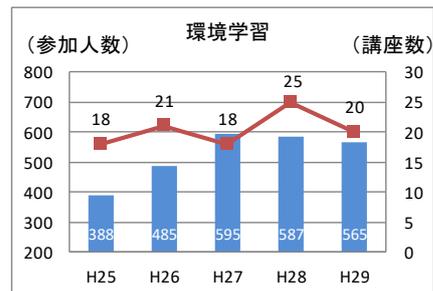
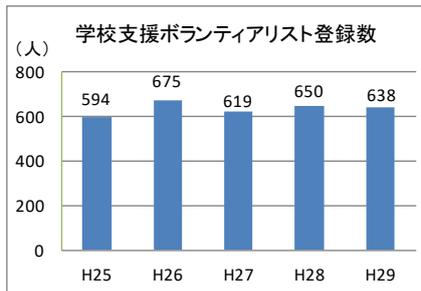
数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
	⑥	環境講座・イベント等の開催回数	環境保全課	回	15	18	18以上	31	30

## ■環境指標の推移



目標 :	H27・H33 共通値
評価 :	◎ 1
	○ 0
	△ 0
	× 0

## ■その他の指標



## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	0	0%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	8	80%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	2	20%
	10	100%

## ■総評、今後の方向性

平成29年度は、市民アカデミーのプログラムの中で、環境保全活動や里山見学会を行い、地域の環境について理解を深めることができました。その他にも、教育センター主催の環境教育に関する行事を行い、多くの市民の方々の参加がありました。今後も、教育センターや各小中学校等と連携を図り、地域の自然とふれあえる環境学習の充実を図ります。また、各公民館等においても、環境に関する魅力ある講座等を開催し、環境学習の場を提供していきます。環境学習を通して、市民の皆様が地域環境の現状と課題を考え、自ら環境保全に配慮した行動を実践できるよう努めていきます。

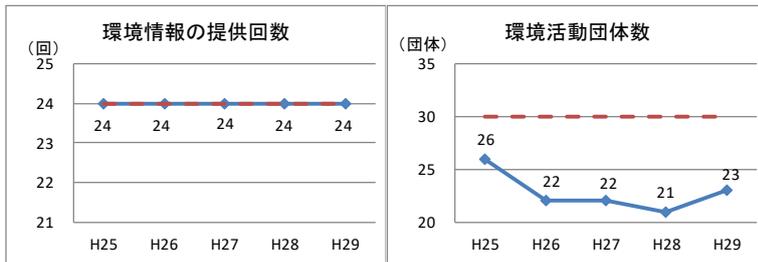
## 5-(2) 環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう

位置づけの整理	①	基本目標	環境配慮行動の実践者を拡大し、みんなで環境を育てるまちを目指して
	②	取り組み方針	5-(2)環境配慮行動の実践を促すしくみをつくろう
	③	基本施策	①環境情報の発信と共有化 ②市民や事業者の環境配慮行動の促進
	④	施策の方向性	環境にやさしい暮らし方を普及していくためには、市民・事業者・市が連携・協力し、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。 そのためには、本市の環境の現状や様々な保全活動の状況など、環境情報を地域で共有していく必要があり、広報紙やホームページ等を通じた、情報提供体制の強化を図ります。また、市民や事業者が環境保全活動に参画する契機として、環境に関するイベント等を開催するほか、自発的に環境保全活動に取り組むNPO等を積極的に支援します。

環境施策	担当課	環境施策	H29取組実績(内容)	H29取組実績(数値)	取組評価
	環境情報の発信と共有化	環境保全課	・広報紙やホームページなどで「印西市環境白書」等の環境情報を市民・事業者等へ提供します。	印西市環境白書を発行した。 また、環境に関する情報を広報紙、HPに掲載し市民へ提供した。	環境保全課の情報提供数 広報紙87回 HP102コンテンツ
	環境保全課	・市民・事業者・市が協働し、環境保全に関する意見交換の場や協働できる体制づくりに努めます。	環境推進(市民・事業者)会議を開催し、意見交換を行った。	環境推進市民会議開催回数10回	A
⑤ 市民や事業者の環境配慮行動の促進	関係各課(環境保全課)	・地域住民が地域の環境へ関心を持ち、人と環境の関わりについて認識するとともに、積極的に環境の保全や良好な環境づくりに参画できるように環境関連施設の見学会や市民参加の環境調査など、環境に関するイベント等を企画・開催し、普及啓発を図ります。	環境に関するイベントを企画、実施した。(印西市及び関係団体が主催イベント)	イベント数30イベント	A
	市民活動推進課	・環境保全活動等を行うNPOなどの市民活動団体に対する支援を行います。	環境保全活動等を行う市民活動団体に対し、市民活動支援センターが行う各種支援業務や、印西市まちづくりファンド及び企画提案型協働事業により支援・連携を行った。	・公益信託印西市まちづくりファンド13事業(うち環境に関する事業5) ・企画提案型協働事業5事業(うち環境に関する事業2) ・市民活動支援センター登録団体136団体(うち環境に関する団体24)	B

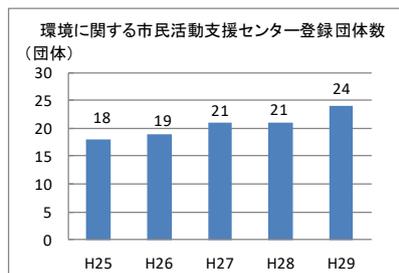
数値目標	環境指標	進行管理担当課	単位	現状(H23)	目標(H27)	目標(H33)	実績(H28)	実績(H29)	評価
	⑥ 環境情報の提供回数 (毎月2回発行される広報に環境に関する情報が掲載されている)	環境保全課	回	24	24を維持	24を維持	24	24	◎
	環境活動団体数	環境保全課	団体	29	30	30以上	21	23	×

## ■環境指標の推移



目標 :	H27・H33 共通値	-----
評価 :	◎	1
	○	0
	△	0
	×	1

## ■その他の指標



## ■取組評価

評価	H29	割合
A : 具体的な取組があり、実績値が前年並み以上	3	75%
B : 具体的な取組があるが、実績値が前年を下回る	1	25%
C : 具体的な取組があるが、実績値が不明	0	0%
D : 具体的な取組はないが、実績値を把握している	0	0%
— : 具体的な取組はなく、実績値を把握していない	0	0%
	4	100%

## ■総評、今後の方向性

環境情報の提供については、いんざい里山マップを環境活動団体と協働で作成し、里山に関心をもち、保全活動のきっかけになるよう努めました。また、環境白書の概要版を作成し、市民目線でもり分かりやすいよう、情報の共有にも努めました。

NPO・市民活動団体に対しては、市民活動支援センターが行う各種支援事業や印西市まちづくりファンドによる資金助成、企画提案型協働事業をはじめとする協働の取り組みにより、今後も活動の支援や連携を進めます。

### 3 温室効果ガス排出量の算出方法

#### 庁内における二酸化炭素の排出量

##### ■ 二酸化炭素排出量の算定式

- ① 燃料の使用に伴う排出量 = 燃料ごとの使用量 × 燃料ごとの排出係数
- ② 他人から供給された電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

※ 二酸化炭素排出量は①と②の合計値

##### ■ 二酸化炭素の排出係数

排出区分		使用量の単位	排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /使用量単位]
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	灯油	L	2.49
	軽油	L	2.58
	A重油	L	2.71
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.0
	都市ガス	m <sup>3</sup>	2.23
他人から供給された電気の使用 (一般電気事業者)		kWh	0.375

※液化石油ガスの産気率は、0.458m<sup>3</sup>/kgとして換算する。

※電力の排出係数は、基準年度(平成22年度)における東京電力の排出係数を固定して使用する。

#### 庁内におけるメタン及び一酸化二窒素の排出量

##### ■ メタン及び一酸化二窒素の排出量の算定式

- ① 自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数
- ② 下水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数

※ メタン及び一酸化二窒素排出量は①と②の合計値

### ■ 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分 (自動車の種類)	走行量の単位	排出係数		
		メタン [kg-CH <sub>4</sub> /km]	一酸化二窒素 [kg-N <sub>2</sub> O/km]	
ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
	軽自動車	km	0.00001	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000015	0.000026
	軽貨物車	km	0.000011	0.000022
	乗合自動車	km	0.000035	0.000041
	特殊用途車	km	0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車	km	0.0000020	0.000007
	普通貨物車	km	0.000015	0.000014
	小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
	乗合自動車	km	0.000017	0.000025
	特殊用途車	km	0.000013	0.000025

### ■ 下水処理に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分	処理量の単位	排出係数	
		メタン [kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> ]	一酸化二窒素 [kg-N <sub>2</sub> O/ m <sup>3</sup> ]
下水処理量	m <sup>3</sup>	0.00088	0.00016

### 庁内における温室効果ガス総排出量

#### ■ 温室効果ガス総排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量} &= \Sigma (\text{温室効果ガスごとの排出量} \times \text{温室効果ガスごとの温暖化係数}) \\ &= (\text{CO}_2 \text{ 排出量} \times 1) + (\text{CH}_4 \text{ 排出量} \times 21) + (\text{N}_2\text{O 排出量} \times 310) \end{aligned}$$

※ 温室効果ガスはその種類によって地球温暖化に対する効果やその持続時間が異なり、同一重量で比較すると、メタンは二酸化炭素の約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍の影響があります。このため、総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO<sub>2</sub>）を用います。

#### ■ 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

## 印西市における二酸化炭素の排出量

### ■ 温室効果ガス総排出量の算定式

- ① 電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

印西市における電力使用量は、千葉県全体の電力使用量を人口に応じて按分することで推計しています。

- ② 可燃ごみの焼却に伴う排出量 = 可燃ごみの焼却量 × 排出係数

印西市における可燃ごみの焼却量には、家庭系ごみと事業系ごみの合計値を使用しています。

- ③ 都市ガスの使用に伴う排出量 = 都市ガス使用量 × 排出係数

印西市における都市ガス使用量は、東京ガス株式会社よりデータ提供を受けています。

なお、プロパンガスの使用に伴う排出量は含んでいません。

- ④ 自動車の走行に伴う排出量 = 燃料消費量 × 排出係数

印西市における自動車の走行に伴う燃料消費量は、環境省の「市区町村別自動車CO<sub>2</sub>排出推計テーブル」より算出しました。人口あたり保有車両数を印西市の人口と車種別車両数から計算しています。

### ■ 二酸化炭素の排出係数

排出区分	使用量の単位	排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /使用量単位]
電気使用量	kWh	0.375
可燃ごみ焼却量	t	2,770
都市ガス使用量	m <sup>3</sup>	2.23

## 市民一人当たりの二酸化炭素排出量

市民一人当たりの二酸化炭素排出量は、前述の通りに算定した印西市における二酸化炭素排出量を人口で除して算定しています。

## 4 用語解説

五十音	用語	内容
あ 行	悪臭 (掲載ページ:P.24)	誰からも嫌われるにのいのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づく規制が行われている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ:P.21)	大気の汚染状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を監視するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ:P.1)	「印西市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする計画。平成 15 年 3 月に策定し、平成 25 年 3 月には環境問題の多様化、合併をふまえ新たな計画を策定した。
	印西市環境基本条例 (掲載ページ:P.1)	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。平成 11 年 3 月公布。
	印西市市内エコプラン (掲載ページ:P.1)	「印西市環境基本計画」を推進・実践していくため、市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定めたもの。 また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画」に位置づけられる。
	エコドライブ (掲載ページ:P.21)	「環境に配慮した自動車の使用」のことで、具体的には、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の排出量を減らす運転のこと。
	温室効果ガス (掲載ページ:P.12)	地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、その一部を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。京都議定書 <sup>*</sup> では、CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)、CH <sub>4</sub> (メタン)、N <sub>2</sub> O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF <sub>6</sub> (六フッ化硫黄)の 6 物質を削減対象としている。 (※)1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)で採択された議定書のこと。正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。
か 行	外来生物 (掲載ページ:P.19)	もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流によって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。 また、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又はまた及ぼすおそれがあるものは、平成 17 年に施行された外来生物法 <sup>*</sup> に基づき、特定外来生物として指定している。 (※)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。
	合併処理浄化槽 (掲載ページ:P.4)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
	京都議定書 (掲載ページ:P.12)	「温室効果ガス」の用語解説を参照のこと。

五音	用語	内容
か 行	環境基準 (掲載ページ:P.4)	「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「環境基本法」に基づいて国が定める値。
	かん養 (掲載ページ:P.23)	地下水のかん養とは、雨や河川などの地表の水が浸透して、地下水に流れ込むこと。雨水を浸透させるために、浸透マスや透水性舗装などの設備が利用される。
	木下貝層 (掲載ページ:P.32)	約 12 万年前に古東京湾と呼ばれる広大な内湾に堆積した砂層で、当時生息していた貝類などの化石が観察できる。
	企画提案型協働事業 (掲載ページ:P.42)	地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者等の多様な主体と市が互いに協力・連携し、事業を実施する。
	気候変動枠組条約 (掲載ページ:P.12)	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効された。
	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書 (掲載ページ:P.35)	IPCC は国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書(assessment report)にまとめて公表するもので、第5次報告書の統合評価報告書は2014年11月に公表された。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.5)	印西市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。
	景観計画 (掲載ページ:P.30)	景観法第8条に基づき良好な景観の形成方針や行為の制限、推進方策等を定めることを目的とし、一定の強制力を持つ計画。このため、景観形成の運用において景観形成の誘導等を行う役割を担う。
	景観法 (掲載ページ:P.30)	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。
	下水道整備率 (掲載ページ:P.4)	下水道整備面積を、事業認可面積で除した値。 下水道整備率(%)=整備面積/事業認可面積×100
	下水道普及率 (掲載ページ:P.4)	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。 下水道普及率(%)=処理区域内人口/行政人口×100
	公益信託印西市まちづくりファンド (掲載ページ:P.42)	市民活動を推進・発展させていくため、市と信託銀行(千葉銀行)との公益信託契約により、平成19年1月に創設された。
光化学オキシダント (掲載ページ:P.21)	太陽光線(紫外線)による複雑な光学反応で生成されるオゾンなどの酸化性物質の集合体。その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。	
光化学スモッグ (掲載ページ:P.21)	光化学反応によって生成された光化学オキシダント等の大気汚染物質が滞留して、白いモヤがかかったような状態のこと。風が弱く、紫外線の強い夏の日に発生する。	

五措	用語	内容
か行	ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.5)	印西市では毎年5月下旬に、散乱ごみの清掃等を市内全域で一斉に行う環境美化活動を実施している。
さ行	再生可能エネルギー (掲載ページ:P.2)	法律※で「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定される。再生可能エネルギーは、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない優れたエネルギーである。 (※)エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。
	在来生物 (掲載ページ:P.19)	在来種。もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団を指す。
	里山 (掲載ページ:P.2)	人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持されてきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。
	循環型社会 (掲載ページ:P.8)	自然界から新たに採取する資源をできるだけ少なくし、製品の長期間の利用や再生資源の投入などにより最終的に自然界へ廃棄するものをできるだけ少なくする社会のこと。
	浄化槽法 (掲載ページ:P.22)	浄化槽によるし尿および雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的に昭和58年に制定された法律。浄化槽の取り扱いのルールを定めている。浄化槽の法定検査は、浄化槽が正しく設置され、正常な機能を発揮しているかどうかを検査するもので、設置後の水質検査(7条検査※ <sup>1</sup> )と定期検査(11条検査※ <sup>2</sup> )の2種類の検査がある。 (※ <sup>1</sup> )浄化槽を新たに設置したり、構造の変更等を行った場合に、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、水質検査を受けることが義務付けられている。 (※ <sup>2</sup> )設置後の水質検査(7条検査)の後、年1回の定期検査を受けることが義務付けられている。
	生態系 (掲載ページ:P.19)	生きもの同士の相互作用と、それをとりまく環境との関わりをまとまりとしてとらえた概念のこと。
	生物多様性 (掲載ページ:P.19)	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約※では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。 (※)個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりでの生物多様性を考え、その保全を目指す国際条約。1993年12月29日に発効したこの条約は、生物多様性の保全だけでなく、さまざまな自然資源の「持続可能な利用」を明記した条約でもある。
	総資源化率 (掲載ページ:P.6)	総資源化率(%) = (市資源回収量 + 有価物集団回収量) ÷ (一般廃棄物総排出量 + 有価物集団回収量) × 100
た行	ダイオキシン類 (掲載ページ:P.5)	塩素を含む有機化学物質の一種。①ポリクロロジベンゾパラジオキシン(PCDDs)②ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)③コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーPCB)の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。

五十音	用語	内容
た 行	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ:P.1)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成 10 年 10 月 9 日に制定された法律。平成 20 年 6 月に、京都議定書の 6%削減目標の達成を確実にするために必要な諸施策の導入を図る改正が行われた。
	低炭素社会 (掲載ページ:P.2)	二酸化炭素の排出を抑えた社会のこと。低炭素社会の実現のために、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及によって、二酸化炭素の排出を少なくする取り組みが進められている。
	転換部門 (掲載ページ:P.13)	エネルギー転換部門の略称。石油、石炭等の一次エネルギーを産業、民生、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門(発電、石油精製等)のこと。
	透水性舗装 (掲載ページ:P.23)	雨水を地中に浸透させる機能を持った舗装のこと。
	特定外来生物 (掲載ページ:P.19)	「外来生物」の用語解説を参照のこと。
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法) (掲載ページ:P.26)	有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することを通じて、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。
な 行	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) (掲載ページ:P.6)	温室効果ガスの一種で、最も排出量が多く、地球温暖化への影響が大きい。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (掲載ページ:P.4)	呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )の一種。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場、事業場などである。
	農振農用地 (掲載ページ:P.4)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地を「農業振興地域内の農用地」として市が指定するもの。
は 行	東日本大震災 (掲載ページ:P.26)	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害のこと。大規模な地震災害であることから大震災と呼称される。
	浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ:P.4)	大気中に浮遊する粒径 10 $\mu$ m(ミクロン:1 $\mu$ m は、1mm の 1,000 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るもの、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなど自然現象によるもの等がある。
	放射性物質 (掲載ページ:P.26)	放射線を出す能力(放射能)を有する物質のこと。
	ポスト京都議定書 (掲載ページ:P.12)	先進国に温室効果ガスの排出量削減義務を課した京都議定書の約束期間の終了後、2013 年以降の枠組み。議定書は 08~12 年に先進国全体で 90 年比 5%削減を求めているが、米国が離脱したほか、中国やインドなどの新興経済国にも義務がなく、削減義務の対象は全排出量の 3 割程度にとどまる。
ま 行	面的評価 (掲載ページ:P.23)	幹線道路に面した地域における道路交通騒音の評価方法。幹線道路から 50mの範囲にある全住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。

五音	用語	内容
や 行	有価物集団回収奨励金 事業 (掲載ページ:P.39)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成4年1月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、PTA・子ども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収を行うもので、有価物(紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など)回収を行った場合、回収量に応じて奨励金を交付するものである。
	遊休農地 (掲載ページ:P.4)	耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	湧水 (掲載ページ:P.18)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
ら 行	緑地面積の割合 (掲載ページ:P.5)	施設緑地と地域制緑地の緑地面積の積み上げを行い、市の行政面積に対する割合を算出したもの。

五十音	用語	内容
B	BOD(ビーオーディー) (掲載ページ:P.4)	生物化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量で示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
C	COD(シーオーディー) (掲載ページ:P.23)	化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
N	NPO(エヌピーオー) (掲載ページ:P.17)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10年に「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が制定された。
P	ppm(ピーピーエム) (掲載ページ:P.4)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m <sup>3</sup> 中に1cm <sup>3</sup> のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。
T	TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ:P.5)	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。
μ	μSv (マイクロシーベルト) (掲載ページ:P.27)	Sv(シーベルト)は、人間が放射線を受けた時の影響の強さを表す単位。μ(マイクロ)は、100万分の1の量であることを意味する単位の記号。
3	3R(スリーアール) (掲載ページ:P.13)	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。1つめのR(リデュース)は、物を大切に使い、ごみを減らすこと、2つめのR(リユース)は、使える物は繰り返し使うこと、3つめのR(リサイクル)は、ごみを資源として再び利用すること、を意味する。

**平成 30 年度版 印西市環境白書**

2019 年 2 月発行

発行：印西市

編集：環境経済部 環境保全課

〒270 - 1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476 (42) 5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>





写真提供：（特）印西市観光協会

第27回「ふるさと印西フォトコンテスト」の入賞作品

- |     |    |                 |
|-----|----|-----------------|
| 表紙  | 左上 | 「朝霧の光堂」（宝珠院観音堂） |
|     | 右下 | 「染まる秋」（木下万葉公園）  |
| 裏表紙 | 上  | 「桜花爛漫の夜」（小林牧場）  |
|     | 下  | 「残雪に立つ六地藏」（結縁寺） |

